

平成 27 年 第 2 回知名町議会定例会

第 1 日

平成 27 年 6 月 16 日

平成27年第2回知名町議会定例会議事日程  
平成27年6月16日（火曜日）午前10時00分開議

1. 議事日程（第1号）

- 開会の宣告
- 開議の宣告
- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告  
(議長)
- 日程第4 行政報告  
(町長・教育長)
- 日程第5 報告第2号
- 日程第6 一般質問
  - ①山崎 賢治君
  - ②奥山 直武君
  - ③名間 武忠君
  - ④今井 宏毅君
- 散会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

1. 出席議員（12名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	田中 富行 君	2番	今井 宏毅 君
3番	名間 武忠 君	5番	森山 進 君
6番	山崎 賢治 君	7番	平 秀徳 君
8番	松元 道芳 君	9番	東 善一郎 君
10番	西田 治利 君	11番	奥山 直武 君
12番	福井 源乃介 君	13番	今井 吉男 君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 迫田昭三君 議会事務局次長 東 公仁君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町 長	平安 正盛 君	会計管理者兼会計課長	安田 輝秋 君
副町長	宗岡 与名彦 君	税務課長	山崎 實 君
教育長	豊島 実文 君	町民課長	榊 憲次 君
総務課長	栄 信一郎 君	保健福祉課長	安田 廣一郎 君
総務課長補佐	村山 裕一郎 君	老人ホーム園長	新納 哲仁 君
企画振興課長	榮 照和 君	水道課長	伊藤 末隆 君
農林課長	安田 末広 君	水道課参事	山田 悟 君
農業委員会事務局長	川野 兼一 君	教育委員会事務局長兼学校教育課長	瀬島 徳幸 君
建設課長	高風 勝一郎 君	学校教育課参事	平山 盛文 君
耕地課長	窪田 政英 君	教育委員会事務局次長兼生涯学習課長兼中央公民館長兼図書館長	大郷 一雄 君
耕地課参事	山下 清則 君	給食センター所長	徳岡 秀郷 君

## △開 会 午前１０時００分

### ○議長（今井吉男君）

議場におられる皆さん、ご起立ください。

おはようございます。

お座りください。

## △日程第１ 会議録署名議員の指名

### ○議長（今井吉男君）

ただいまから平成２７年第２回知名町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定によって森山 進君及び山崎賢治君を指名します。

## △日程第２ 会期の決定

### ○議長（今井吉男君）

日程第２、会期決定の件を議題にします。お諮りします。

本定例会の会期は、本日から６月１９日までの４日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

### ○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から６月１９日までの４日間に決定しました。

## △日程第３ 諸般の報告

### ○議長（今井吉男君）

日程第３、諸般の報告を行います。報告事項はお手元に配付してあります。若干申し上げます。

４月２８日、県市町村課主催による県政説明会が県庁講堂で開催されました。伊藤知事の挨拶の中で、ことし最大の目玉政策は国が推進する地方創生であり、市町

村におかれましては10年後、20年後の我が町の将来を見据えた提言をどしどし出していただきたいと言われたことが印象的でした。その後、13部局により、平成27年度予算を中心に県政の概要説明がありました。

5月27日、与論町で沖永良部地区農業改良普及事業協議会が開催され、地域農業を支える担い手の育成、畑かん地区における農業振興などに力を入れる必要性が強調されました。また、農業普及課児玉課長により、沖永良部・与論地区のほ場は土地基盤整備が進み、従前あった防風林がほとんど伐採され、農業生産額の向上には防風林の必要性を指摘、県と町、地域が一体となって防風林帯の設置を検討してほしいという訴えがありました。

6月2日、知名町畜産振興会総会が開催され、根釜会長の挨拶の中で、平成27年2月1日現在、知名町の飼養頭数は999頭で前年より55頭減、また飼養農家戸数は65戸で前年より3戸減となり、1戸当たりの飼養頭数は15.3頭となったという報告がありました。また、平成26年度は、競り市価格は高値で推移、引き続き平成27年度に入ってから高値がついております。大変喜ばしい限りであります。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、閉会中に受理した陳情のうち、陳情第2号、浄化槽改変新設工事に対するご支援についての陳情、陳情第3号、世界自然遺産をめざす、奄美群島の山々から辺野古の海・埋め立てへの土砂の持ち出しを禁止する議会議決を求める陳情及び陳情第4号、自然環境と住民生活を守る「鹿児島県砕石条例の改正」を県議会に要望することの陳情は、総務文教常任委員会に付託し、陳情第5号、TPP（環太平洋連携協定）交渉に関する陳情は、経済建設常任委員会に付託しましたので報告します。

以上で諸般の報告を終わります。

#### △日程第4 行政報告

##### ○議長（今井吉男君）

日程第4、行政報告を行います。まず、町長の報告を求めます。

##### ○町長（平安正盛君）

おはようございます。

それでは、閉会中の行政報告を行います。

まず、3月13日、本町住吉にお住まいの長崎夏海さんが、今回本人の著書「ク

リオネのしっぽ」で出版されたわけですが、岡山県の倉敷市が定めております坪田議治文学賞に受賞されたということで、第一報が入りましたので13日関係者の皆さんにお集まりいただきまして、長崎さんの坪田議治受賞の祝賀会をしたところでもあります。

それから、3月23日、各本町が構成する一部事務組合のそれぞれの定例議会が開催され、ほとんどが新年度の予算審議が主なものでありましたが、まず、衛生管理組合で管理者が2年ごとに交代ということでしたので、本年後から2カ年、知名町の当番ということで私が管理者、そして議長においては、管理者の属さない議員ということで、和泊の沖さんが議長に就任しております。なお、バス企業については管理者が私ということです。それから、議長が本町の今井議員がバス企業団の議長です。それから、沖永良部・与論地区広域事務組合の管理者が、本年度から私から和泊町長に変更し、議長は引き続き本町の平議員が議長に就任されております。

なお、広域事務組合の議会に先立ちまして、24年度から事業を進めておりました消防無線のデジタル化並びに通信指令の整備が本年度3月末で完了いたしましたので、そのデジタル関係の事業の完成を祝して開局式を行ったところです。このことについては、既に広域事務組合の議員の皆さんはもちろんです、私ども予算等で予算審議をしているのでご承知かと思いますが、今回のこの一連の事業費がデジタル関係で4億1,161万1,000円、通信指令が1億2,658万8,000円、計5億3,820万円で事業を実施しております。なお、これについては、事務費は別で設計管理で270万6,000円、合計5億4,097万6,000円で今回の整備が全て完了いたしましたわけです。その総事業に対する本町の負担割合が1億2,265万1,000円となっております。

それから、同じくその際に報告があったんですけれども、26年中1月から12月までの出動関係です。建物で全火災で16件、そのうち本町が建物火災3件、その他5件、車両火災1件の9件の出動をしております。

また、救急車の出動については、管内3町で832件、うち本町が373件と3町の中では飛び抜けて出動回数が多いわけです。これには幾つか理由がありまして、ご承知のように徳洲会病院がありますので、転院関係はほとんど徳洲会病院を経由してへりに搬送したり、あるいは病院間の転院等がある関係で若干伸びているのかなというように思っているところであります。それから、ドクターヘリが1年間58件、うち30件30人が本町であります。また、自衛隊ヘリの搬送で延べ10名、本町が5名となっております。なお、そのほかに海難救助等の救助出動もあるわけですが、全体で9件、本町関係では3件となっております。

それから、衛生管理組合で協議をいたしたんですけれども、以前に議会でもご報告したとは思いますが、現在使用中の指定ごみ袋が一部耳つきにしてほしいという要請が入っていました。これは衛生管理組合でも議論をしたところですが、現在のフラット式、要するに耳のないごみ袋でしたが、いろいろ意見を聞いて、衛生管理組合の議員の皆さんの意見も聞いて、結果的には指定袋については耳つきをしてほしいというのが圧倒的な意見でした。ただし、耳つきにすることによって、その耳を確保する手間賃並びに原料等の高騰に伴う単価の引き上げ等が危惧されましたので、再度、事務局を通じて関係メーカーに見積もりをいただいた結果、従来から私の本町の出身の関係するメーカーさんですが、地元に対する思いがありまして、単価も下げられるということでしたので、現在在庫がありますので在庫がなくなり次第、新たに耳つきの指定ごみ袋に変更する予定ですので、今後は指定袋については耳つきの指定袋になりますのでご了承いただきたいと思います。

それから、その関連で、3月26日に本町の廃棄物等の原料対策審議会を開催し、1年間のクリーンセンターのごみ処理状況等について報告がされたわけですが、クリーンセンターで年間の処理量が3,755トン、これを昨年に比べますと若干処理量が減っております。そのうち本町の持ち込み並びに収集車によるごみ量が1,762トン、全体の約47%であります。当然、私どもの本町からの搬出も減になって20トン減量をされているということです。このことについては、町民の皆さんのご理解をいただきまして、ごみ減量化あるいはリサイクル等にそれぞれ効果が出ているのかなというように思って、引き続きごみの減量化並びに資源ごみのリサイクル化を推進する必要を痛感したところであります。

3月24日、有害鳥獣の、お手元のプリントには「駆除」になっていますが、「捕獲」に訂正をしてください。鳥獣の捕獲対策協議会を開催し、26年度の実績の報告と27年度の取り組みについて協議をいたしたところです。ちなみに26年度の実績を報告いたしますと、イノシシが、25年が44頭に対して26年度が35頭。これを見ますと最近五、六年は30頭台で推移しているようであります。キジが、25年が209羽に対して26年が227羽。カラスが、25年が515羽に対して26年が445羽ということであります。猟友会の皆さんにも最大限に捕獲に努めて、地域の農作物等を含めた被害を軽減するように、猟友会の皆さんにもお願いをいたしたところであります。

3月25日、27年4月1日に向けての職員の人事異動の内示をいたし、4月1日に辞令交付をいたしたところであります。先ほど新任の課長の挨拶をいただいたところですが、そういった皆さんを含めて昇格20名、異動が17名、派遣が

2名、これは奄美群島の広域事務組合等を含めて派遣が2名、新規採用が12名、そして以前からも議会の皆さんに報告をしていますとおり、どうしても職員の絶対数が不足を来しておりましたので、今回、議会の皆さんのご理解をいただきまして、任期つき期限職員の条例を可決していただきましたが、それに基づいて任期つき採用3名ということで今回の内示をし、4月1日に辞令交付をしたところでありました。

それから、4月2日並びに4月29日、議員の皆さんにも出席いただきまして、日吉得藏元町長の追悼式を開催いたし、それに向けての実行委員会並びに当日の開催ということであります。おおむね約400名の皆さんがご出席いただいたものだと思います。献花用の花を450本準備いたしましたので、約400人の皆さんがご出席いただきまして日吉町長のご遺徳をしのびながら、また新たな決意で本町の皆さん方へのご支援をお願いをいたしたところでありました。

4月16日、その後また幾つかありますが、知名の認定こども園に関してずっと昨年から作業を進めてきたところであり、用地交渉もおおむね順調に進んできたところで幾つか問題が出てきました。1つが、予定地の開発行為の許可を受けなければいけないと、規模が、面積が大きくなりましたので、以前からも報告しておりますように、予定地の周辺が知名町の所有でもありましたので、そこらも含めて再整備をして活用を図ろうというようなことで進めたら結局面積がふえたもので、その開発行為の許可を受けなければいけないと。これがまた膨大な作業で、ずっと今日まで尾を引いています。尾を引いているというか、おおむね内々の協議は進めて、許可のおりる段階に来ているところです。

そうしている中で、また予定地が農用地ということでありまして農振地域に入っているし、同時に第2知名東部地区内の畑だというようなことが判明しまして、その作業をその後ずっと作業をして、既に第2東部は平成13年度に完了しているわけですので、条件としては完成完了後8年経過後については転用等も可能だというような法的なクリアはありますが、その間、当時の昭和54年度からして、先ほど申し上げた平成13年度で完了したわけですが、その間、受益地区の面積の減少、それから客土事業の減等々、事業の大幅な変更があったので、その変更の申請を新たに同意を受けなければならないというような法的な定めがありまして、確認したところ、まだクリアする同意が徴収されていないということがありましたので、今回職員総動員でその同意徴収に向けて取り組んだ結果、もちろんこれは県の協力もいただきながらですが、おおむね計画変更の同意の基準が満たす状態になりまして、現在事前協議を進めているところで、近いうちにそのことの計画変更の確認の同意があり、さらにその後の農振除外等々の作業がスムーズに進められるかと

思っております。そういう意味で、認定こども園の作業が若干おこなわれておりますが、現段階では予定どおり進められるものだというふうに思っているところです。

それから5月15日、それから24日、6月8日に職員の採用関係がございます。15日は以前にもご報告したとおり、消防広域事務組合に職員1名、知名町枠で採用しなくてはならない事情が発生しましたので、その職員採用1名を受けての作業と、あわせて27年度予定の募集に関する採用委員会を招集していただき、いろいろその消防の採用に向けての作業と27年度の新たな募集・採用について委員の皆さんにご報告し、開催の中でご理解をいただいたところです。

なお、消防職員については、6月8日に1名、4名応募のうち3名受験、その中から判定会議の結果1名、住吉の菅原直和さんが名簿内定にということで採用委員会から答申をいただきましたので、その旨告示をしたところで、7月1日採用に向けて今作業を進めているところでございます。

なお、27年度の要綱については、以前にも申し上げて、原課の就職状況の雇用関係の状況を見ると非常に厳しい状況にあります。年齢等も含めて、議会の皆さんにも3月の議会で報告していただいたところで、現在、広報あるいはホームページ等でお知らせをしているところであります。詳しくはホームページを見ていただければおわかりだと思いますが、来年採用予定の職種は、一般事務若干名、幼稚園並びに保育士若干名、それから保健師若干名、それとさらに今回、広域事務組合の消防職員が早期退職の申し出が出ましたので消防職員1名の合計5職種で採用をする計画で進めたいと思います。なお、年齢等については3月の議会でも申し上げたとおり、一部年齢を引き上げることになっておりますので、詳細についてはホームページ、広報をごらんいただければというように思っています。なお、予定の試験は9月20日と21日の2日間をしております。応募期間が4月13日から8月14日までとなっております。

4月17日、臨時の課長会を招集して、知名町地方創生実施本部を立ち上げるということで、各課の課長の皆さんに集まっておいただき、今回の地方創生に向けた取り組み等について説明をし、4月17日付をもって知名町の創生実施本部を立ち上げて現在作業を進めておるところです。詳しくは後ほどの一般質問等でもありますので詳細は省かせていただきたいと思います。高校生のアンケート、それから町民に対する3種類の一般のアンケート、それから転入者に対するアンケート並びに20代、30代の若い世代へのアンケート等々も実施し、来週には沖州会方面に呼びかけて沖州会の皆さんの意見をいただくということと同時に、今、田畑陽一郎先生が本町に事務所を開設しているわけですけれども、その事務所等も含めた人口

減の歯どめをかける、よく今回言われているように、都市部から地方へ人口の流れを加速させるというようなことも趣旨ですので、そのことを含めて来週から沖州会関係を回って、その皆さんへのご理解とご協力をいただきたいなというふうに思っております。そういう意味で立ち上げて今、急ピッチで作業を進めているところでもあります。

それから、4月22日、農林課の担当と桑の成立をしてきたところです。福岡では市内で四十数店舗持っている薬局チェーンの大賀薬局さんを訪ねて、本町の桑製品の取り扱いをお願いし、さらにその足で鹿児島県の福岡事務所等も訪問して指示、その後、せんだっては担当している林富義志氏が改めてまた数カ所訪問して、おおむね脈のある話に終わっているようですので、今後最終の詰めをしながら桑の販路拡大に向けた取り組みを強化していきたいというように思っております。

それから、4月24日、今回区長が変わりまして、3名、3集落で変わっています。大津勤が今井秀文区長から武村進治さんへ、新城が森田英昭さんから大當晴信さん、屋者が池 幸次郎さんから亘元澄さん、3集落で区長が変わっておりますのでよろしくお願ひいたしたいと思ひます。

それから、5月12日、担当の同行で福岡の防衛局を訪問し、その足で熊本の防衛支局も訪問して、日ごろの私どもに対する行財政に対する支援のお礼と、今取り組んでおります田皆の集会施設、コミュニティーセンターの予算の確保をお願いしてきたところです。引き続き、田皆の完成後には東部地区に1カ所コミュニティーセンターを建設する予定ですので、防衛局にその旨も改めてお願いし、おおむね感懐としては良好な防衛局の意向をいただいておりますので、作業を進めていきたいというように思っております。

そのついでに、熊本に農政局もありまして、農局長の訪問と、それから今回のデジタルが全部完了しましたので、デジタル関係のお礼を総合通信局の局長も訪問してお礼し、また福岡に通産産業局がありますが、今私どもが持っています町一円に網をかけた鉱業権の設定についていろいろ局とのやりとりもありますので、そのことに含めて工業課で今後の取り組みと、あるいはお礼をしてきたところでもあります。

5月27日、県の国民体育大会の準備委員会が開催され、委員に入っておりますので出席をしてきたところです。このことについてはもう既に地元の新聞等でも報道されているとおり、それまでは鹿児島県の国体の開催競技について、まだ一部、開催種目が決まっていなかった部分がありました。今回の準備委員会の総会で決定したのが、特別競技、これは高校野球ですけれども1種目、それから公開競技がこれまでの過去開催地でもあるわけですけれども、鹿児島としても5競技、公開競技を開催

するという事で決定し、同時にそれぞれの競技の開催地も決定したわけですが、以前から手を挙げておりましたパワーリフティングの開催地が、おかげさまでその場で本町に決定をいたしたところでございます。今後、この開催に伴う受け入れ態勢をどうするかについては、2020年の開催ですのでまだ時間がありますので、関係機関と十分協議をしながら受け入れ態勢の整備を進めてまいりたいというように思っております。なお、この後の一般質問等でも出ていますので、また改めて詳細等について報告できればというように思っているところです。

それから、5月29日、大島支庁の榎本建設部長が来庁されているいろいろ懇談をしたところですが、昨年までは沖永良部地域土木事業連絡会ということで3町集まっているいろいろ意見の交換をしてきたところですが、今回は各町それぞれ個別に部長が回って、それぞれの町の課題等について意見交換したところであります。いろいろありますが、本町として特に強くお願いしたのは、以前からもこの議会でも非常に話題になっていますが、田皆の県道の改良、それから住吉字内の改良並びに知名の遊歩道の設置、その3件については早期に作業を進めていただきたいという地域の要望あります旨を伝えて、県にもその取り組みを強く要請したところです。ただ、残念ながら、やはり検討しますということですが、非常に財政上の問題それから事業の内容等の問題について、非常に厳しいのかなというように感じたところです。

加えて、町内の主要な交差点の白線がかなり薄くなっていましたので、ピノキオさんの前、それから役場の等々含めて、白線が非常に薄れている地区が何カ所か見られたので、できるだけ早く、交通安全対策を含めて白線を更新するということも要請をしていったところです。

それから、6月4日、新規就農者を励ます会に出席していますが、本年度は新規就農が沖永良部管内で11名、知名5名、和泊6名、合計11名の皆さんが新規就農ということで一定期間、あるいはその新規就農を支援する4Hクラブとか、農業青年クラブ、農業指導室等の皆さんから激励をしたところでもあります。最近の傾向で、11名のうち野菜部門が7名、果樹が2名、花卉が1名、サトウキビが1名の11名が新規就農ということで、野菜がちょっとふえつつあるのかなと思っているところで、本町では野菜が3名、花卉が1名、サトウキビが1名というような新規就農者の就農形態となっております。

それから、6月2日、その前に島根県隠岐の島町で全国離島振興協議会の総会がありましたので、その帰り、兵庫県の加古川市にお邪魔して神川工務店の社長とそれから岡田加古川市長を表敬訪問いたしました。昨年、本町から加古川市役所との縁がありましたので、向こうから永良部ユリの球根を欲しいという要望がありまし

たので、昨年、本町から加古川市に球根を2箱送って、ちょうどその昨年提供したユリが非常に今満開ですよという市長から連絡いただきましたので、表敬訪問しそのユリの開花状況も見させていただき、あわせて神川工務店に先般、日吉元町長の追悼式にもご出席いただきましたので、そのお礼を兼ねて神川工務店も表敬訪問をいたしましたところであります。

それから、ちょっと飛び飛びになりますが、6月9日、10日、11日、郡内の町村がかかわる各種協議会の総会がありまして、主に、それぞれの団体の決算並びに予算関係の審議であります。今回特にいろいろありましたのが、1つは鹿児島・喜界・知名航路の協議会がありまして、毎年この席上奄美からの決算状況が報告され、補助金あるいはこの協議会からの支援等について報告をいたしているところです。26年度の奄美海運の決算が例年欠損が出ているわけですけれども、25年度の欠損に対し国・県の補助金の残がありまして、その残金393万5,000円をこの協議会から助成することとし、27年度の予算では26年度分の欠損、奄美海運の欠損として約8億1,100万円余が欠損となっておりますが、これに対する国・県の補助金の残額165万9,000円はまた27年度にこの協議会から支援するということになっております。なお、去る3月に就航いたしましたフェリーきかいの建造に伴うこの協議会の助成支援として1億8,562万1,000円を、協議会でフェリーきかいの新造に伴う支援をいたしているところであります。なお、今申し上げた建造に対する支援の基金の残高が、現在2億8,947万円となっております。

それから、市町村長会があったわけですが、特に話題になったのが徳之島3町から負担金の各種負担している金額の全部、全団体について一律20%の削減を要請されています。これはいろんな市町村がかかわる団体ですけれども、いきなりそれが出てきて、それはそれぞれの会の目的も違うし、一律20%はどうかかなということも議論して、各団体でそれを個別に協議したらかなりの時間がかかりますので、一括して市町村長会で議論をして、最終的には再度、徳之島3町のほうも若干足並みが乱れているようでしたので、3町でしっかりと議論をして、しかも全団体が2割カットではなくて、やはりいろんな会がたくさんありますので、その会の活動状況、それから繰り越し状況等を全部勘案してやるのが筋ではないかなということで、今回この件については徳之島3町が取り下げるというようなことになっているところです。

それから、奄美群島の航路対策協議会で話題になったのが、奄美空港のターミナルの拡張、改修の関係で、郡内全市町村長並びに議会議長の連名で、改修に対する

要望を現地には伝達ということでしたが、これ1つの理由は、もう現在今の航空運賃の公金活用により利用客の増、あるいは今後の世界自然遺産の状況等々勘案しますと、今の手狭な空港では非常に不便を来しているということで、出発ロビー、あるいはボーディングブリッジ、保安検査場の強化等々をしますと、どうしても必要というのは私もわかりますけれども、郡内では5つの空港がありますので、そのことで、じゃあ我々郡内の全市町村が負担するのかということで質疑が集中して、最終的には、やはり現段階であくまでも県に支援をお願いするという趣旨の要望書を提出するというので奄美関係の皆さんの理解をいただきましたので、一応全市町村長あるいは議会議長で要望はするというので決したところであります。

それから、昨日、沖永良部空港利用促進協議会がありまして、まず1点目が沖永良部空港の愛称、ニックネームを以前募集しておったところですが、それが決定をしました。全国から367件の愛称の名前の応募があったわけですが、審査の結果「えらぶゆりの島」空港ということで愛称を決めました。これは、もちろん正式には沖永良部空港ですけれども、愛称として「えらぶゆりの島」空港に決定をして、その周知を図るために空港内外にPRするとともに、空港にその旨の看板を掲示するというので決しております。

ちょうどその会議で沖縄奄美間の定期路線の開設等については意見を交換し、なかなかちのあかない状態ですので、早く何とかしたいということで議論をしたんですけれども、これだという決め手がなくて、やはり従来どおりの要請活動等を強化するというような意見が一致したところです。ただ、その中で1つ新たな情報が入りまして、今後どうするか考えないといけないんですけれども、今、永良部鹿兒島並びに奄美間の就航しているS A A Bが、今もう製造中止の状態で、部品もなかなか手に入らないと非常に厳しい状況で、J A CあるいはJ A Lを通じて後継機の選定作業へこれまで進めてきたところですが、昨日、後継機の決定を見、連絡をいただきました。後継機にはA T R 4 2 - 6 0 0というフランス製です。2017年（平成29年度）に運航を開始するめどで、現在、機材の発注を進めているということです。ちなみに、現在S A A Bが36席ですけれども、今申し上げた後継機が48席、ちょっと今のS A A Bより一回り大きくなると同時に、スピードも巡航速度が約1.5倍ぐらいなんですけど早いスピードですので、その運航が期待されるわけですが、ただ昨日もその話題になったんですけれども、現在、沖永良部鹿兒島が3便入っていますので、乗客の状況だとは思いますが、場合によっては増便というんですか、あるいは減便等も含めて危惧される部分もあるんですけれども、これは今後まだ2年後ですので、今後の状況を見ながらまた地

元は地元として取り組む必要があるのかなというように思っているところです。

それから、昨日、国家公務員が毎年、地方の研修、行政の初任研修をしているところですが、一昨年、私も引き受けたわけですけれども、本年も3名が昨日来庁して、昨日から早速、私どもの知名町の行財政の研修をやっているところです。総務省から1名、厚生労働省から1名、それから農林水産省から1名、計3名が昨日入って金曜日まで研修が組まれております。きょう午後から、その3名がこの議会の傍聴も含めて、地方議会の状況を研修するということになっていきますので、よろしくお願ひしたい。と同時に、議会の終了後の懇親会についても3名にぜひとも参加してもらって、皆さんと意見交換できればなというように思います。特に、総務省、厚労省、農水産省ですので、いろいろキャリア組ですから、将来のことも考えて親交を深めるのもまた大きな本町にとって宝なんではないかなというように思っておりますので、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

後で、また詳しく報告もあると思ひます。9月の決算議会でまた改めて出ますので、まだ決算見込みということで報告させていただきたいと思ひます。

まず、農林水産物の輸送コスト支援事業、本町で総事業費5億1,057万2,000円、それに対する内訳等がありますが、これは国が70%、県が15%、町が15%という割合になっておりますが、本町としては763万3,000円の負担ということで、町内から8出荷団体が名乗り出ております。JA知名事業本部、和泊町事業本部、花卉専門農協、オリエンタル生産組合、沖永良部漁港、それから林切り花組合、熊本農産組合、宮内農産パレイショ組合、8団体が出荷団体として加わっております。個々に詳細については次の機会もあるかと思ひますので、省きます。

それから、離島航空関係で、航空運賃の関係で、おかげさまで今回7月19日から、昨年7月19日からでしたが、割引が功を奏しまして鹿児島沖永良部間が大幅な伸びです。2.7倍、270%、対前年度比ですが、これは離島割引の関係だけです。その他の皆さんもいますので、全体で鹿児島沖永良部の利用者が5万4,125名、対前年度比111%。それから奄美沖永良部が26年から6,078名で、対前年度比125%。永良部与論が、これはやっぱり奄美の関係があるかと思ひますが、5,367名で128%というような大幅な伸びで、やはり航空運賃が低減化されたことだというように評価しておりますし、今後も引き続きまたそのことに取り組まないといけないのかなと思ひます。

航路については、海路が鹿児島沖永良部がこれは飛行機が伸びた分だと思ひますが、対前年比80%。ということは、20%は人の流れが飛行機に、空に回ったの

かなというように思われるところです。これは奄美沖永良部間もそのようになって  
いるのかなと、81%です。海路と空路、やはりすみ分けしないといけない部分も  
あるかと思いますが、いかんせんやはり航空運賃が大幅な減額になったのが、結果  
的にこのような状況になったのかなというように思っているところです。

ちょっと時間かかりましたが、以上で行政報告を終わります。

○議長（今井吉男君）

これで、町長の行政報告を終わりました。

次に、教育長の報告を求めます。

○教育長（豊島実文君）

こんにちは。それでは、教育行政報告をさせていただきます。なお、お手元の資  
料に基づいて、主なものについてのみご説明申し上げます。

まず、4月3日金曜日です。教育長室において平成27年度知名町特別教育支援  
員の委嘱状交付を行い、知名幼稚園と各町内小学校に1名ずつの6名の特別教育支  
援員を配置しました。

4月6日月曜日です。各小学校、両中学校において、平成27年度第1学期の始  
業式が行われ、平成27年度が滞りなくスタートしました。また、午前中は小学校  
の入学式があり、知名小学校に34名、住吉小学校に9名、田皆小学校に6名、上  
城小学校に6名、下平川小学校に16名、合計71名の児童がそれぞれの小学校に  
入学しました。午後からは中学校の入学式が行われ、知名中学校に46名、田皆中  
学校に15名、合計61名の生徒がそれぞれの中学校に入学いたしました。

4月11日土曜日です。各学校において、第1回の土曜授業が滞りなく実施され  
ました。各学校とも児童生徒が元気いっぱいに登校して、有意義な土曜授業が行わ  
れていました。

次、4月17日金曜日です。知名小学校において、平成27年度言葉の教室開級  
式が行われました。開級式には、知名町の小学校から9名、和泊町の小学校から  
12名の児童と保護者、該当校の校長、両町教育委員会が出席して行われました。

4月25日土曜日です。あしびの郷において、平成27年度公民館講座の開講式  
が行われ、本年度は自主講座も含めて19の講座に269名の受講申し込みがあり  
ました。

次、5月1日金曜日です。中央公民館において、平成27年度小学校・中学校連  
絡協議会が行われ、中学校区ごとに行われる小中連絡会の期日や研究授業の日程等  
についての話し合いが行われました。

次、5月16日土曜日です。あしびの郷において、平成27年度知名町教育懇談

会が行われました。本年度は東京学芸大学名誉教授上野一彦氏が「学校・家庭・地域が連携するこれからの特別支援教育」のテーマで講演会が行われました。教育懇談会終了後アンケート調査には184名からの回答があり、その結果を集約したところ、所属については教職員63名、保護者93名、その他28名で、「教育懇談会は役に立つか」という問いに対しては、「役に立たない」、「余り立たない」が1.6%、「役に立つ」、「とても役に立つ」が98.4%でした。教育懇談会の時期や時間帯については、「よくない」、「余りよくない」が10.3%、「よい」、「とてもよい」が89.7%でした。

次、5月28日木曜日です。中央公民館において、平成27年度白百合大学開校式が行われました。本年度は男性4名、女性30名の受講申し込みがあり、11回の講座を計画しています。

次、6月1日月曜日です。平成27年度第1回教育委員会学校訪問が4日までの日程で行われました。各学校とも教室設営などの環境整備もよくなされていて、また先生方が教材研究をよくし、自作の工夫した教材・教具を使って丁寧で熱意のある授業が行われていて、児童生徒が明るく楽しそうに学習活動に取り組んでいました。

次、6月8日月曜日です。田皆中学校において、平成27年度第1回田皆中学校区小・中連絡会が行われ、研究授業、授業研究、研究協議などが行われ、充実した小・中連絡会が行われました。

次、6月12日金曜日です。あしびの郷において、平成27年度知名町特別支援連携協議会及び平成27年度第1回知名町就学指導委員会が行われました。特別支援連携協議会では、現在特別支援を受けている園児5名、児童8名、また今後特別支援を受けさせたい園児・児童17名に関する情報交換を行い、特別支援教育の推進充実について協議が行われました。就学指導委員会では現在特別支援学級に在籍している児童11名、生徒3名に関する情報交換や各学校における入級指導の現状に関する情報交換を行い、就学指導の望ましいあり方などに関する協議を行いました。

以上でございます。

○議長（今井吉男君）

これで教育長の行政報告を終わります。

## △日程第5 報告第2号

○議長（今井吉男君）

日程第5、報告第2号について、町長から繰越明許費繰越計算書（一般会計）が報告第2号としてお手元に配付のとおりです。

△日程第6 一般質問

○議長（今井吉男君）

日程第6、一般質問を行います。通告に従って順次発言を許可します。山崎賢治君。

○6番（山崎賢治君）

議場におられる皆さん、こんにちは。議席6番、山崎賢治が次の3項目についてお尋ねいたします。

大きな1番、基幹作物の振興策について。

本町の基幹作物であるサトウキビやパレイショの収穫作業も終了し、生産者は来期に向けて活動を再開している。これらの基幹作物に対する振興策についてお尋ねします。

まず初めに、サトウキビの振興策について。

①サトウキビについては、3期連続の減収減益から脱却し、回復基調に向かっている感があるが、その要因は増産基金による支援事業の成果だと思われる。しかし、この事業も26年度末をもって打ち切りとなったが、今後の補助事業の取り組みはどうなっているのかお尋ねします。

②ハーベスター収穫作業の単収基準による料金格差の設定をすべきではないのか、についてお尋ねします。

次に、パレイショの振興策について。

①今期は冬場の干ばつ被害という想定外の気象災害の影響で価格が高騰した半面、生産量が大幅に減少した。今後の取り組みについてお尋ねします。

②輸送コスト支援事業の取り組みについて、関係機関全体が足並みをそろえていないため、生産者全体への支援策とはなっていない。検討の余地はないのかお尋ねします。

大きな2番、食品リサイクルセンターについて。

おきのえらぶ食品リサイクルセンターは、島内の事業所等から排出された生ごみを再利用し、安心・安全で環境に優しい循環型社会システムを構築することを目的として運営されているが、次の点についてお尋ねします。

①リサイクルセンターの運営面について、採算はとれているのかどうか。

②株式会社G A I Aとの契約については、どうなっているのか。

③成分分析表示についてはなされているのかどうか。

④成功事例について具体例があるのかについてお尋ねします。

大きな3番、道路行政について。町道屋子母住吉線、通称サイクリングロードに一部不通区間があり、サイクリングロードとしての機能を果たしていないのが現状である。全面開通の予定はないのかお尋ねします。

以上で最初の質問を終わります。

#### ○町長（平安正盛君）

それでは、ただいまの山崎議員のご質問にお答えいたします。

まず、大きな1番の①です。サトウキビの増産基金事業については、平成23年度に発生した不作からの回復に向けた取り組みを推進するため、平成24年度補正予算並びに25年度の補正予算で基金造成が行われ、25年度から26年度までの期間でメイチュウの防除や土づくりなど、生産回復・増産に向けた取り組みに充てられたところであります。

その結果、農家のサトウキビ生産に対する意欲の高揚が図られ、サトウキビ生産面積の拡大、生産量の増につながったものと思っております。

これまでの増産基金事業については、26年度末をもって打ち切りとなりましたが、平成27年度からは基金残を活用し、自然災害や病虫害発生等に対応するためセーフティーネット基金として、新たに存続することになっております。この基金については、発動のための一定の要件が設けられており、発動要件に合致した場合のみ、その事案に対応する各種対策が実施できるようになっています。26年度までと同じようには事業実施はできませんが、自然災害や病虫害発生時の緊急の場合は、生産回復に向けた取り組みが可能と思っております。しかしながら、事業着手可能時期が対象となる自然災害などが発生、確認された時点以降となっていることからして、速やかに事業実施を可能とするため、自然災害や病虫害発生時を想定し、その対応について事前に計画書を作成しておく必要があるため、関係機関で検討を行い、早い時期に計画書整備を終え、必要な時期に事業実施ができるよう事前計画書樹立に向けた協議を行っているところであります。

②ハーベスターの収穫作業の単収基準による料金格差を設けるべきではないかということですが、このことについては以前からも議論されているわけですが、単収基準による料金格差を設けた場合、生産者の単収向上への意欲、栽培管理技術の徹底等によりおおむね単収は向上し、生産者はもとよりハーベスターの作業効率の向

上が実現でき、ハーベスター組合の経営改善にも結びつくものだと思っています。

しかしながら、早急な料金改定は、逆に基盤の脆弱な農家や高齢者等の生産意欲減退にもつながりかねません。慎重な対応が必要だと考えております。

現状においては、ハーベスター組合を含め関係機関が協力し、単収向上へのプロセスを確立するとともに、ハーベスター収穫に適した植えつけ方法等について、改善を図っていくことが重要だと重く考えます。いずれにしましても、ハーベスター料金の改定に際しましては、ハーベスター組合と収穫を委託する生産者の合意形成が重要と考えていますので、今後それぞれのハーベスター組合と生産者間においても、研究や議論を深めるべきだというふうに考えております。

②の2つ目のバレイショの関係ですが、①今期のバレイショの栽培において、12月20日に17.5ミリの降雨があった以降、約2カ月間にわたる長期に干ばつにより、バレイショの個数減少と肥大に大きく影響し、収量の減少の結果となりました。このため、散水の啓発やこれまでにないバレイショへの散水車派遣とその費用軽減、コイン式取水施設の無料開放などを行いました。

ちなみに、今回バレイショに関して散水の実績を申し上げますと、1月が119回、2月が569回と、2月に集中しておりますけれども、結果的には、表現悪いと思いますが、焼け石に水みたいな状態で結果終わったというようなことで、非常に今回大いに今後の対応について参考になったのかなというように思っています。

ことしの12月から1月までの降水量が平均比9%程度で推移し、バレイショの萌芽期、肥大期における作物への定期的なかん水が改めて重要であると認識したところであります。ことし、技連会野菜部会でバレイショにおける植えつけ後のかん水効果の実験試験を行い、植えつけから萌芽期までにかん水することで萌芽ぞろいがよく、早まることが確認されております。また、試験途中に長期の干ばつが発生したために、干ばつ時におけるかん水効果も実証いたし、その試験を行っております。その結果、植えつけから定期的にかん水を行った試験区で、収量が最も多い結果となっています。試験区とは別に実際にかん水を行っていた生産者からも、かん水効果により平年以上の収穫であったことを報告をいただいております。

これまでバレイショ栽培において、畑かん等を利用したかん水は必要ないとの認識が大半でありましたが、今回の経験を踏まえて定期的なかん水を行う意識の向上と給水栓設置の推進や、適切なかん水時期の周知を関係機関一体となり取り組んでまいりたいと思っております。

②ですが、この件については先ほど数字は申し上げましたが、本事業については、

昨年度9月より受け付けを開始し、現時点においては8団体が取り組んでいます。品目別においては、対象となる55品目のうち、ニガウリ、スイートコーン、インゲン、エンドウ、サトイモ、バレイシヨの野菜6品目、菊、ユリ、ソリダゴ、グラジオラス、トルコキキョウ、アスターの花卉6品目、カジキ類、ソデイカの水産物2品目、合計14品目の生産者が事業の受益者となっております。

本事業に申請するためには、農業協同組合法、水産業協同組合法に規定される組合などの他農地基本台帳などのほか農地基本台帳に登録されており、確定申告における農産物の販売額が50万円以上である3戸以上の農家で構成された任意組合であることが要件となっており、通常これが要件を満たした出荷団体であるわけですが、国により農林漁業の生産者と判断される一定の基準を満たしていることが必要であります。その上で、対象55品目において県本土への出荷にかかる輸送費用を対象として補助を行っています。このため、全ての農家や漁業者の生産物が対象となっていないことも事実であります。今後関係機関とこの制度を研究し、なるべく多くの皆さんへの支援となるよう連携を深めてまいりたいと思っております。

大きな2番です。

おきのえらぶ食品リサイクルセンターは、平成23年8月に生ごみ液肥化装置を設置して以来、事業所から排出される生ごみを回収し、それを液肥化することによって有機肥料を生産し、これを生産農地に還元することにより資源循環型社会の構築及び生ごみの焼却処分量の減量化を目指すということを目的として稼働しております。

おきのえらぶ食品リサイクルセンターの運営については、液肥販売収入が年間30万円程度に対し液肥制度に係る費用が640万円程度と、非常に収支バランスがとれていないのが事実であります。しかしながら、液肥活用による生産性の向上を初め、沖永良部衛生管理組合のごみ焼却の生ごみ焼却による負荷の軽減及びそれに伴う延命化、そして資源リサイクルによる環境負荷の軽減など、その効用は大きいものだと考えております。今後、食品リサイクルによる液肥の認知度を向上すれば、販売価格の改定など運用面での改善も図られるものだというふうに考えています。

②ですが、株式会社G A I Aは1年ごとにおきのえらぶ食品リサイクルセンター液肥化装置管理業務委託契約を締結し、仕様書に基づいた生ごみ液化装置の稼働、点検、維持管理及び生ごみ回収から液肥の品質管理、移送、散布まで委託をしているところであります。

当リサイクルセンターで生産される液肥の名称は、生ごみ発酵液化有機肥料「ち

な ゆうき」として届けを行っております。肥料としての成分分析は、平成24年1月17日付で財団法人日本肥糧検定協会から分析・試験の結果を受けております。これによりますと、肥料の3要素の割合は、窒素3、リン1、カリ3の割合となっております。

④液肥散布による土壌改良及び生産物の生育に対する効果については、数値的な検証結果はありませんが、購買者、利用者へのアンケート調査の結果によれば、土壌改良効果や雑草の抑制効果に非常に効果があるというような意見をいただいております。

大きな3番。

本件については、昭和56年12月から一部不通となっております。その当時から、地権者並びに県大島支庁、知名町、他関係者と話し合いを行い、解決に向け協議を何度となく繰り返し行ってまいりましたが、解決には至っていない状況であります。現在のところ、全面開通のめどは立っていないのもまた現実であります。

以上です。

#### ○6番（山崎賢治君）

それでは、順を追って再質問をさせていただきます。

まず、サトウキビについてでありますけれども、26、27年期の生産量は6万7,000トン、昨年度比37%の増。単収におきましては4,839キログラムで、前年対比14%増で終了しております。これは過去3年間の推移から見ましても、この結果を見る限りにおいては、支援事業の取り組みが成果を上げているものというふうに判断ができます。

しかしながら回復基調にはあるものの、生産者にとりましては過去3カ年の負の遺産というのがしっかりのしかかっておりまして、決して安定経営までには至っていないというのが現実であります。しかも奄美群島全体を見ましても生産量において32万8,000トンということで終了しておりまして、これは前年対比からしますとわずか3%の微増であるという状況であります。喜界島や奄美大島では前年実績をも下回っているというような状況でありまして、群島間格差も出ている状況にあります。また、隣の徳之島におきましては、4期連続の減収減益となっております。製糖工場の死活問題にもなっているというような新聞報道がなされているわけでありまして、このような状況下の中でこの補助事業を打ち切ることが、果たしてサトウキビの振興にとって得策なのかどうかについてお尋ねをしたいと思っております。

#### ○農林課長（安田末広君）

打ち切ることが得策かどうかという、これは生産者側からすれば、もう得策ではないということは見えています。ただ、今回24年度にその事業が持ち出された経緯というのは、23年のメイチュウ、24年の台風、25年干ばつと、3年連続そういった経緯があって国の事業でこういうことをしましたと。一応前年については自然災害等なかったので、残った基金については自然災害等があった場合のセーフティーネットとして、その基金を使いましょうというふうにしてごさいますので、総論で言えば、やはり基金はあったほうがいいにこしたことはございませんけれども、財政等の事情、他の作物との関係等もありますので、そこら辺はセーフティーネットとして残されたこと自体についてもプラスではないかというふうに考えます。

○6番（山崎賢治君）

何かがあれば対応しますよというような今答弁に聞こえましたがけれども、何かがあるのは生産者としては非常に手おくれという判断もできますので、日々の営業活動の中からやはりこれを政府のほうに県を通じて行政のほうから訴え出ていってもらいたいと、こういうことは要請をしておきます。それから、生産者の中には、この増産基金の打ち切りが従来からのいわゆる単発的な補助事業、こういう補助事業をも全て含めて打ち切られるというような、そういう解釈をされている生産者が結構いらっしゃいます。

対策本部としては、これらの生産者に対して、補助事業についてどのようなメッセージを届ける予定であるのか、その辺についてはどうでしょうか。

○農林課長（安田末広君）

その増産基金の経緯については先ほどお話したとおりでございまして、3年連続の自然災害があって持ち出しましたと。ただ、これまでの補助事業はこれまでどおりというふうなことでやっておりますので、これからもこの3年間に比べたら事業量そのものは小さくなるわけですがけれども、従来事業というのは存続しますので、そういったメッセージは、対策本部とまた支部長会等を通じて申し上げていきたいと思っております。

○6番（山崎賢治君）

ぜひそのことは実行していただければというふうに思います。

それから全島のキビ祭りというのが、恐らく7月ごろにあるかと思えますけれども、その会場において今、課長おっしゃったようなそういうメッセージは届けるようにしていただきたいと、これは要請をしておきます。

それから、この生産者への1つの情報発信手段として、生産対策本部のホームペ

ージ、このホームページを利用することはできないものかというふうに考えますけれども、そのほうが利便性があっていいのではないかと考えますが、その点についてどのように考えますか。

○農林課長（安田末広君）

情報発信については、早速またその件については検討したいと思います。

○6番（山崎賢治君）

現在のやり方では、町からのメッセージとか、それから糖業振興会とか、そういう場所での情報発信になっておりますけれども、やはり気づいたときにパソコンで検索できるようなそういうのは必要ではないかなと、今後。ぜひ、それは実行に移していただければというふうに思います。

もう1点、県のホームページを開いて見ますと、サトウキビ増産緊急対策事業という項目で、ことしの1月16日から2月16日にかけて公募があったようですが、内容についてまでは記載されていないようですけれども、どのような事業なのかご存じでしょうか。

○農林課長（安田末広君）

この公募事業に少し意図がございまして、現在、24年の補正と25年の補正で積み上げた基金をなるべく残しましょうというようなことで、事業の内容としては増産基金の事業と一緒にです。ですから、25の補正分で増産基金分を使う予定にしていた事業を公募事業で使って基金の残をできる限り大きくして、その分をセーフティーネットで保ちましょうというようなことで、事業の内容については増産基金の事業の内容とダブります。

○6番（山崎賢治君）

はい、わかりました。

次に、ハーベスターの料金格差の件についてお尋ねしたいと思います。

26、27年度期のハーベスターによる収穫作業率、これを見てもみますと94.1%に達しております、ほとんどの生産者がハーベスター作業に依存しているということがはっきりとあらわれているという状況であります。現在の沖永良部の生産者負担の刈り取り料金、これを見てもみますと、これは単収の多少に関係なくトン当たり一律5,000円ということになっておりまして、現行のルールでは高単収の生産者が低単収の人たちの経費負担をしているような感がありまして、不公平な状況にあるのではないかという感じを受けます。ですからこれらの部分を改善して一生懸命取り組んでいる高単収の生産者の料金を低減するなどの措置をして、そういう人たちにもっと報いてあげるべきではないかと、こういう感じを受

けるんですけれども、そういう点についてどのように考えておられるのか。

○農林課長（安田末広君）

数字的にハーベスターの経営内容を積み上げますと今おっしゃるとおりでございます。高い単収の農家が低単収の農家を補っているような状況であります。ただ、ハーベスターの組合自体にもやはり低単収という農家はわかっているはずだというふうに思いますので、やはりそこら辺は生産農家と直に向き合うべきではないかというふうに思います。

ちなみに、今年度ですけれども、3トン以下の農家、2,999キロ以下の単収の農家の皆さんが52戸いらっしゃいます。ハーベスターが総数で言いますと27台あります。1ハーベスター当たり単純に割れば2戸、3戸ということになりますので、あなたのところはここが悪いですよと、こうしまししょうねと、やはりそういうところはあって、それからまた料金改定等についてはまた向き合うべきではないかというふうにも思います。

○6番（山崎賢治君）

この問題につきましては、これは以前から議論をされていることでありますけれども、なかなか進展をしない課題であります。また、ハーベスター業者からの意見としましても、1時間当たり2.5から3袋ぐらいの収量がないと経費面で採算がとれないというようにも言われております。しかしながら、先ほど課長おっしゃったように、1時間で1袋しかとれないような雑草だらけのほ場においても一律の5,000円であるということで、これは実に憂慮すべきことだというふうにハーベスターの業者も声高に言っているんです。そのようなことから単収基準値というのを設定して、トン当たりの料金をやはり高単収の生産者負担を減らすということがサトウキビの振興には直結するのではないかというのがハーベスター業者としての意見、そういう意見もあるということなんです。

だから、先ほど課長おっしゃった少ない農家を平等に持っていか、そういう人にもっと発奮させるために、そういう意識改革というのも必要ではないかなという感じはする。現に、やはり徳之島天城方式が、参考資料をいただいているんですけれども、この方式にもっと味つけをして沖永良部オリジナルのそのルールづくりということは必要ではないかなと、もう遅いかなという感じすらしますので、ぜひこのルールづくりには行政としても提言や助言をする立場にあるかというふうに思いますので、早急な取り組みを要請しておきたいと思っております。

次に、バレイショの振興策についてであります。

これはサトウキビと同様に知名の基幹作物であるバレイショについても、水の大

切さというのを痛感させられた1年ではなかったかというふうに思います。しかしながら、バレイショの補助については、残念ながら散水設備のない補助が大半であります。そういった意味で非常に昨年度は苦勞したと、生産者が。そういう状態があります。

今後の干ばつに対してどのような対策を検討なされているのかお伺いします。

○農林課長（安田末広君）

干ばつ対策につきましては、やはりサトウキビに関しても同じでございます。散水の用具がない、給水栓がない、そういうところがございます。ですから、幾度も申し上げているように、やはり最初は土づくりから。それから、干ばつがきて対応するのではなく、事前の対応が必要だと。そこは農家個々の通常努力によるかと思えます。いざ干ばつになった場合につきましては、やはり今年度とったような対策、そしてサトウキビについても、梅雨明け宣言が出たと同時に前年並みの対応をしていきたいと考えています。

○6番（山崎賢治君）

このかん水、散水につきましては、気づいたときはもうひび割れ状態で、まさに先ほど町長の答弁もありましたけれども焼け石に水、だから噴霧器でかけてももつかないということで、業者をお願いしても二、三日後にはまた同じ状態に戻っていると、こういう状態でありましたので、もうちょっとこうやり方がないのかなという感じがしますので、ぜひその辺を含めて検討する必要があるのではないかなというふうに考えます。それと、町の振興計画によりますと、昨年度の生産量、これは生産量においては6,000トン、生産額は10億の目標となっておりますけれども、実績についてはどうであったのか、また共販額はどうだったのかについてお尋ねしたいと思います。

○農林課長（安田末広君）

今、町全体の実績については取りまとめをしているところでございます。ゼイエブにつきましては、おおむね3,000トンの収穫計画でございましたけれども、1,648トンというふうな状況になっております。

○6番（山崎賢治君）

約半分程度ということで、いかに量的に少なかったかということが裏づけられておるようです。昨年度は、この価格が高値傾向でずっと推移しまして、これは原因としては、関係機関が商品確保のために関係者同士の駆け引きがあったのではないかなと、関係機関同士の。そういう声があるんですけれども、実態のほうはどうだったのかお伺いします。

○農林課長（安田末広君）

やはりバレイショに関して量的不足感がことしはあったというふうな新聞また業界の情報誌等には記載されておりましたし、また関係者に伺ってもそのようなお答えでございましたので、やはり量的な不足感が市場に出たというようなことが一番の価格高騰の原因だと分析しております。

○6番（山崎賢治君）

これは、徳之島が早期に出荷が完了したあおりが永良部にきているというようなことを関係機関は言うているんですけれども、それについては信憑性のほどはいかがでしょう。

○農林課長（安田末広君）

そこは慎重なところですよ。重要なところですよけれども、もう一回関係機関で打ち合わせて協議して、また調査してみたいと思います。

○6番（山崎賢治君）

その辺はよろしくお願いします。

次に、輸送コストの支援事業についてであります。先ほど町長の答弁にもございましたけれども、共販の部分につきましてはそのメリットを感じておりますけれども、民間業者へ出荷する分については、残念ながらその支援事業が対象にはなっていないと、ほとんどの業者について。そういうのが現状であります。

関係機関の情報によりますと、書類手続上の煩雑さがネックになっていると、こういうことをじかに聞いておりますけれども、もしそうであれば、制度設計の見直しというのが必要ではないかなというふうに考えますけれども、その点についてどうなんでしょう。

○農林課長（安田末広君）

事務の煩雑さに関しましては、まことにおっしゃるとおりだと思います。私どもの担当の取りまとめに関しても大変な、膨大な量ですし、またこの出荷団体におきましては、集荷の非常に忙しいときに大量輸送の書類を求められているというような状況でございますので、その辺のところはまた連絡協議会、課長会議等、県に要請する機会があれば強く申し上げていきたいと思っております。

○6番（山崎賢治君）

これは、関係機関の生の声ですので、ぜひ改善の必要性があろうかというふうに感じますので、よろしく対応をお願いしたいと思います。

次に、大きな2番に移りたいと思います。

食品リサイクルセンターについてでありますけれども、この施設はきめ細かな交

付金と住民生活に光をそそぐ交付金とで設立をされているようでありますけれども、ひまわり苑の皆さんによる回収業務の実態についてはどうなっているのかお伺いします。

○保健福祉課長（安田廣一郎君）

お答えします。

当初、ひまわり苑による訓練の一環として回収をしましようということで行っていたようですが、ひまわり苑に通所している皆さんは療育手帳保持者になっておりまして、車を使っての回収、それからその他の製造過程での作業等、少々ハードルが高かったようでございます。現在は、委託職員2名のほうで回収から処理まで行っております。

○6番（山崎賢治君）

では、当初の目標とするべき部分がハードルが高いため、現在は行っていないということでありますね。それから各事業所から回収されている残渣、いわゆる生ごみの件ですけれども、参考資料によりますと、当初計画では年間ベースで146トンから365トンという計画でありますけれども、実績はと言いますと、24年度が105トン、25年度が77トン、26年度に93トンというふうになっておりまして、目標の半分程度にとどまっているという状態であります。

この残渣については、何カ所の事業所から回収をされて、また計画との差があり過ぎるのはどういう理由からなのかについてお伺いします。

○保健福祉課長（安田廣一郎君）

計画の最大365トンについては、当地の処理能力等から算出されていると思いますが、現在、議員がおっしゃったとおり、大体年間90トン前後から100トンということですが、あと事業所につきましては、31事業所とで現在回収しております。何しろ回収して液肥をつくったとしても、それを出口でもといただきますか、販売できない、処理できないとどんどんたまってしまうということになりますので、現在は処理計画の半分程度の回収ということになっております。

○6番（山崎賢治君）

わかりました。

次に、液肥の販売実績、これが問題なんです、過去3年間の実績をみますと、リッター2円で販売されているということですので、量に対して換算してみますと、24年度が21万4,000円、25年度が48万円、26年度に24万5,000円となっております。年間ベースでおおむね30万円程度という状況にあるようです。参考資料からは残念ながらランニングコストが判明できませんけれ

ども、年間の生産コストが先ほど町長の答弁にもございました、680万円かかっているということでございますので、収支バランスがかなりずれていると、要は大赤字でこの3年間推移をしていると。

これは、一般民間企業であれば要注意企業で、金融機関は一切相手にしないというような状況であります。新しい事業でありますから、その辺は方向性として認めておられるとは思いますが、この収支バランスが崩れているマイナス面について、この補填はどのようになさっているのか。それと、これは一般財源でされているのかお伺いします。

○保健福祉課長（安田廣一郎君）

液肥の販売単価リッター2円になっていますが、これにつきましては、町長の答弁にございましたとおり、液肥の認知度を上げて利用促進につなげるためだと考えております。収支バランスの悪さ、640万円程度費用がかかっておりまして、液肥収入が30万円程度でございます。この事業は、資源循環世帯の構築という大きな目標、それから生ごみを燃焼することによるCO<sub>2</sub>発生の抑制効果ということ、いろいろございまして、先進的な事業ではなかろうかと、実験的なところもあるものだと考えております。

財源につきまして、このような観点から地方債、過疎債でございまして、これを580万円ほど充当しております。その結果、640万円の費用に対しまして液肥収入が30万円、あと過疎債が580万円ですので、実質的な一般財源の導入は30万円程度となっております。

○6番（山崎賢治君）

答弁聞いていますと、うまく帳尻があっているなという感じはいたします。

次に、では液肥の部分での収益をもっと上げるために、果たしてどのような施策を今後考えておられるのか、その辺についてお伺いします。

○保健福祉課長（安田廣一郎君）

おきのえらぶ食品リサイクルセンターから出荷しております液肥についての農作物、その他の食物に対する効果、これを実証する必要があるかと思っております。また、現在もう既にいろんな作物については、市販の肥料、それから液肥センターの肥料、汚泥肥料といろいろ使っておりますが、それぞれの肥料のすみ分けと申しますか、そのあたりも確立していく必要があるかと思っております。

実証実験、サトウキビ等で行っておりますが、町長答弁にございましたとおり、数値的な結果がなかなか得られないと。私もその点の分野についてはちょっと知識が足りないところもございまして、今後につきましては、庁舎内の関係部局等と

も、いろいろ知恵をいただきながら、液肥販売の量の確保と単価の改定とできるような仕組みに持っていきたいとは考えております。

○6番（山崎賢治君）

わかりました。

次に、株式会社G A I Aの件についてであります。この企業は現在も委託業者となっているようですが、この委託料金というのは年間いかほどかかっているのかお尋ねします。

○保健福祉課長（安田廣一郎君）

株式会社G A I Aとは、24年度から液肥の回収から液肥装置の維持管理までを含めまして、年間400万円で委託契約を結んでおります。当初2年間程度で地元へ委託するか、また直営でやるかと検討するようになっていたようですが、委託先の選定や、あと液肥製造に係る技術面の継承等、なかなかうまくいっていませんので、現在もガイアに委託しております。

○6番（山崎賢治君）

なかなか技術的にも難しい分野であるということは、よく理解できます。

それから、同じ液肥を扱っている有機物供給センターというのが徳時集落にあります。そちらのほうへ業務を移管するということができないものか。出口部分は同じ液肥でありますから、そのほうが効果的であって、におい対策も解消できるのではないかというふうな考えもできるんですけども、その点についてはどのように考えておられるのか。これは町長にお尋ねしたいと思います。

○町長（平安正盛君）

液肥のにおい自体、議員ご指摘の部分もあるし、同時にその事業を導入した経緯等もあるわけですので、やはり先ほど来課長からの答弁がありますように、その採算面を度外視するわけではないわけですけども、しかしそれ以上のことは目的等を持って事業を導入したので、そのことについてはご理解いただきたいです。同時に、当初、ひまわり苑の皆さんにその場で従事していただきたいということで、場所についてもそういういきさつがあつてあの場所に決めた経緯もありますので、そこらは事業の趣旨等について、まずご理解いただきたいと思います。

それと、今ご指摘のように別途、蓄尿、し尿関係の徳時の液肥有機物供給センターもあるんですけども、原料が違いますので、同時にまたそれぞれの回収業務を含め、それから稼働、散布等について若干違う部分もあるし、場所が一緒であれば、それはできないことはないですけども、やっぱり場所が二手に分かれているということは、当然それぞれの管理業務もありますので難しいのかなど。もちろん、今

の有機物供給センターの職員も委託しているわけですので、そこらを共同でできるということでは検討はしないといけないわけですが、いかんせん場所が別で、またやり方がちょっと違っているのです、そこらはまた十分検討しないといけないと思います。

○6番（山崎賢治君）

最後に、町としての実証ほ場があるのかどうか。もしあるのであれば、そのほ場での成功事例などを幅広く町民へ情報提供したほうが、液肥の販売量がふえるのではないかなというふうに考えますけれども、いかがでしょう。

○保健福祉課長（安田廣一郎君）

この液肥センターは23年度8月から稼働しているわけですが、25年度までに個人との契約によるサトウキビ等での実証をしたいようで、経年的に継続的に実証するようなほ場は持っていません。今後の課題として、やはり肥料としての効能を確立して販売量の増加につなげていく必要があるかと思っております。

○6番（山崎賢治君）

ぜひ、実証ほ場というのは必要ではないかなというふうに考えますので、前向きに検討されることを要請しておきたいと思えます。

次に、サイクリングロードについてでありますけれども、建設課長へお尋ねいたしますが、課長はあの場所をご存じでしょうか。もしご存じであれば、あの場所を見られてどのような感想をお持ちなのかお尋ねします。

○建設課長（高風勝一郎君）

先日、現場に行ってみてまいりました。かなり年数もたっておりまして、通行だめになってから木も生い茂って、全く道路としての機能は果たしていないなというふうに思った次第であります。

○6番（山崎賢治君）

なぜ、あのような状態で長期間放置されたままになっているのか、その理由をお尋ねします。

○建設課長（高風勝一郎君）

質問がサイクリングロードの件でございますけれども、このサイクリングロードの事業が入りましたのが昭和50年代であります。その前、古い話になりますけれども、今から約80年前、昭和9年ごろに鹿児島県のほうが防風林用地として用地買収を行っております。そのときに、2名の地権者の用地の間を防風林の用地として買収をいたしまして分筆登記をしたわけですが、そのときに2筆の間を防風林用地が入ったわけですので3筆になるわけですがけれども、その個人の有地1筆と、あ

と防風林用地1筆は登記が終わったみたいですが、残りのもう1筆が分筆登記のときにいわゆる登記がなされず無地の地番としてあったということで、その後、県のほうと町の職員のほうも数回にわたって2名の地権者を含めて協議を行ったみたいですが、なかなか問題解決に至らずに、その解決の方法として、当時、国土調査が入っておいりましたので、その地域は昭和61年ごろ入るということで、昭和61年ごろに地籍調査が入ったときに再度協議を行ったみたいですが、そのときにも境界の確定も含めて解決に至らずに、現在に至っているというふうな状況であります。

○6番（山崎賢治君）

あの道路は、ご存じのように幹線農道にもなっておりまして、地域住民から全面開通の声が現在数多く出ているのが現状なんです。公共の目的に資するということがあれば、最悪の場合は強制執行という手段も、手段としてはあるんですけども、それについては行政としてどのように考えておられるのかお尋ねします。

○建設課長（高風勝一郎君）

先ほどの経緯の説明も含めて、記録には昭和56年当時に大島支庁等から協議、また測量等も行いながら問題解決を図ったようですが、その後も地権者の意見の食い違い等も含めてなかなか解決に至っておりませんが、県も含めて我々町も、再度協議というか和解に向けても含めて問題解決に向けてずっと進めてきておりますので、今後もぜひサイクリングロードとしての本来の目的を達成するために、まずは協議を続けていきたいというふうに思っております。

○6番（山崎賢治君）

ぜひ、この地域住民からの要望ももちろんですが、サイクリングロードとしての目的、これをそのまま棚上げしたままではちょっと町民としても納得はできない部分があるかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、道路行政としての関連質問になるんですけども、住吉集落に屋子母線という路線が走っております。これは島明氏の自宅付近から小田線の区間でありまうけれども、あの道路が路面がえぐられてでこぼこ状態になっておりまして、通行に非常に支障を来しているという状態にありますけれども、定期点検などはなされてるのかどうか、どうなんでしょうか。

○建設課長（高風勝一郎君）

お伺ひした路線、申しわけございません。まだ現場を見ておりませんが、定期的に検診はしていると思ひます。すみません、そのあたりはまだこちらのほうで勉強不足で入っておりまうので、そのあたりも含めて今後検討したいと思ひます。

おります。

○6番（山崎賢治君）

あの道路は、安田課長の答弁、昔ありましたけれども、当分の間、舗装の計画には入っていないという位置づけの道路になっております。したがって、舗装そのものはできないということですから、そういう状態になればその都度対応していただきたいと、そういうことを要請をしておきます。

それからもう1点、島明氏の家の部分に急勾配の道路があります。急な坂道、海側に向かって。これは海側に、小田線に行く場合は下り坂ですから非常に楽なわけです、運転が。ところが逆の場合は、そこの部分は一旦停止せざるを得ない場所なんですけれども、残念ながら急勾配、坂道になっていまして、非常に運転が危険な状態になっているというような状況に今あるわけです。ですから、あの急勾配の部分をもっと緩やかに改善ができないかというふうに思うんです。これは何回も要望を議会で言っているんですけども、なかなか着手してくれない。そういう状態の道路があるというのは危険なんです。1回現場を見られて、改善の必要があろうと思いますので、対策をお願いしたいと要請をしておきます。

そういうことで、このサイクリングロードにつきましては、命名したからには当初の目的を達成すべきだというふうに考えますので、解決に向けて一層の努力をしていただきたいとこういうふうに思います。そのことを強く要請して、私の質問を終わります。

○議長（今井吉男君）

これで、山崎賢治君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

次の会議は午後1時から再開します。

休 憩 午前11時53分

---

再 開 午後 1時00分

○議長（今井吉男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

奥山直武君の発言を許可します。

○11番（奥山直武君）

議席番号11番、奥山直武が次の4点について質問いたします。

大きな1、災害時の対応について。

①日本列島で火山の噴火や地震が多発しております。我が町でも、津波など影響

があり得ると思うが、町としての対策は。

②沖永良部島の西に位置する沖縄県の硫黄島は1959年に噴煙が3,000メートル上がり被害が大きかったようで、また、1796年には火山灰が沖永良部島に到達し、農作物に被害があったと記録にもありますが、もしもの噴火が発生した場合の対応策等は考えているのか。

③地震や津波と大きな災害が発生した場合は、港の機能が失われ救援物資を積んだ船が接岸できない状態になります。そのようなことを想定し、物資運搬等を含む協定を町と沖永良部島漁協と交わすことはできないのか。

④防災無線での消防署からの合成音声は聞きづらく、緊急性に欠けると町民からの声が聞こえるが、町として声を取り上げているのか。また、改善するのか。

大きな2、観光施設について。

①両町の観光協会が1つになり、おきのえらぶ島観光協会として発足しましたが、島内には観光土産品が少なく、帰省客や観光客から店の場所などの問い合わせがあります。このようなことから、両町と観光協会と協力をして観光物産施設を建設できないか。

②①に関連するが、地元農家の皆さんからも農産物販売の直売所の開設を望む声があるが、町としての考えは。

大きな3、衛生関連について。

本年も蚊が異常発生しているが、町全体での蚊の駆除消毒はできないか。

大きな4、宿泊施設について。

町として、現在、空き家を改修し、Uターン、Iターン世帯に賃貸しているが、短期滞在者や農業ボランティア等で滞在する方々へのゲストハウス（簡易宿泊施設）の設置の考えはないのか。

以上で壇上からの1回目の質問終わります。

#### ○町長（平安正盛君）

それでは、ただいまの奥山議員のご質問にお答えいたします。

まず、大きな1番の①です。

本町においては、津波対策として毎年防災の日に訓練研修会等を行っております。平成23年度は津波を想定し、小米字を対象にあしびの郷への避難訓練の実施、平成25年度は同じく津波を想定し、黒貫、瀬利覚字を対象に老人福祉センターへの避難訓練を実施しております。平成26年度は鹿児島県地域防災アドバイザー及び名瀬測候所の職員を講師としてお招きし、知名町防災研修会を実施いたしております。研修会の内容は自主防災組織について、台風について、並びに地震津波につい

でのことをテーマにしております。

ハード的な整備としましては、主な公共施設に海拔表示板の設置し、情報伝達の充実を図るために、防災行政無線の整備を行い、津波等も考慮し、ウジジ浜、フローラルパーク、屋子母海岸の近くにも、3カ所拡声の子局を設置したところであります。

②沖永良部の西に位置する沖縄県の硫黄島は1959年（昭和34年）に噴煙が3,000メートル上がり被害が大きかったと聞いておりますが、また、1796年には火山灰が沖永良部島に到達し、農作物に被害があったと記録もあります。

もしもの噴火が発生した場合の対策についてであります。硫黄島は本町の北北西約70キロにあり、安山岩質の2火山が接合し、南東から北西に2.7キロ、幅にして1キロの島であります。北西側にある島最高の硫黄岳、南東側のグスクから形成され、噴気口から確認されております。同島は観測機器は設置されてはいないとのことで、海上保安庁の航空機により監視が行われていると聞いております。現在の硫黄島は小康状態が保たれておりますが、火山活動に変化が見られる場合は関係機関と連携を密にし、町民にその情報の提供を行っていきたいと考えております。

③本町においては、沖永良部における大規模な災害時の応援に関する協定書を国土交通省九州地方整備局と、大規模な災害における対策に関する協定書を知名町建設有志会と、また、災害時における復旧支援協力に関する協定を知名環境サービスと締結し、大規模な災害が発生し、または発生するおそれがある場合の応援に関する内容の協定を締結しております。

ご質問にありますように大型船舶が島内の港湾施設に接岸できない場合も想定されますので、復旧・救援物資の輸送方法・手段等を含め、現在見直しの準備を進めており、知名町防災計画で検討し、加えていきたいと考えております。

④消防本部の通信指令業務については、けさの行政報告で申し上げましたが、平成27年3月に通信指令施設等の整備事業が完了し、新システムで運用しているところです。火災などの発生時に防災行政無線で消防団の出動要請を放送する際、これまでは、通信員が、職員が、各町の防災行政無線端末から遠隔操作により生の声で放送をしておりましたが、今回のシステムの整備後は、与論町を含め3町ともに音声合成装置により自動的に放送ができるようになっております。

システム改修後の音声合成による放送が「聞きづらい」「緊急性が感じられない」等の意見も多々聞いておりますが、6月11日に音声速度等の調整を行ったと

ころであります。今後の状況によって、また改めて検討したいというふうに思っております。

大きな2番です。

島内には、お土産店やお土産品を取り扱う店舗が複数あり、町のホームページやおきのえらぶ島観光協会が発行しておりますパンフレットにも、その店舗が掲載されております。観光客等に対するお土産等の周知については、引き続き観光協会において情報発信を積極的に行っていただくよう要請するとともに、町ホームページ等でも情報発信を行ってまいりたいと思います。

なお、観光物産施設については、議員ご指摘のとおり、お土産品の種類をふやすことに加え、パッケージやデザインなど、その質を高めていく必要があると思われまます。これに関しましては、県特産品協会や奄美群島観光物産協会が実施する研修会などに、特産品の開発を行っている地元事業者等が積極的に参加できるように周知してまいりたいと思います。また、施設の建設に当たっては、既存のお土産店等との関係もありますので、和泊町及びおきのえらぶ島観光協会との協議・検討を行っていくことが必要であると思っておりますので、今後、機会があれば協議をし検討してまいりたいと思っておりますが、やはり民間の圧迫につながるようなことは、行政としてはいかなものかなというふうに思っております。

②です。①に関係するところではありますが、直売所の開設に関してですが、本町では、食育や地産地消を推進するための基礎資料として、毎年食に関するアンケートを婦人の皆さん方にご協力で実施しております。

平成26年度に実施いたしましたアンケートの中では、「地産地消への取り組みで特に進めてほしいものは」との質問に対し、「地元市場への出荷をふやす」が全体の57%で最大値となり、次いで「学校給食に取り入れる」が56%でした。「直売所の取り組みを拡大する」については36%であります。

平成26年度地場産農産物出品者数調べにおいては、知名町におけるスーパーや商店、直売所等が19店舗あり、そのうち、11店舗について地場産農産物が出品されており、出品農家数は延べおおむね300人であります。

農産物直売所に関しては現在、町内には3カ所あり、直売所運営等の研修会へも呼びかけを行い参加もいただいており、今後とも直売所の充実に向けた取り組みを協力して進めていくと考えております。

現状においては、現在ある直売所や野菜等地場産を扱うスーパー等への地場産農産物の出品規模の拡大や内容の充実等を進めていくため、人材育成や関係者のネットワークづくりと情報提供等に取り組むこととし、地産地消の拡大及び食育推進に

つなげたいと考えております。

大きな3番。

蚊やハエなどの「衛生害虫」の駆除については、過去には薬品を配布し、散布してもらうなどの対策を講じておりました。しかしながら、殺虫剤などの一斉散布は、蚊などの害虫駆除には有効な手段ではありますが、他の生物など周辺環境へ与える影響等を考慮して、現在は行っておりません。

蚊については、生息場所である人家周辺の除草や発生源となる水たまりなど、蚊の産卵生息に適する場所をなくすことが有効な対策であると考えております。各字で実施しております集落内清掃等の機会を活用し駆除につなげていただければ幸いです。また、生活排水の下水道施設への接続も、蚊を初めとする衛生害虫の繁殖を抑えるためには最も効果的であると考えますので、引き続き下水道の接続の推進についても、地域の皆さんのご協力をいただきたいと思います。とっております。

4番。

本町では、平成24年度から町が町内に所在する空き家を借り上げ、改修後、U・Iターンに転貸することにより本町における定住促進及び地域の活性化を推進することを目的に、空き家利活用事業を実施しており、平成26年度末現在5戸改修し、本年度は1戸を改修し、合計6戸が利用される予定となります。

ご質問の短期滞在型のゲストハウスの設置については、本町の定住促進を推進するに当たり必要性は感じておりますが、既存の民間宿泊施設との関係もありますので、民間でできることは民間にお願いし、今後、「島の生活」を観光資源と捉えた民泊事業の普及・拡大等でも対応してまいりたいと思っておりますし、ご承知のように、大山に野営場の中に、ログハウス等もありますので、そうした既存の施設の活用もまた1つの対策ではないかなというふうに思っております。

以上です。

○11番（奥山直武君）

順を追って再質問をさせていただきます。

まず初めに、八重山諸島での地震で石垣島の大津波、それを聞いたことありますか。

○総務課長（栄 信一郎君）

石垣島の大津波等については情報を得ておりませんし、また、資料等もございません。

○11番（奥山直武君）

何でそれを聞いたかといいますと、1771年4月に明和8年、石垣島の大津波、

85. 4メートルの3波、それで石垣島が全壊しておるんですよ。そのときに、芦清良の先輩ごろから言い伝えがあります。ウジジ浜から山手に向かって200メートルほど津波が寄せたということ、それももちろん、芦清良集落のころの方、みんな知っています。それを言い伝えでやっている。だから、いつ何時、津波が来るかわからない、また、北陸みたいに500年に1回来るかもわからん。また、1000年に1回来るかもわからん。子や孫、ひ孫、それらのためにそういう災害を防ぐための災害専門員の職を置くことはできないのか。

○総務課長（栄 信一郎君）

災害等、火山も含め、地震も含め、台風等も含めましては、毎年、担当主幹課長、担当者の会議、研修会等を行っておりますので、その中でまたやっていきたいと思っておりますし、先ほど町長の答弁にもございましたように、地域防災アドバイザーということで、県の委嘱を受けた方が奄美市等に住んでおりますので、その方々をお願いいたしましていろんな研修を重ねていきたいと考えております。

○11番（奥山直武君）

それと、もう一つ、今、我が町にも、沖永良部島にも、障害を持つ要援護者、そういう方々がたくさんおられております。その方々に対しての避難指導、そういうことは町として、しておりますかね。

○総務課長（栄 信一郎君）

避難の指導と言いましようか、要援護者の台帳については、保健福祉課と連携をとって、包括支援センター等々の連携をとって、要支援者の台帳は保健福祉課、包括支援センターのほうで整備してございます。それとあわせて、その台帳の中に、近くに住んでいる消防職員、あるいは援助をする方々というような名簿等も掲載してございます。記入してございますので、そのような体制をとっておりますので、非常時、災害時等には連携をとって避難がスムーズにできるものと思っております。

○11番（奥山直武君）

では、保健福祉課長にお伺いします。民生の係、知っていますね。民生の係で要援護者、介護者、これは人数を把握して警察、消防、届けるのが当たり前でしょう。それ、しているんですかね。

○保健福祉課長（安田廣一郎君）

民生委員の方々にお願いして、要援護者を含め老人、それから福祉関係の調査を毎年行って、その結果が7月ごろにまとまります。それを情報公開ということで、警察、消防へ提供しているかという、そこまでは現在のところ行っていません。

総務課長がおっしゃったとおり、要援護者台帳、あるいはシステムを稼働してお

りますので、災害時と緊急時については、そのシステム上で連絡先、また救援を行う人等に連絡をとる、町としてのシステムを構築しております。

○11番（奥山直武君）

よろしくをお願いします。

というのは、警察、消防と連携するためには名簿がぜひとも欠かせないと思います。というのは、この間、口之永良部島噴火しましたでしょう。あのときに、消防団が住民を把握しておったために素早く行動、また避難訓練もしておって、町長も言われたように、避難訓練もしておったから被害者が出ない。なるべく把握をして、また、要支援者の皆さんにも報告、警察、総務課長言われたとおりに、周りの近所の皆さん、地域にしてありますよと報告をしたほうがいいんじゃないですかね。どうですか。

○保健福祉課長（安田廣一郎君）

緊急時に、また災害時等に速やかな対応ができるようなシステムの構築といえますか、改良と名簿等の提供等が可能かどうか、検討させていただきたいと思います。

○11番（奥山直武君）

わかりました。

議長、ここで、災害時には消防団の活動をなされると思いますが、関連するけれども、消防の話、質問していいですか。

○議長（今井吉男君）

ちょっとこれは。入っていませんので、通告書に。後ほど。

○11番（奥山直武君）

わかりました。

では、次いきます。

②硫黄鳥島、沖縄県久米島の硫黄鳥島が質問状に書いてありますように、永良部にも影響を及ぼしております。今、永良部にある作物は、サトウキビ、ジャガイモ、花卉、いろいろとありますよね。もし、今爆発して降灰が永良部の上におりたったら、どのような対策をとるんですかね。

○総務課長（栄 信一郎君）

災害が起こったといいましょうか、起こるであろう硫黄鳥島の噴火と爆発等による災害が火山灰がというようなこと等がありますが、季節によって季節風が吹きますし、冬場ですと北西の風が吹きますので、直接火山灰の影響を受ける可能性もありますでしょうし、今の時期でありますと、南西、南東の風が吹きますので、逆方向でありますので被害は少なく済むかと思いますが、今後このような、今いろい

ろ硫黄鳥島等の火山についてお聞きしたり調べたりいたしますと、小康状態等が続いているというようなこと等もありますので、火山の活動が活発といいたまいますか、少しその動きがあれば、当然、福岡の管区気象台のほうが硫黄鳥島を管轄といいたまいますか、観測をしているというようなこと等がありますので、地元の鹿児島気象台、名瀬測候所等から情報があるかと思っておりますので、そのときには、農林課等と農業関係の課と連携をとりながら防止できるかといいたまいますか、災害を少なくできるようにする対策は講じることができるんじゃないかと思っております。

○ 11 番（奥山直武君）

降灰は防止はできないと思っております。ただ、私が言うのは、もし灰が降ってきたときの後の対策です。だから、そういう対処は火山の噴火したその周辺の農家のところへ行って検分しなければわからないと思うんです。だから、その後の対処、いわゆるキャベツやったらキャベツをどのようにするか、それはそういう専門員は置けないかな。要するに、農作物に降りかかる灰、花に降りかかった場合にはどう処置したらいいか、そういうのを含めて検分させて、そういう専門家を置くことできますか。

○総務課長（栄 信一郎君）

はい、ただいまのことと農作物に火山灰の及ぼす影響等については、鹿児島県は火山を多く持っている県でございますので、そのようなデータ、情報等、たくさん持っているかと思っておりますので、農林課の職員、農業関係に関する職員が出張等があれば、そのような勉強といいたまいますか、そのような対策が勉強できる県の部署等に行きつけて勉強させて、火山の火山灰に対する後の処理といいたまいますか、農作物の、火山灰の処理といいたまいますか、そのようなことについては担当課に話しましてそれぞれ出張等のときに研修をさせたいと思っております。

○ 11 番（奥山直武君）

前もって準備のほどをお願いいたします。

また、硫黄鳥島、総務課長、どうでしょう。硫黄鳥島、平成25年に、周辺の近海200メートルの浅海で海底火山が発見されていますよね。それが25年の10月21日から11月14日までの地質調査船でこれが見つかっておりますよ。これがまた爆発したときにどう影響が出るか。前もって、もう何十年か、何十年と先を見つめて、その準備をしたほうがいいんじゃないんですかね。どういう準備するか。

○総務課長（栄 信一郎君）

先ほども申しましたが、非常に火山に関して、また地震に関してのいろんな研究

が進んでおりますので、地下の火山が発見されたということ等がございますが、久米島町の役場に問い合わせいたしましても、そのような回答が得られませんでした。そのようなことがあれば、また、そのような情報が先ほど話しましたように福岡の管区气象台等から情報の提供があるかと思っておりますので、その点については、また防災会議等をもって十分に検討、対応をしてみたいと思います。

○ 1 1 番（奥山直武君）

対応をよろしくお願いします。

次に③、こういう災害が起きた場合に、大津波が来た場合に、港の機能は全く失われると思うんですね。そのために、物資の輸送、要するに昔の大型船が沖からテンマみたいに運ぶような状態、そういう物資運搬等を漁協等での間に協定を結べないか。というのは、ちょうど今作業を進めているとお話しされましたけれども、記憶にございます以上は何年か前に、その質問もしてあるんですよ。作業を進めておるんですけども、早急にその協定は結ぶことはできないですかね。

○ 総務課長（栄 信一郎君）

漁協等との協定ということでもございましたので、先般、鹿児島県漁業協同組合連合会等のほうにお尋ねをいたしましたところ、鹿児島県と鹿児島県漁業協同組合連合会では災害時の取り決めをしてあるということ、連合会がやってあるので、災害時、非常時にはちゃんとまた連合会のほうから各漁協等へ依頼してその対応をとるといような返事をいただいておりますので、あえて個々に各島々といいましょうか、それぞれの漁協との締結はいかがかと思えます。上の連合会のほうでちゃんとしているということでもありますので、ご理解方をお願いしたいと思います。

○ 1 1 番（奥山直武君）

それは違うでしょう。上は上、地元は地元でしないと、活動が迅速にできませんよ。言えば、知名町だけじゃなくて、知名町、和泊町、漁協と、今のうちにタイアップ、協力しておれば、漁民、業者も末端までは知っていないと思うよ、その話は。だから、早急にそれを何とかできないのか。

それともう一つ、今、港に見た目ではちょっと広い感じもするけれども、もし、何か災害時にあったときに、港に漁船が間を縫って入港するときに、今の港で、知名港では狭くあるんじゃないですかね。もっと広げる価値があると思えますけれども、そういうのはどうですか。

○ 総務課長（栄 信一郎君）

残念ながら、船の操舵の技術が詳しくございませんが、港の幅云々ということでもございますが、漁船ということでもありますので、その辺はまた、漁協の専門家の方

等とも話を詰めるところがあるかと思いますが。

参考までに前回の沖永良部台風で、どのようにして災害復旧に関する、また生活物資、本町、沖永良部島に移入されたというのを、うちの知名町の台風9号の記念誌に載っております、急ぎの医療品等については、医薬品等については自衛隊の航空機を使ったというようなこと等と、家屋の修繕に使うトタンや木材等については知名港から、その物資の搬入を行ったというようなこと等もごございます。

ですが、改めて、沖永良部島の漁協との協定ということ等がございまして、先ほども申しましたように、災害時にはいろんな各方面からいろいろ連携をとりながらやっていこうということ等でやっておりますが、先ほど申しましたように、鹿児島県と鹿児島県の漁業協同組合連合会とのほうでは災害時の申し合わせ等を行っているというようなこと等もありますので、いろんな団体がございまして、漁協も含め、先ほど締結してあるのが建設有志会、それから衛生関係の会社ということ等があります。九州電力等につきましても、台風が近づくと早目に県本土から応援部隊を呼んできているということ等で、県とそのような業界との話し合いが持たれております。

そのようなことで、個々に協定の締結よりも、県として、町として、お互いに防災計画の中で支援をどのように行っていくかという等々を計画に入れておけば、お互いの連携がとれて災害復旧も迅速に行われるんじゃないかと思っております。

#### ○11番（奥山直武君）

わかりました。

これからも、前向きにいろんな対策を練るようお願いいたします。そして、その他の災害のために、私もきのう、漁船の免許を取りました。

次に④は、町長のほうから、6月11日に調整が終わりましてということで、了解しました。

大きな2番、観光施設について。

これは、都会から帰ってきた地元の帰省客、その方からもお電話がありまして、店がない、どこに行けば観光土産買えるか。そして、今はやりのクールビズがはやりのかりゆしの服を買いだいたいけれどもどこで買うか。だから、そういうときにいろいろ話したら、その方々たちもバスで行って一度に買える、種類がそろって買える、そういう場所を設置してほしいというそういう話があるんですけども、既存施設のあいておる既存施設で、できることから始めることはできないか。どうですかね。

#### ○町長（平安正盛君）

やはり1つは営業活動ですので、町が云々じゃなくて、やはり民間に頼むところは民間に任せてやっていくべきだと思っていますし、幸いに観光協会もありますので、観光協会等でそこらは話し合って、できるものであればやっていただきたいというふうに、町で直営でやることは非常に難しいと思っています。

なお、ホテルにはいろんなお土産店もありますので、ホテルの利用もお勧めしたらいかがでしょうかと思っています。

○11番（奥山直武君）

わかった。ただ、町でするのも難しいという話なんですけれども、ただ、民間の店舗は、お店は休みが多いんですよ、休みが。だから、なかなか買いに行けない。また、ホテルの売店でも数が少ないと。十分、現実に見てきました、数が少ないと。そういう問題で、1カ所に集めれば帰省客も観光客も買えるんじゃないかと、その意味で質問しましたが、民間業者もその中に入れば、施設の中に民間業者も出店させればできるんじゃないですかね、どうですか。

○町長（平安正盛君）

先ほど来お答えしていますように、行政がそこまでタッチしていいかという、また問題がありますので、そこは検討させてください。

○11番（奥山直武君）

わかりました。では、そのように、聞かれたら連絡はいたします。

それと、②、①にも関連するが、農産物の直売所、これはお答えにありましたように、学校、農産物、いろいろありますけれども、知名町に3カ所あるということで話になされましたけれども、今、地元の年とった方々がどこに持っていけばいいか。足がなくて、近くにあればいい。人を頼むには問題が起きると、そういう条件が話されてきておりますが、また、農産物の直売所も農繁期には休んだり、そういう関係で、この農産物販売の直売所だけでもどこかに1カ所にまとめてすることはできないか。

○農林課長（安田末広君）

先ほど来の答弁と繰り返すこととなりますけれども、民と官の役割と申しましようか、そういったところのライン引きがはっきりしておりますので、私どもといたしましては、やはり民の創意工夫に対して応援していく体制というものを今のところはやっていくべきじゃないかというふうに考えております。

現状の答弁で述べてございますけれども、300人の高齢者も含め、方々が出店をなさっていると、そういったものを今、議員が言われたように運ぶシステムとか、そういうシステムづくりの中ででき得ることがあれば手助けをしたいというふうな

ことを考えていますので、今後、出品される方々、スーパーの方々、そういった方々と、まず今これ以上にどうしたいのかと、そういったことをこれから語っていききたいというふうなことから始めるべきというふうに思っています。

○11番（奥山直武君）

わかりました。お願いします。

次にいきます。大きな3、衛生関連について。

一斉駆除、散布は他の生物環境にもだめということなんですが、今、とにかく非常に蚊が多いんですね。お子さんに対しても。だから、一度やってみたらどうですかね、もう一度、環境に悪いかどうか。人間が大事でしょう、蚊よりかも。もう一回できないかどうか。

○保健福祉課長（安田廣一郎君）

蚊の一斉駆除につきましては、平成9年には薬剤散布費として、決算書によれば600万円ほどかけて年2回ほどやっていたようです。その後、平成12年ごろまでは、町から薬剤散布費用として助成があったようですが、その後は、一斉駆除は行っておりません。その理由は、ほかの隣町と徳之島保健所等に確認したんですが、やはり町長答弁にありましたとおり、環境への影響が大きいと、それからわからないと、予測はできないというところが一番危惧するところだと。それと、散布した後、その散布場所に草木をさわった人に対してもアレルギーに敏感な方とかが体調不良に陥る可能性もあると。そのようないろんな条件から、一斉駆除は適当ではないという感じで、現在、自治体では行っていません。

議員が、一度やってみたらどうかということなんですが、やはりリスクが伴うことですので、私ども、行政のほうで散布状況を一々確認して、これでよしということができる状況であればそれも可能かと思いますが、現在そのような体制になっておりませんので、蚊の駆除については、やはり水たまりをなくすことが一番の有効な駆除の方法だそうですので、ぜひ、周辺の水たまり、1週間に一遍程度は点検して、それを行っていただければと思います。

それからまた、古タイヤ等については、塩を入れると蚊の幼虫が生息しないということもありますので、なかなか水たまりが除去できないようなところはそのような手だてもございますので、ぜひ、地域住民で蚊の発生を防ぐ方策をお願いしたいと思います。

○11番（奥山直武君）

それともう一つ聞きたいんですけれども、東京でデング熱、蚊のあれで発生していますけれども、鹿児島県、この辺にはまだそういう情報は入っていないんですか

ね。

○保健福祉課長（安田廣一郎君）

まず、鹿児島県でデング熱発生情報は入っておりません。

去年の東京都における公園におけるデング熱の発生を受けまして、ことしの4月28日に国立感染症研究所から地方公共団体向けに、デング熱、それともう一つ、チクングニア熱、これは両方とも蚊を媒介する伝染性の疾患ですので、これに対する自治体の取り組みということで、発生した場合の対応とか、また発生しそうな場所、これがまず外国人が利用する場所で大勢の人が利用する公園とか、それから、大勢の人が集まる花火大会とか、規模が大分違います。何十万人規模とか、そういうところについては管理者が除草とかの対策をとるようにと。もし発生した場合は、これはもう国、それから県、保健所、自治体と一緒に頑張って蔓延を防ぐと、そういう手だてをとるような指針等もできておりますので、これに従って対策をとっていききたいと考えております。

○11番（奥山直武君）

それと、課長、もう一つ、今、中東、韓国ではやっておりますMERSコロナウイルス、あれは蚊から感染しないんですかね。どうですかね。

○保健福祉課長（安田廣一郎君）

私も詳しくはないんですが、蚊ではなく人から人、その呼吸とかそういうので感染、接触等で感染すると聞いております。昨日でしたか、日本人に対して隔離したんですけれども、検査の結果は陰性であったと、そういうこともニュースで聞いております。

○11番（奥山直武君）

MERSコロナウイルスの件についても、蚊のことでも、一応調べてください。

それともう一つ、この一斉駆除消毒ができなければ、昆虫成長抑制剤、そういうのがありますよね。それを各字、集落に助成して配布できないものか。

○保健福祉課長（安田廣一郎君）

その薬剤の効用とか、私、承知しておりませんので、また後もって勉強させてもらってから検討させていただきたいと思いますが、一斉に配布しますと、やはり一斉に同じような薬品、成分を入れた薬品を皆さんが駆除のために散布すると、その結果、薬品成分のあるものがやはり集中的に土壌とかそのあたりに滞留することがまた2次被害といいますか、ほかの生物とか、土壌とか、地下水に影響を与える可能性もございますので、そのあたり、一斉に同じ薬品を使うというところも少しまた勉強させていただきたいと考えています。

○11番（奥山直武君）

これは、人体に影響がないということで東京都が進めております。だから、蚊のボウフラが成長できないような薬なんですよね。一斉にできなかつたら、各地域を分けて使えばいいと思いますけれどもね。

それともう一つ、浄化槽用殺虫剤、知つとるでしょう、浄化槽用殺虫剤、これも蚊に効くんですよ。水田、池、下水、側溝、水槽とか、人体に影響ないですよ。その浄化槽用殺虫剤、これを配布できないものか。もし、昆虫成長抑制剤がだめであれば、どうですかね。

○保健福祉課長（安田廣一郎君）

浄化槽、どのタイプの浄化槽なのかよくわかりませんが、浄化槽の処理水につきましては、最終的に自然界に返すことになっておりますので、薬害については証明されているものだと思います。

また、先ほど申しました昆虫成長抑制剤等いろいろ薬品も進化しているようですので、衛生害虫の駆除については、今後また、私ども、保健福祉課、関係課と一緒に検討課題とさせていただければと思います。

○11番（奥山直武君）

ぜひお願いいたします。そして、町民のためにも、なるべく安く配布できるようにお願いします。そうすれば、すばらしい知名町になりますよね。子供も刺されなくて大きくなるし、もうかやも引かんでいいし、蚊取り線香も要らんから、本当に前向きにお願いします。

大きな4、宿泊施設について。

ゲストハウス、これを入れたのは、これも帰省客、要するに同窓会とかそういうので帰ってくる方々が、同じ同窓生で泊まったりするんですよ。そして、農業ボランティアの方々も二、三名。どうしてもそういうことはできないか、空き家を利用してできないかという声が上がったんですけれども、もう一度、できないかどうか。

○企画振興課長（榮 照和君）

今の議員の説明によりますと、同級生が帰ってきたときに一緒に宿泊したいと、そういうことなんですけれども、既存の民間のハウスが生涯学習センターの入り口付近とか、またガソリンスタンドが経営しているところが、民間の簡易宿泊施設みたいな感じになってはいますが、そこに同級生で沖永良部で何か会議があったときなどお帰りになったときに宿泊していただければと思っておりますし、また、27年度に企画振興課のほうで、島の民泊推進事業というのを実施する予定でございます。これは島の生活、農業体験とか漁業体験等を観光資源と捉えて、沖永良部

に来てみたいと、知名町に来てみたいとそういうときに、知名町の何戸かの方を公募いたしまして宿泊をしていただくと。そういう感じ、基本的には1宿泊施設1人なんですけれども、おうちの規模によっては2人までとかいけるんですけれども、議員の今ありました、沖永良部の方が沖永良部に帰ってきてちょっと1週間ほどいたいというときは、民間の簡易施設なり、またフローラルホテルなりを利用していただけたらと思います。

#### ○11番（奥山直武君）

今、課長がお話されたのは、要するに帰省客、それも含めますけれども、観光客だよ、主に観光客。今、だから、新聞でも取り沙汰されておるけれども、全国農業新聞とか、今、南海さんはおるけど、奄美さんも、ゲストハウスがはやっておるんですよ。というのは、内地から来られた観光客が四、五人で来られて、二、三人でもいいです、四、五人で来られて、家賃が1晩2,000円ですよ。そういう安い家賃で自由奔放に朝から晩まで住める。それも、2日から3日、4日と長い滞在期間で来るから、それをどうしてもできないかと。そういうわけ言うておるんです。それは27年度から計画に上がっておるみたいなんですけれども、これを前倒しでできないんですかね。

#### ○企画振興課長（榮 照和君）

この事業は、漁業や農業体験したいという方を、行く行くは知名町へ定住等も考えてつくる事業なので、観光のためにいらっしゃる観光客のためにつくるというか、そのためには直接そういう目的ではないので、先ほどから申し上げますように、大山のログハウスをご利用いただくか、また民間の簡易施設のほうで宿泊していただけたらと考えております。

#### ○11番（奥山直武君）

要するに、お金がないの。今、ログハウスを建設される皆さんは、ここに出している。クラウドファンディングの専用サイトがあるんですよ。これに出せば不特定多数の方々が見られて、1口融資、小口の融資をするサイトがあるんですよ。それであちこち、高知でも瀬戸内でも、加計呂麻でも、それでやっておるんですよ。そうしたら必然とまた人気も出て、要するに1口出した人間にはそれなりの出資金額において農産物を送ったりしたら、もっと永良部に来客が来ると思うんです。そういう方向もあるんですけれども、どうですか。

#### ○企画振興課長（榮 照和君）

そのような事業というか、そのような融資に関しましては、私もまだ承知してございませんので、インターネット等で調べたり、また町で協議をしながら、導入に

向けては協議をするというか、勉強いたします。

○ 11 番（奥山直武君）

わかりました。では、課長、前向きに検討なされるようお願いいたします。

以上で一般質問を終わります。

○議長（今井吉男君）

これで奥山直武君の一般質問を終わります。

次に、名間武忠君の発言を許可します。

○ 3 番（名間武忠君）

こんにちは。町、労連の役員の皆さん、それから、今日から本町に研修に来られる国家公務員の若手の皆さん、ようこそ傍聴していただきまして、ありがとうございます。どうぞこれからも、本町の行政並びに議会活動にご理解をいただければありがたいなと思っております。

これから、議席番号 3 番、名間武忠が 4 項目について質問をいたします。

1、地方創生について。

国が示している地方創生にかかわる地方版総合戦略について、本町は、知名町・ひと・しごと・創生総合戦略推進本部を設置、さらに庁内にプロジェクトチームが設置され取り組まれております。次の点について伺います。

①事業によっては、町単独で実施するより、知名・和泊両町で共同推進をすることが、財政的、効率性や無駄を省き、よりメリットが期待できる。このことから、必要に応じ両町の戦略会議を併設する考えはないのか伺います。

②委員会に専門的な知識・技能や本事業に対する意欲等を持った委員を委嘱するために、一部委員の公募制はできないか伺います。

2、老人ホーム「長寿園」の再整備を島民の養護施設として両町で整備できないか。

養護老人ホーム長寿園は築 45 年が経過し、老朽化が著しく、改善に早い対応が求められている。これまでの一般質問の答弁では、財政・財源や整備の優先順位等から建設年度の見通しが立っていない。

今後の整備について、建設費、維持管理等の負担軽減や、長寿園には知名・和泊両町民が入所されている現状等、建設に当たって沖永良部島民の養護施設として、両町で整備する必要性を感じる。早期建設に向けた両町での協議はできないか伺います。

3、台風対策について。

台風発生の時期となり、例年にない台風 6 号の接近、既に 7 号まで発生している。

今後、地球温暖化等で台風の発生増や勢力がより強い台風の襲来が予想される。次の点について伺います。

①停電、特に長時間となる時、日常生活に大きな支障を来し、不安をも覚える。停電の状況、復旧等についての情報を周知できないか。

②停電時の断水対策は十分にとられているのか。

③避難箇所（字公民館）の自家発電の設置状況はどのようになっているのか。

④危険空き家やガジュマル等の大型樹木の倒木危険箇所の確認、把握をし、対策をとる必要はないか。

4、企画振興課所管事務について。

先日、2020年に鹿児島県で開催される第75回国民体育大会に公開競技としてパワーリフティング競技の知名町開催が決定となった。本町で初の国体開催を歓迎し、成功を期すために、開催地としての選手の育成と高いレベルの選手確保が必要となる。5年後の大会に向け、関係者と協議し、パワーリフティング競技者を対象に財政支援のある「地域おこし協力隊」制度の導入は図れないか伺います。

②フローラル館・サウナの営業時間の改善について、利用者から営業時間を早めることの要望について、これまでの答弁で、時間帯の利用者調査を実施、検討することであったが、どのような結果なのか伺います。

○町長（平安正盛君）

それでは、ただいまの名間議員のご質問にお答えをいたします。

まず1番目ですが、現在進めております、国挙げて進めています地方創生関連の質問ですが、総合戦略策定においては、市町村の実情に応じて総合計画を定めることが努力義務となっております。地域間の広域連携も積極的に進めることとし、現状分析もその連携エリア単位で行い、抽出された課題を各地方公共団体の地方版総合戦略に順次反映させていくということからして、今後も、両町で実施できるものについては、協議・連携してまいりたいと思っております。

ご指摘の点の趣旨は十分理解していますが、ただ、現在、担当に指示しているのは、まずは我が町をどうするかと。我が町の現状を分析して、その将来に向かって、今テーマとなっている人口減の歯どめ、あるいは都市部から地方への人口の流れ等々について、まずは私どもの地域がどうなっているかというのをまず分析をし、それに向けた取り組みをする必要があると思います。その中で、当然、町単独でできるものとできないものがありますし、であれば両町で検討して取り組むと。さらには、永良部だけでもできない部分もありますので、奄美全体でどうするかということ、今、担当レベルで協議をしているところですし、奄美全体については、奄

美群島の広域事務組合が奄美全体で取り組む課題を抽出しているところですので、現段階では、後ほど申し上げますが、私どもの取り組みの中で町の課題をリストアップし、そこで単独でできるもの、あるいは両町連携なの、あるいは奄美全体というのをすみ分けしながら、その作業を進めていきたいというふうに思っております。

②ですが、現在、推進本部及び庁舎内のプロジェクトチームを設置しております。今後、各分野ごとのワーキンググループを設置し、幅広く意見を聴取していきたいと考えております。ワーキンググループについては、次世代を担う若者を中心に組織することを念頭に置いており、各分野で活躍している人材を選定している状況であります。必要に応じ進捗状況を勘案しながら、一部委員については公募も視野に入れた検討を進めたいと思っております。

現在進めておりますのが、まずは先ほど申し上げた庁舎内のプロジェクトチームで、プロジェクトチームを加えて、ワーキングチームを立ち上げております。

さらに、今後は現在作業を進めているのが、沖高の1、2年生を対象にしたアンケート調査を実施して、今分析中であります。さらに、沖高に、学校にお願いいたしまして、高校生を20名推薦してもらって、沖高の高校生のミーティングを来る7月11日に開催して、その意見の取りまとめを行います。

さらに、近日中に現在作業を進めているのが、町民へのアンケートであります。アンケートについては3パターンありまして、1つが一般の町民を対象にしたアンケート、2つ目が転入者を対象にしたアンケート、さらには3つ目が20代、30代の若い世代に向けたアンケート、その3パターンでアンケートを実施しています。

さらに、行政報告で申し上げたと思いますが、本町、沖永良部出身の各地に沖州会が組織されていますので、その組織、沖州会との皆さんとの連携も図り、あるいは、島へのサポートしていただかなきゃなりませんので、沖州会の皆さんにも幅広く呼びかけてアイデアを募るというようなことも検討し、作業を進めておりますので、今申し上げたようにこうしたもろもろの作業を進めながら、必要であれば多くの町民からの意見も必要かと認識しております。

最終的には、実施本部の委員会を、戦略会議を招集して、よく言われておりますように、また国からも示されております産官学金労と、いろんなエリアの皆さんの代表で実施本部を、委員会を立ち上げて1つの知名町版の総合戦略として策定をしたいというふうに現在作業を進めているところであります。

大きな2番です。

ご指摘のとおり、非常に私ども、施設を預かる者として、非常に頭が痛い問題で、

できるだけ早急に整備をしなければいけないという認識を持っていますし、また関係機関から、消防関係の指摘も受けていますので、早い時期に改修あるいは建てかえ等々に検討しておりますが、議員も言われたように、財政の問題等もありますので、現段階の状況であります。

せんだって、施設の火災等のニュース等もありますので、いつまでも財政の問題だけで先送りするわけにいかないというふうに思っています。じゃ、今後どうするかということで、もちろん、最終的な建てかえということもありますが、そのめども現段階で立っていませんし、養護老人ホームの場合については、いわゆる介護保険でいう介護保険施設でないので、全く自前で設備を整備しないといけないという状況もございますので、そのことを含めながら現段階では担当に指示をしているのは、指摘しているスプリンクラーについては早い段階に実施するので、その旨の作業を進めなさいということで、現在、スプリンクラーの設置に向けた作業を進めているところです。

ただ、設計もこれからですし、また、その財源手当てをどうするかということも含めて、早急な検討を進めてまいりたいというふうに思っておりますので、そのことをまずご理解をいただきたいというふうに思っています。

大きな3番です。

九州電力では電線等の定期的な巡視、点検を実施し不良箇所の発見に努め、台風襲来に向けた対策を講じていると聞いておりますし、また、これまでの経験上、そのような対応をとってきているところです。台風による停電に関する周知につきましては、防災無線による放送、インターネットでの停電情報を流し停電が長期にわたる場合は九州電力の広報車による巡回などにより、地域住民への周知を図っているところでもあります。

しかし、復旧の見込みについては役場の方へも問い合わせ等がありますが、九州電力としましても、停電の原因となる箇所の特定や台風接近に伴う暴風雨時の作業につきましては非常に危険が伴うこともありまして、復旧見込みについて早急に周知することは困難であると理解しているところでもあります。町民の停電による不安の解消につきましては、九州電力と連携を取りながら、町民に対する情報の提供を逐次、周知を図りたいと思っております。

②ですが、台風襲来により、島内において停電となるため、台風の大きさ、進路を考慮し、事前に各施設への発電機、特に水源地等の場所については発電機の設置を行っております。本年度より、発電機不足を補うため、町内の建設業者と水道施設の災害時における発電機の貸し出し及び設置にかかわる協定書を締結したところ

であります。

また、発電機の燃料不足による断水の危機を回避するためには、災害時における燃料等の優先供給に関する協定を町内の給油所2カ所と締結し、災害時の水道水の安定供給に備えているところであります。

③平成26年度に、町単独で自家発電機を導入する予定でありましたが、平成27年度に奄美群島成長戦略成長交付金の防災拠点施設整備事業で、施設の総合的な改修及び自家発電機の設置の整備ができることからして、自家発電機の設置についても、今申し上げた事業で整備することといたしました。

各字に設置する自家発電機の容量は、現段階で計画しているのが2.8キロワットで、照明と冷蔵庫、携帯電話の充電等には十分に対応できる発電容量であります。

本事業が交付金事業であるために関係機関との調整を要することから、現在、関係機関との調整を行っているところであります。その調整終了後にできるだけ早い時期に、各字に発電機も含めた防災対策の整備を進めていく予定としております。

④危険空き家につきましては、防犯、衛生、景観の問題や、強風により屋根や壁等が飛散し周辺家屋への被害が懸念され、大きな社会問題となっております。空き家につきましては、所有者が適切に管理し周辺住民に不安を与えないことが望まれるし、また本来あるべき姿であります。なかなかそこが管理が徹底しないというのが、また現状であります。

危険空き家の把握につきましては、町内を巡回し調査を行うとともに区長会と連携して、所有者または管理人について詳しく調査を行っております。また、空き家対策の推進に関する特別措置法が平成27年5月26日に完全施行され、特定空き家等に対しては、除去、修繕、樹木の伐採等の助言または指導、勧告、命令が可能となり、行政代執行の方法により強制執行も可能となりました。今後につきましては、危険空き家の調査後、所有者へ適切な管理の助言、指導を行い、所有者の、あるいは管理者の理解を得ながら、周辺住民の日常生活に影響を与えない措置を講じてまいりたいと思っております。

大きな4番です。

地域おこし協力隊は、人口減少や高齢化等の進行が著しい地域において、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住・定着を図ることによって、都市住民のニーズに応えながら、地域力の維持・強化に資する取り組みであり、有効な方策と考えています。

その地域力の維持・強化に資する活動とは、個々、人の能力や適性及び各地域の実情に応じ、地方自治体が自主的な判断で決定するとあるので、ご指摘のパワーリ

フティングの指導者あるいは、大会の企画運営などができる人材、または選手として地域おこし協力隊員として募集することが可能かどうかは、非常に疑問だと思っております。しかしながら、パワーリフティングに限って募集要件を設定した場合に、応募件数が少ないことも想定され、地域おこし協力隊を約3,000人ふやす予定もあるようですが、自治体間での協力隊の獲得競争も激化していると聞いております。その中で、受け入れ体制や地域おこし協力隊員の任期満了後のその隊員の去就等定住に向けた取り組みが必要であり、今後、パワーリフティングに関しては、別の観点から生涯学習課・パワーリフティングの競技関係者との協議を行いながら、受け入れ体制の準備を進めてまいりたいというふうに考えております。

フローラル館の入浴場については、おきえらぶフローラル株式会社の経営状況を勘案しながら、経費の節減のため営業時間の見直しを行ったところは、既にご承知のとおりであります。昨年11月からは、入場者の利用者調査を実施し、現在も継続して行っており、調査時間帯は、午後5時から1時間ごとに午後9時まで調査をしております。

調査の結果は、おおむね午後5時から6時までの1時間が最も入浴者数が多く、どの月もほぼ半数がこの時間帯に利用しております。午後6時から7時、また午後7時から8時については、ほぼ同じような入場者となっており、午後8時から9時については、全体の約5%程度となっております。平成26年度の入浴者数は、25年度と比較して773人少なく2万1,493人となっており、収入にして85万円余りの減収となっております。一方、水道及びガス料金は、25年度と比較して468万円余り減少しており、時間帯を短縮したことによる一定の経費削減効果があらわれているものと思われまます。

おきえらぶフローラル株式会社においては、27年度も厳しい経営状況が予想されることからして、今回の取り組みは当分続けていく必要があると思っております。ただ、フローラル館の入浴者数は時期によって増減に幅があることからして、入浴者数が多い冬の時期などは開始時間を早めるなど、個々の対応はまた別途検討していきたいと思っておりますが、基本的には現在の利用時間の設定を維持していきたいというふうに思っております。

フローラル館はもともと、町民の保養・健康管理の促進のために設置されたフローラル館の施設でございますので、その目的に添うような取り組みは当然していかねばならないと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○3番（名間武忠君）

地方創生にかかわる行政の事務事業、あるいは、施設整備についてを基本にお尋ねをしたいと思います。

過去で広域にとした事業で、バス事業が昭和30年、それから衛生管理組合が昭和52年、それから与論を含めた3町の消防組合が58年で広域事業としてされてきております。そのようなことから、今後、将来を見据えた事業を、あるいは施設の整備が必要かと思っております。

昭和30年と申しますと、知名町は1万4,000人を超える人数でありました。消防関係などといった昭和58年、あるいは衛生管理組合の昭和40年については8,000人、現在6,000人、先ほど人口統計等から申しますと、近い将来に知名町の人口は5,000、さらに、5,000人を切って4,000人台ということに見込まれております。そのようなときに、町民のニーズに応えた十分な行政サービスをするには、当然、本町だけでは難しい状況になってくるだろうという気がいたしております。そのようなときに、両町で必要なものは協議をして町民ニーズに応えるということが必要と思っております。

先ほどの町長の答弁では、この地域の分析、町の状況等を分析して、必要に応じて永良部全体、あるいは大島郡全体の自治体で広域事業としてされるということですので、大変いいことだとは思っております。

ただ、これがいつになるかということになりますと、今回の地方創生については5カ年度という時間が決められておるわけですので、ではその5カ年度の間に隣、和泊町とのこのような事業共同を含めたものについての共同会議等を設置するお考えがあるのかどうか伺います。

#### ○企画振興課長（榮 照和君）

両町の併設に関しましては、今、和泊町の企画振興課長と両町で取り組めるものは取り組まなきゃいけないよねという話はしております。

例えば、両町にある観光とか農業とか、知名町だけで取り組んでもやはり限界がありますので、そういう両町、沖永良部にまたがるものに関しては協議していきましょうという。じゃ、いつごろその協議をしましょうとか、そういう話を今協議している段階です。

#### ○3番（名間武忠君）

戦略的な計画については、先ほどから申し上げていますように、5年間という時間制限があるわけなんです。ですから、いつまでもということはないと思います。

今、町については先ほど、ワーキングプロジェクトなどつくってあるわけですので

で、そこら辺を早く活動して、両町で、先ほどの答弁の中で、一般町民を対象に、あるいは若者、さらには沖高生とか、沖州会の皆さんのアンケート等もという話がありましたけれども、アンケートをとるときに、沖州会については、知名、和泊ということについてはなかなか受け入れがたいわけなんですよ、10ある沖州会の皆さんは。ですから、これに対しては、両町一つになった、沖永良部での今言ったこの地方創生についてのアンケート調査をとることが、より効果的だと思うわけなんですよ。ですから、アンケート調査を沖州会に出すということになれば、それまでに和泊との共同歩調を合わせる必要がありますが、いかがでしょうか。

#### ○町長（平安正盛君）

沖州会のアンケートのことは申し上げていなかった。こんな感じで意見を聴取するということですが。

基本的に先ほど申し上げたように、今回の総合戦略については、我が町をどうするかと、基本的には、ということですから、現状分析をして、その課題解決に向けた取り組みをしていくと。中で、連携しなきゃいかんこともあるし、あるいは奄美全体でもしなきゃいかんのがありますので、そこらはその計画の最初の積み上げ、仕上げの段階、取りまとめの段階で、そこらは今、議員がおっしゃるように、両町との協議、あるいは、もう既に広域事務組合では奄美全体のかかわる創生の作業も進めていますので、それはそれとしてやって、沖州会については、皆さんの意見を聞いてではどうするかということですので。特に、沖州会については和泊云々ということではなくて、皆さんの意見は沖州会1本となっていますので、そこらをご指摘のとおり、両方に配慮した意見交換ですけども。ただ、自分の町しか知らない人もたくさんいらっしゃるの、それぞれの町の、そこらも含めながら、沖州会の役員とは今、意見交換をしているところです。

#### ○3番（名間武忠君）

よく先ほどからありました財政状況等の話ということがありましたが、当然、将来に、次世代に大きな財政負担を強いることはいけないんじゃないかという考えをする一人であります。というようなことで、いろんな施設等も含めて、両町でつくれるものについては、そのような方向で進めていっていただきたいと思ひますし、また、いろいろなこの地方創生自体が人口を主ということになっておりますので、人口をふやすためにいろいろな無理をして、先ほどから出ております財政負担を多く将来に残すことについては、厳に慎重にあるべきだというような気がいたしております。

これから、いろいろな計画等がなされるわけですけども、できる限り早い時期

の実効性のある計画を策定していただきたいと、このように考えておりますので、これは要請にしておきたいと思えます。

①は終わりました、②の現在、報酬費用弁償条例に基づく費用は、56にわたってそれぞれの委員会があるわけですがけれども、今このような60近い委員会の中で、公募制をとった委員の委嘱をされておるのかどうかお伺いします。

○町長（平安正盛君）

ちょっと、十分に理解はしてないところですがけれども、多分、公募をして委嘱している委員はいらっしゃらないと。従来どおり、それぞれの設置条例に基づく委員の委嘱は充て職でほとんどが来ていますので。ただ、いわゆる学識、識見者という分野については、いろいろなまた意見があって、推薦もあつたりすると思えますが、基本的には公募による委嘱委員はいらっしゃらないというふうに理解しています。

○3番（名間武忠君）

先ほどありますように、通常、充て職が大半でありまして、また有識者、あるいは識見者というような表現で数名を充てた委員会構成になっておるわけですがけれども、幅広い層、あるいは島外から、あるいは島内のいろいろな意見を持っている方の意見集約をする、あるいは意見を出していただくということについては、これから将来のこの知名町に私は非常に必要だと思うわけなんですね。そのようなことで、得手、不得手もあろうし、また、大変いろいろな知識を持っている方もたくさんいらっしゃると思っております。

ですから、この地方創生につきまして、これから委員を選ぶことになろうと思えますけれども、その点について、今言った公募制の採用について、町長の現段階で結構ですから、考えを伺いたいと思えます。

○町長（平安正盛君）

先ほどお答えしたとおり、現段階で進めている作業がありますので、その作業の状況を見て、その段階に必要、最終的には、懇話会議がありますので、それに至るまでの作業の中で公募による委員がどうしても必要ということであれば、その段階でまた検討する。ただ、先ほど申し上げたように、今進めている作業で意見の集約ができるかどうか、そこは検討しながら、進めていきたいというふうに思っています。

○3番（名間武忠君）

本町において、これまでも公募制の委員委嘱はなかったというような感じのようであります。

現在の地方創生については、まだ決められていないし、そのような気持ちを持つ

ていないように受けとめられますけれども、この地方創生自体の目的とあわせて、ぜひ公募制という委員の委嘱についても取り入れてほしいと、これは検討して、ぜひ実現にさせていただきたいと、それを要請にしておきたいと思います。

これで、②を終わりにして、大きな2番の老人ホームの整備について。

先ほど町長のお話では整備は必要だけれども、今のところ難しいというようなことのようにありました。

養護老人ホームについては、法でうたわれておりますので、この条項を見ますと、老人は精神の健康の保持及び生活安定のため必要な措置をとらなければならないというようなことを受けて、老人が生きがいを持てる健全な安らかな生活を保障することというようにうたわれております。さらに、国、地方公共団体においては、老人の福祉を促進する、増進する責務があるよと、責任がありますよというようにうたってあります。

まして、それが次のようなことがうたわれておるわけです。養護老人ホームに入所させ、あるいは養護老人ホームに入所を委託するというようなことに老人福祉法ではうたわれておるわけですので、そう考えますと当然、養護老人ホームの施設は市町村が建設する責務、責任があるということにとられると思います。

そのようなことで、現在、長寿園には、知名、和泊の入所者はどのぐらいいらっしゃいますか。

#### ○老人ホーム園長（新納哲仁君）

お答えします。

きょう現在、今、入所者が44名です。その内訳としまして、知名町、男5名、女37名、計42名、和泊は男女各1、1の2名で、計44名です。

#### ○3番（名間武忠君）

50人定員で44名というようなことで、待機者がいないというようなことで理解はよろしいですか。

#### ○老人ホーム園長（新納哲仁君）

つい先日、6月2日に、徳洲会病院に入院している方が、これ、現在、和泊町の女性なんですけれども、去年も入所申請したんですけれども、面接に行ったら、ちょっと歩行に困難がありますので自分から辞退しますということでありました。でも、今回手術を受けましてリハビリ等を行い歩行ができますので、再度申請しますということで面接をしてあります。今現在、入所の準備ができ次第、早目に入所をさせていきたいと思います。

現在、今、入所の待機が1名、相談が2名ということで聞いております。

以上です。

### ○3番（名間武忠君）

入所されている皆さん、あるいは、これから入所される皆さんは、今の老人ホーム長寿園のあの状況の中で、1日24時間、1年365日を生活するという事なんです。先ほどの改築、新築は難しいというようなことで、スプリンクラーを3基設置するというような答弁がありましたけれども、そうしますと、ほかの部屋についてはスプリンクラーもないというような状況にとりました。ぜひ、近いうちの長寿園の改築、新築はないというようなことのようにですから、できるのであれば、今言ったような環境の改善については、極力、この老人福祉法からしても、整備をしてあげるのが行政の立場、行政の責務だと思います。

最後に、町長のほうにあと1点、それと。きのう、おとついの地元新聞の社説にこのようなことが載ってました。あわせて、町長が考えを持っておりましたら、ひとつお聞かせいただきたいと思います。

東京圏内から地方へ高齢者の移住について、地方創生の一環の一つであるから、国としてはそれを進めたいんだというようなことが報道されておりました。その中には、反対する者、あるいは賛同する者、いろいろあったわけなんですけれども、町長がこのことについてどのような考えなのか、持ち合わせておりましたらお聞かせいただきたいと思います。

### ○町長（平安正盛君）

ちょっと私、答弁間違ったか、やったのか、ちょっと覚えていないんですけれども、スプリンクラー3基ということは言っていません。スプリンクラーを設置しますと。スプリンクラーは当然、全施設、施設全体ですので、そのことについてやりますということですから、ご理解ください。

それから、質問にもありましたように、では両町云々という話もありますが、確かに先ほど園長からあったように、和泊の皆さんも入所されているんで、じゃ両町で整備したらどうねという意見ですけども、もし、このパターンで老人ホーム長寿園をした場合に、じゃ、ほかはどうしますかということも出てくるわけですね。類似施設はたくさんありますので、特別養護老人ホーム、それから老健施設とか、いろいろありますので、じゃ、それ全部折半とか人数割りでいきますかといったら、その時々利用者によって違ってくるわけですので、まずやはりこれはあくまでも町営施設ですので、あるいは法人施設ですので、それぞれの経営者が責任を持ってやるのがあるべき姿だと思っていますので、そのことはまずご理解いただきます。

せんだって、和泊のある経営者から、今同じような要請、ご相談を受けたんです

けれども、そのことについてはやはり慎重を期するので、その場で答えられません。ただ、検討はしますけれども、いずれにしても、やはり経営者がそれぞれの責任を持っていただきたいということは返事はしてあります。

今の高齢者の地方への移住の件で、ここ最近ずっと話題になっているんですけれども、考えによっては2通りあると思うんです。今人口が減少している地域において、都市部から地方へ的高齢者とはいえ、やはり移住してくるのは人数ふえるわけですので、それを喜ぶ皆さんと、では逆に、移住される皆さん、予定される皆さんが、例えば東京から地方へ行くとなると、行きたくもない、やはり住みなれた東京がいいだろうという人で、強制的にあなたはあっちに行きなさいと、あそこのあの県は枠がありますので行きなさいということは、これは人間の基本的な人権を害するわけですので、そこらはあるので、今、各自治体の皆さんは賛成も反対も多々あると、新聞にも載っています。

要は、都市部の今の団塊の世代があと10年ですので、今の人数、高齢者がふえて戻し老人とかよく言われておりますけれども、子供が東京に呼んで住んで人口がふえているんですけれども、その皆さんが10年後、団塊の世代がいったら、今は施設が不足だけど、今の急場はしのがないといかんわけですけれども、都市部は。しかし、10年、15年過ぎたときには、その皆さんが、大変失礼な話やけれども当然いなくなっていくわけですので、今それを心配して設備投資ができないという現状。それをして、次も今の、過去これからずっと推移していけば、設備投資してもいいんですけれども、いずれ減っていくわけ、全体も減っているし高齢者の人口も減るわけですので、そこがあるので設備投資、整備ができない。では、今の急場をしのぐためには、地方に高齢者の皆さん、地方はあきがあるので、余裕があるのでどうぞ移住してくださいというような理屈に来ていると思うので、そのことについては、私も人口がふえることはいいとして、しかし、そうした考え、では受けた側の整備を誰がするのと。

現在の持っているキャパでしか整備できないわけですので、それがふえたときに、じゃ、地元は何をするのと。設備をする、そうしたら、その10年後、また逆に人口は減っていくわけですので、その後の運営をどうするかといったいろんな問題があるので、一概にいい悪いは言えないと思います。いろんなケースが考えられますので、そこはそこで対処しないといけないというふうに思っています。

### ○3番（名間武忠君）

どちらにしても、さっき出ました民間の特別養護老人ホームと、それから老人福祉法人にのっとった養護老人ホームの目的設置がありますので、そこら付近はいろ

いろな角度から検討していただきたいと思います。これで終わります。

台風対策についてですが、先ほど、九電のお話がありました。なかなか台風の時、停電時に九電のつながりがほとんど無理だという状況なんですね。先ほど総務課長のほうで、九電からの情報を確認をされているのか、されていないのか、そこら付近がちょっとわかりませんでしたので、復旧にどれぐらいかかるのか等について、あるいはまた、どこで停電がなっているのか、そこら付近は行政のほうで把握しておっているのか。もし把握しておれば、個人のほうから役場のほうに連絡を確認をしたらそれがわかるのかどうか。もしされていないければ、それがされるような方法があるのかないかまでお聞きいたします。

○総務課長（榮 信一郎君）

台風時等の停電については、情報はインターネット等またファックスで流れてきますが、何々地区ということでしか来ませんので、集落が非常に広いところについては、例えばどの辺とか、そのような細かい情報は来ません。

皆さん、よく県道伝いに行って通りますと、これ、ちょっと西方面のこと、私は西、正名に住んでおりまして通勤しておりますので、各集落に2つぐらいの集落の間の空き地といいましょうか、広い土地にトランスがあるんですね、大きなトランス。こちらから行きますと、徳時と住吉の間の若者、教員住宅の後ろのほうにちょっと空き地があって、町のほうで植栽をしてありますが、そこに大きなトランスがあります。九電さんに聞きますと、まず、トランスのところまで安全を確認して流していくというようなこと等があって、まず、住吉と徳時の境まで流しましよと、それから次の住吉、正名を点検して、大丈夫であれば、田邊利二さんの裏に大きなトランスがあります、そこまで流しましよとというようなこと等があって、このように各ブロックごとに電気を確認して流していくということでもあります。

ですから、例えば、田皆から西のほう、北のほうといいましょうか、新城とかなりますと、また田皆から次のブロックまでというようなこと等がありますが、そのように安全を確認して電気を流しているというようなこと等で、停電の情報はファックスで来ても丸々地区でしか来ませんので、詳細な情報は得られません。

今お話にもありましたように、九州電力さんはもう大島郡内全部、奄美営業所で停電の情報は扱っているというようなこと等があって、なかなかつながりません。そういうこと等もありますので、昨年か一昨年か、ちょっと記憶が定かじゃございませんが、そのような長時間の停電については、九州電力からももっと町民の皆さんに情報を周知するべきじゃないかというようなこと等があって、新城地区が一昨年の停電で相当長い時間停電いたしましたので、そういうことがありましたので、

九州電力の広報車が走って地域の皆さんに情報を提供したところでもあります。このように九州電力さんも個々の努力はいたしておりますが、なかなか詳細な情報は私どもで把握するのは厳しいというような状況であります。

○3番（名間武忠君）

そのようなことでしたら、ぜひ九電のほうがそれぞれのできる限り、復旧に短時間になるようなということで。

二、三日前、県道でワイヤーロープの新たな設置みたいなことしておりましたので、聞いたところ、これは停電箇所がすぐ把握できるような方法に今工事をしているんだということでしたので、これはまだ九電自体には確認していないんですが、確認されて、停電原因の箇所が早くわかれば、当然、復旧についても早くできるものと思っておりますので、そこら付近については、町民への周知も含めて、何らかの町民が安心できるような方策をとっていただきたいと思います。

それでは、2番の水道についてですが、水道については自家発電されているということですので、これは最高どのぐらいまで自家発電ができるのかが、現時点で燃料を補給したら、何日でも水道の断水はないというようなことで、ただ、その日数だけ教えていただけませんか。

○水道課長（伊藤末隆君）

ご説明いたします。

発電機は一応9台、14台必要ですけれども、9台リースしております。一応大きいものから小さいものがありまして、大きいものについては、燃料を満タンにしても12時間しか持たないので、1日2回の補給をします。その14台も丸1日動かすと、燃料が1日で大体1,500リットルから2,000リットル使います。ですので、燃料不足による心配があるために、今年度、燃料会社と協定を結んでおります。燃料があれば、ずっと大丈夫ということですよ。

○3番（名間武忠君）

水道については、ライフラインの最も重要なところの1つですので、断水のないように、課で頑張っていたきたいなという思いです。

先ほど、大丈夫だということですので、町民も安心かなという思いであります。

③のですね、字の電気発電の仕組みについては、以前、5集落についてということがありましたけれども、現在、何集落の配布がされているのか。先ほど答弁がありませんでしたので、その何集落にまだ配備がされていないのか、されていない集落は何集落なのか、そして、その配置されていないところにはいつするのか、その2点だけ端的にお願いします。

○総務課長（栄 信一郎君）

各集落への非常用発電機は、今年度、全ての集落、一斉にする予定にしております。奄美群島振興の事業で行う予定にしております。今、県のほうと、またそのような発電機の調整等について行っておりますが、今年度、全集落にする予定で事業を準備いたしております。

○3番（名間武忠君）

各集落も期待しておると思いますので、そして、台風前の事業実施を要請をいたしたいと思います。できるだけ台風前に配布できればと思いますので、その点をよろしくお願ひしたいなと思っております。

④の危険空き家、ガジュマルについては、調査をされておるということのようですので、家屋については25年12月に空き家の適正管理に関する条例で、町民からの報告や実態調査、あるいは該当者、管理不全な状態という表現を使っておりますが、家屋の管理不全な状態の家屋等については、先ほどのように、実態調査や指導勧告、あるいは命令等ができるようになっておりますので、そのようなことについて実例があるのかどうか、その1点だけでよろしいです。

○総務課長（栄 信一郎君）

実例はございません。条例の制定も行いまして、国も非常にこの空き家対策が、大都市といいましょうか、都市部においても、このような過疎地域といいましょうか、各大会以外、このような各離島とか、また、県本土のちょっと離れたところ等でも、空き家が非常に大きな社会問題となっているというようなこと等から法の整備もいたしておりますので、国のほう、県のほうでは、来月早々に県のほうで研修会を行って空き家対策について推進していくということでもありますので、そのような研修会等に参加しながら、空き家対策に努めてまいりたいと思います。

○3番（名間武忠君）

空き家については、ぜひ、そのような諸問題等が生じないように、これは要請をしたいと思ひます。

大木について、この大木が台風等で折れた倒木した等のときに、電話線やあるいは電気等で停電等の原因にもなりかねますので、そこら付近のぜひ、調査もして、地主等にその旨を伝えて対策をして、できる限り電線等への被害、これによる停電等がないように事前の対応をしていただきたいと、これは要請で終わりたいと思ひます。

4の企画課、パワーリフティングについては生涯学習課でしょうけれども、町長が、このパワーリフティングの知名町開催に向けて、関係所や、あるいは個人等も

含めていろいろ誘致活動に積極的にされたことに対して、体協にかかわる一人として大変うれしくも思いますし、当町長の努力を高く評価をいたしたいと思います。

そこで、国はオリンピックとパラリンピックが決まってから、10月にはスポーツ庁を設けて、選手の育成等に力を入れるようであります。県についても、同じように国民体育大会に向けて、組織の設置や選手育成に、あるいは県職員の採用等についても配慮されるというようなことでもありますけれども、先ほど町長の答弁では、この地域おこし隊では難しいだろうと、別途考えるというようなことの話の答弁がありましたけれども、ぜひ、いろいろな方法等でせつかく地元で国体という冠のついた大会ですので、盛り上げて成功裏に終わるようにしていただきたい。それにはやはり町の選手が出るというようなことは大前提だと思いますので、まだ時間があるということでもありますけど、ただ5年しかないということも確かでありますので、このもう5年しかない時期に、町長を含め、それから関係課の生涯学習課長に要望しておきたいと思います。これ、要請だけで終わりたいと思います。

それから、4の2のフローラル館のサウナについてですけれども、先ほどの調査の説明の中で、私も同じ資料をもらいましたので、5時から6時までが、この7カ月間で見ますと半数、49.7%という数字が出ておりますので、半分は5時から6時、そこでさらに問題になったのが、5時までにあの待合室で待っているという利用者が多いということなんですね。その点について、所管課長はどのようにお考えですか。対応を考えられませんか。

#### ○企画振興課長（榮 照和君）

調査の結果は、議員ご指摘のとおり、約50%、5時から6時です。8時から9時が一番少なく、約5%です。

経費のことを考えますと、やはり大きな削減効果が出ていまして、まだ去年の11月から7カ月間を調査しただけですので、もう少し調査のデータを集めて、そして、それから対応していても大丈夫ではないかなと思いますので。確かに5時まで待つ方が少し気の毒なんですけれども、しばらくは調査も続けたいと思いますので、当分の間はこのようにさせていただけたらと思います。

#### ○3番（名間武忠君）

先ほどからいっておりますように、町民の健康保持、あるいはそこに集まる皆さんの交流の場とか含めて、大変重要な位置を占めているサウナだと思っております。これはサービス業の1つだと、私はこのように思っております。サービス業というのは、当然、使う利用する皆さんの声を聞く、これはサービス業として最も大きな、そして重要なことだと思うわけなんですね。そう考えますと、先ほどから出ており

ますように、利用者の声はもうおわかりだと思うわけなんですね。

そうしますと、じゃ、次まで次までというようなことは待たずに、実際やってみて、経費の問題もありましたが、客も25年から26年、減ったということのようですが、それらを含めて、隣からも来ておる利用者がおるわけなんですね。彼なんどももうちょっと早ければというような声も出しておりますので、それはやってみて、これはいや、おかしい、前に元にまた戻すべしだ、5時に戻すべしだということならば、これはわかりますが、ぜひ一度はサービス業の本来の立場として、利用者、顧客の声を聞いていただきたいというような思いであります。ぜひ、これは早期、時間の改善が図られるものと、もう強く強く要請をして終わります。

そこで、あと1点、課長まで届いているかどうかわかりませんが、そのこの待合所のところ、ロビーなんですけれども、台風と大雨に大変雨漏りをしているというようなことで、観光客も含めて、そのような立場を考えますと、早急な補修は必要だと思うわけなんですね。ご存じあるかないかわかりませんが、ぜひ現場確認の上、早い対処をお願いして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（今井吉男君）

これで名間武忠君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

次の会議は午後3時20分から再開します。

休 憩 午後 2時55分

---

再 開 午後 3時20分

○議長（今井吉男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

今井宏毅君の発言を許可します。

○2番（今井宏毅君）

皆さん、こんにちは。議席番号2番、今井宏毅が次のことに一般質問を行います。

1つ、地方創生総合戦略プランの進展状況について。

4月18日の新聞に、知名町まち・ひと・しごと創生戦略本部が発足したと18日の新聞に載っております。本日で約2カ月がたちました。先ほど来から説明もありましたが、再度お聞かせいただきたいと思います。

2番、県農業技術開発センター・大隅加工技術研究センターの活用について。

去る5月15日、鹿児島県が運営する農業開発総合センター大隅支場に、鹿児島事務所長の案内で経済建設常任委員会の所管事務調査を行ったところであるが、裁

培部門、環境部門、農業用機械や設備等の研究がなされておりました。

隣接する大隅加工技術センターにおいては、加工等による高付加価値型農業の展開を図るため、企画支援、研究開発部門があり、最新の技術、機械装置等を使用し特産物等の高度利用技術開発、実験等がなされているようであります。

まだ4月から開所したばかりですが、今後大いに期待でき本町のやる気のある若い農業者を研修、派遣を含め、今後このような施設等を活用し、農家育成を図る必要がないか見解を伺います。

3番目に、田皆岬の展望台の設置や景観整備等についてお伺いします。

奄美・沖縄の世界自然遺産登録が目前に迫っていることと思っております。本島は徳之島、沖縄本島北部とのはざまにあり、田皆岬が国定公園から国立公園に格上げになるものと思っております。地元以外貨をもたらず観光客を呼ぶ込むためにも展望台の建設、岬周辺の観光地としての整備が必要ではないかと思っておりますが、町長、担当課長の見解を伺います。

4番目に、県道知名空港線改良について。

県道知名国頭空港線田皆字内道路については、児童生徒の通学時の安全、また地元住民からも生活道路としての強い改良要望があり、たび重ねて一般質問をしましたが、現状、今後の対策を伺います。

これで1回目の壇上からの質問を終わります。

#### ○町長（平安正盛君）

それじゃ、ただいまの今井宏毅議員のご質問にお答えいたします。

1番については、先ほど名間議員にもいろいろの角度から現在の状況についての答弁をいたしておりますが、加えるというか再度お答えいたしますと、今ご指摘のように、マスコミ、新聞等でも報じられたとおりです。

そして、5月15日には庁舎内、役場内にプロジェクトチーム、21名を設置し第1回のワークショップを開催しております。現在ワーキンググループは、産業、雇用、子育て、移住、高校生、沖洲会の各ブロックのワーキンググループを設置し、各専門分野の人材選任作業を行っているところであります。メンバーの確定後、各ワークショップで幅広く意見を提言、収集し、プロジェクトチーム内で検討後、推進本部へ報告いたす段取りです。

また、産金学官労言からなる有識者会議を設置し、施策ごとの数値目標を精査していただき、8月を目途に地方版人口ビジョンを策定、12月をめどに地方版の本町としての総合戦略策定を予定しております。もちろん、作業の流れによっては時期が移動するかもわかりませんが、できるだけ前倒しの方向で作業を進めていきた

いというふうに思っています。

以上が現在の状況であります。

大きな2番です。

農業開発総合センターは、本県農業の総合的な拠点として農業技術の開発と担い手の育成を効率的かつ総合的に推進するために農業関係試験場や農業大学校を再編統合した県の施設であり、各種試験研究や学生教育、新規就農希望者あるいは農業者、さらに県民などを対象とした研修を実施しているところです。

各種試験研究は、毎年、試験研究課題に係る要望と提案の募集があり、その試験成績の成果の中から普及に移す研究成果が取りまとめられ、新たな農業技術として生かされております。

また、就農・就業チャレンジ研修の実施や、視察研修の受け入れを行っており、本町の担い手農家や技連会等の視察研修も幾度となく受け入れていただいているところでもあります。

また、大隅加工技術研究センターは、一次加工等による高付加価値型農業の展開を図るため、新たな加工・流通技術の研究開発とともに加工業者等による加工品の試作品づくりや販路拡大などを支援する県の研究開発拠点として、本年4月、鹿屋市に開設したところでもあります。

事業体系としては、研究開発、企画支援、施設の開放の3つからなり、企業や大学との共同研究も推進していくということになっています。

企画支援では、技術指導、マーケティング、商談会あるいは展示会等のマッチング、相談窓口の設置、各種研修会の開催等が行われ、また施設の活用促進に向けた情報発信のためのネットワークづくりを進めており、利用などを計画している方々に施設の各種情報等を随時届ける利用者ネットワーク会員も募集しておるようです。

6次産業化に関する各種支援事業やセミナーの情報提供と開放施設の予約、確認などができるため、町においても個別相談時には紹介を行い、町のホームページに会員募集の掲載を行っているところでもあります。

県の支援体制や施設等については、意欲のある農家が適切な機会に適切な支援を受けられるよう積極的な活用と情報提供に努め、農家育成を図ってまいりたいと思っております。

大きな3番です。

田皆岬における展望台休憩所の設置については、平成25年度3月議会や平成26年度3月議会でもご質問をいただき、国立公園の指定後に奄振事業や他の補助事業による施設整備を検討していきたいと答弁いたしております。

現在、奄美群島琉球弧世界自然遺産への登録を目指す動きは、最短で平成29年度の登録を目指しているところですが、その前提として奄美群島では、現状の国立公園が国立公園に指定される予定であります。今現在、国立公園指定の具体的な時期は明示されておりませんが、今後とも国や県に対し情報収集に努め、それと並行して展望台建設に向けた有利な補助事業の検討を行っていきたいと考えておりますので、観光客のニーズに応じた展望台建設に向け、景観等に配慮した建設場所やそのデザインについてアイデア等をいただけたらと考えております。

大きな4番です。

このことについては以前からご質問いただいて、その必要性は痛感をしているところで、午前中の行政報告でも県にたびたび要望をしているところです。今後の対策というようなご指摘もありますが、正直申し上げて現在の状況は、ここ近年の近いうちには大きく変わるものではないというふうに認識しているところです。

したがって、そのような状況を早く打開するためには、やはりたびたびの要請活動が必要だと思っておりますので、随時必要に応じて要請活動を続けていきたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

## ○2番（今井宏毅君）

それでは再質問をさせていただきます。

本日で約2カ月、60日となりましたが、きょうのこの説明を聞くまでなかなか声が届かなかったということで一般質問の中にいたしました。やはり町民としても本年度中の策定ということで、どのぐらい進んでいるんだというような心配の声も結構聞こえてきて、今回壇上で質問で広く知っていただくことも大事なかなと思って質問をさせてもらったわけですが、これまでも地域活性化、過疎対策、離島振興、観光振興等、さまざまな対応をしてきたと思っておりますが、まだいまだに人口減には歯どめがかからない状態にあります。

今回は、この事業をいいチャンスと捉えて、町全体の英知を、先ほどからありますように結集して実行するという事は、この後1年後、5年後、10年後、20年後と大変いい結果を出してくれるものと期待もするところでもあります。

先ほど来、沖洲会いろんなワークショップ立ち上げ、ワーキンググループ、それからいろんなプロジェクトを立ち上げて、されているということで大きな安心等もしたところではありますが、島内外で、先ほど申し上げた町長がおっしゃったそのいろんなグループの中で、急ピッチで作業が進んでいるということでありますが、やはり今後とも地元の中でも欠かせないグループもまだあるのかと思っております。

例えば、町民は先ほどから来ております中には郵便局もあれば銀行もある、九電もあれば、九電工、国営事業所、各それぞれの地元の事業所、あらゆる機関に参加していただき、地元企業に地元から知恵を出していただく、そのような必要もあるのではないかと考えておりますが、どのようにお考えでしょうか。

○町長（平安正盛君）

まさに今、議員がおっしゃるようなことを踏まえて、今現在、作業を進めているし、アンケート調査の実施も予定しております。

有識者会議等については、今ご指摘のいろんな事業所等にもかかわってきますので、そういった皆さんも今、人選を進めているところです。ただそれに何も無い形で有識者会議をしようとするわけにはいきませんので、ある程度有識者会議に投げかけるといいますか、提供する材料が出た段階でその皆さんをまたお集めいただいて、意見をいただきたいというふうに思っております。ただ現段階では今申し上げたようにアンケート調査、あるいは部内のワーキング、ワークショップ等の作業は今やっていますので、それが取りまとめ次第、また何らかの形でその情報の提供ができるものだというふうに思っています。

○2番（今井宏毅君）

その動きを聞いて、安心もするところであります。

やはり今回のこの地方創生については、先ほど来ありますように、それぞれの市町村ごとの活性化策の総合戦略によって、交付規模、対象範囲にも大きな差が、それぞれの交付規模に差がつけられるということが大きな特徴だと思います。

また、交付後の戦略の数値目標と効果の検証で見直しと施策の進捗状況においては、政府と地元の民間人を交え、数値目標と照らし合わせて、毎年の検証もあるようであります。そんな中で、その最初の今年度中に出したその案に計画案の追加等もできるのかどうかお伺いいたします。

○町長（平安正盛君）

追加するという意味がよくわかりませんが、今やっていますので、そこの取りまとめができ次第、有識者会議に入り、さらには当然いわゆるパブリックコメント等もしないといけないわけですので、その段階でまた必要な都度、見直しというんですか、配慮していくということです。

○2番（今井宏毅君）

はい、わかりました。

いずれにしても、この事業においては、それぞれの町においても1年先、5年先、10年先、あるいは先ほど議長が伊藤知事がおっしゃられたというような20年先

も見据えた大きな企画が大事だと当然思っております。

先ほど来からありますように、他の市町村と共同でできる分は協働で協力し、特に本町においては、昨年5月の日本創成会議の座長も、増田レポートで言われております将来消滅都市の全国896自治体の中に入っていると発表されていたわけですから、今回の地方創生は挽回の大きなチャンスと捉えるべきでありましょう。

知名町は、大げさに言えば生き残りをかけた真剣勝負であり、10年、20年先を見据えた事業展開で、後々の人たちに誇れるまちづくりをこの1年でするわけですから、大変な作業ではありますが、互いに大いに協力しながらなし遂げていただきたいと思っております。

いろいろとこうして一般質問でも言いますけれども、やはり平成24年5月の奄美群島広域事務組合の奄美群島成長戦略ビジョンについて、隣町と議会が、隣町が15題、知名町5題というようなこともありまして心配もしたわけですが、大きな動きを練りをつくっているようで、一つ安心もしております。私たち議会もその責任の一端を担うものと思っております。

条件は全く違うんですが、沖縄県、これは予算規模のもとにあるわけですが、まさに人口の増加、雇用創設、観光開発、産業の開発と身近である沖縄県の市町村等の取り組み等も参考にして、あらゆる角度から取り組みを検討していただきたいと思っております。沖縄には毎年2万人以上の移住があり、地域の受け入れ態勢がよくできているものと思います。いずれにしても、それぞれの市町村の戦略で格差がつき結果が出ることであり、行政手腕を問われるいわば後々に責任逃れができないことを議会ともどもお互い肝に銘ずる必要があると思っております。

これまでの大きな人脈を生かしていただいて、しっかりと大きな企画が通ること願っております。

最後、町長一言。取り組みについての決意、再度お願い。

#### ○町長（平安正盛君）

先ほど来お答えしているとおり、おのおの作業を今ずっと進めているそのものが私の意気込みだと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

#### ○2番（今井宏毅君）

わかりました。次にいきます。

次に、農業開発技術センター・大隅加工技術研究センターの活用について、先ほど、もろもろ町長のほうから答弁がありました。まず所管事務調査を行った中で、品種、栽培環境部門や農業機械以下省略の技術の研究がなされており、隣接する加工技術研究センターにおいては、加工等による高付加価値型農業の展開を図るため

の企画支援、研究開発部門があり、最新の技術、機械装備を使用し、特産品等の高度利用技術開発等、実験等がなされるようであります。

4月から開所したばかりですが、今後大いに期待でき、本町のやる気のある新規就農者を含めたそれぞれの農業者を研修等を含め、先ほどから答弁がありました、やはりこの離島のハンデで行きたいと思っても費用が発生するわけです。地元の方々においては、自宅から通勤できるそのような環境の中、我々知名町は離島であり、そこにその若者たち、あるいは農家の研修を希望する県の農業大学校も含めたそれぞれにどのような助成、あるいは助成等を行っているのか、行っていないのかその辺をお尋ねします。

○農林課長（安田末広君）

研修センター、それから加工センターにおいても要はその個人が何を学びたいか、何を習得したいかであると思います。これが地域に波及する、また新しい技術が波及する、広がるそういったものであるならば、私どもはケース・バイ・ケースで対応できると思っております。

○2番（今井宏毅君）

じゃ、その学びたいというような希望、そういう方々にどういう情報公開、あるいは何といいますか、そういうところがあると知らしめる情報を提供しているのか、その辺を再度お伺いします。

○農林課長（安田末広君）

先ほど町長の答弁でもありましたように、ホームページにも公開しておりますし、相談に来られた方々については、紹介をいたしております。町長が行政を吹く中で新規就農者の件も話しましたが、今、新規就農者に関しても県の手厚いケース・バイ・ケースでこうやっておりますので、その辺のところは、また技術については指導農業士という方々がいらっしゃいますし、その辺のところには、むしろ過去よりは非常に手厚くなっているかと思っております。

要は、その個人の方々が声を発していただけると、そこについては私たちできる限り、またサポートしていきたいと考えております。

○2番（今井宏毅君）

わかりました。新規就農者については、当然そういうこともあります。しかしながらその後継者等を含めた一般農家の皆さん方は、なかなか情報を知ることができないことと思っております。ホームページを見られる方は、若い皆さんは結構見ていると思うんですが、やはり何らかの形でもっと広く、当たり前みたいに聞こえるような、その入学時とか、そんな前には町の放送で広報するとか、いろんなこと

をしてその農家育成を図っていただきたいと思います。

鹿児島県の畑作農業で活用できる技術を見出し、人を育てるということであり、希望する人それぞれではございますが、例えばジャガイモの種芋が地元の畑でつくっているわけですから、種芋ができないことはないと思います。そのような種芋が地元で調達できたり、害虫対策、土壌改良による連作障害等、それらの希望する者たちがおれば、そして技術を取得すれば地域に大きな経済効果が出るものと思っております。

その一般の人たちに対する先行投資といいたいでしょうか、助成が必要だと思っておりますが、一般の人たちに対しての助成と、そういうことも含めてお答え願います。

#### ○農林課長（安田末広君）

確かに先行投資というか、一般の方々を育てることで、農林課としても力を入れているところでございます。

ですけれども、先ほど申し上げていましたように、いろいろな研修会もあります。また、センスアップセミナー等、そういったものを開催してございます。発端はやはり農家の皆さんだというふうに私は思いますので、その方々が何をしたいか、どうなりたいかと。そこをやはり強く訴えていただければ、先ほど申し上げましたように、ケース・バイ・ケースで対応できる場所は対応してまいりたいと思っております。

#### ○2番（今井宏毅君）

今おっしゃったことを農家に指導するのが、やはり行政の立場じゃないかと思っております。ぜひとも、そういう指導を今後とも、ぜひこういうこともあるんだということを、こういうことも学ばばどうかというような指導もしていただきたいと思っております。

夢のある農業展開ができる農業者の育成が、今後の沖永良部農業、あるいは島の継承ではないかと思っておりますので、今後とも農家育成に、あるいはこのような最先端技術で6次加工も含めた施設を利用して、大いに町政発展を指導していただきたいと思っております。

次にいきます。

それでは、田皆岬についてであります。

平成29年をめどに世界自然遺産登録ということで、町長の答弁では並行してというような話であります。世界自然遺産登録、そして、そこからどのような客の流れになるのか、並行してでは遅いんじゃないかという気がします。ぜひとも先ほどの答弁の中にもありましたが、多分2回ほど、そういう答弁をもらっております。

が、やはり平成25年には2,000万円という枠も組んであった中ではありますが、そのような事情であったとしても、先に設備がなければ、いざお客さんが来るような段階でできて並行してやっていって、それでは少し後手に回るんじゃないかという気がします。

ぜひ先行した建設が、あるいは地域周辺の整備ができて、いざとなれば。あるいは今現在でさえ、沖永良部に来られる皆さん方は必ず田皆岬に訪れております。ぜひ先行してできないものかお伺いをいたします。

#### ○町長（平安正盛君）

平成29年度に現段階では世界自然遺産が登録が予定されていますよと。ただし、その前提となる国立公園はその前になるわけですので、別にその並行してという意味がちょっと誤解を与えたと思うんですけども、世界遺産と並行してじゃなくて、国立公園の指定を見込んだ中で、その国立公園の事業計画と並行して田皆岬を検討しますということですので、ということは現段階、世界遺産が1年おくらせていますので、先週その関係の会議があったんですけども、国立公園は当初はことしということでしたけれども、恐らくちょっとずれてくるでしょうというふうに思っていますので、それと並行していいし、また加えて適当な有利な補助事業云々と申し上げたわけですけども、当然、国立公園に指定されてあれば、その関連の事業もあるでしょうから、それと並行してという意味ですのでご理解いただきたいと思いません。

#### ○2番（今井宏毅君）

わかりました。

奄美十景の一つである名所が、今のところは本当に何の対策もなっていない。休憩所もない。トイレはつくっていただきまして本当に感謝をしております。観光客の皆さん方が大いに利用されておりますので、非常によかったなとありがたく思っているところではありますが、やはり奄美十景の一つであるその田皆岬が、本当に島や町やその字にとって、大きな天然の資源であり財産である。その価値を生かすためには、一日も早い休憩所や展望台設置の整備が必要だと思っております。

まず、その展望台、休憩所を先につくることによって、観光客がふえることは目に見えてわかっていることだと感じておりますが、このことによって今言われている地方創生、まち・ひと・しごと、まさにこれにもマッチするものだと思います。やはり人が来る、出会いがある、交流がある、そして若者がふえる、観光客もふえる、その中でいろんな中で人がふえれば仕事もある、そういったいい循環になっていくのかなと、そのような期待もするところでもあります。

先ほど来ありますが、これは保全事業を含めた財政上の問題だけといたしますか、財政上の問題が大きなウエートを占めていることはわかっておりますが、この財産が一日も早いその機能を発揮することを希望するわけですが、できるか、あくまでもやはり国立公園に合わせたその補助事業を待つのかどうか。平成25年に、この第5次知名町総合振興計画の中に2,000万円も含まれておりましたが、あくまでもやはり国立公園と並行したそのような事業計画なのか、再度お聞かせください。

○町長（平安正盛君）

今確かに田皆岬云々、それは重々私どもも理解をしていますし、その必要性を痛感しているわけですが、先ほど来申し上げているように、財源の手当ての問題等々含めて検討させていただきと申し上げて、それ決して否定しているわけじゃありませんので、そのことはご理解いただきたいというふうに思っています。

○2番（今井宏毅君）

隣町においては、新庁舎建設に民間資金を投入、リース方式等も活用する、そのようなことが新聞に載っておりましたが、やはりあれだけの大きな観光名所になりますと、これは町の予算だけに頼って、目の前に見えているからというようなものでありますけれども、やはりホテルも含めて足りないわけですから、そういったものも含めて外部の民間資金を活用した方式等も取り入れて、そうすれば早期建設もできると思いますが、その件はどう思われますか。

○町長（平安正盛君）

果たして、今言われたような民間資本の協力をいただくというような、以前から言われているようにPFIでやるとしても、じゃそのPFIの民間が名乗り出てるかと。要するに、やはり民間であっても採算等々も考えて、ランニングコストはやっぱり当然検査するわけですので、そこをしんしゃくした上で、じゃ町と一緒にその事業を進めるかどうか自体、非常に大きな疑問を持っていますけれども、もしそういう方が出た場合はご相談いただいて、もちろん町の財政も含めて話し合いしていきたいと思うんですが、基本的にやはり規模の問題からしても当然、非常に厳しいものだと思っております。役場駐車、あるいは大きな施設等のPFIの活用はともかく、単一目的のPFIの活用は非常に厳しいもんだと私は思っております。

○2番（今井宏毅君）

いろいろ検討して、よかれと思うことであれば、悪ければやめればいいし、よかれと思えば進めると思い切った決断も必要だろうと、そうでなければいつまでも地域は待たなければいけない。その日その日が外貨を稼ぐ、そのような施設をもって

いるわけですから、きょう例えば、その休憩所があり、あるいはずっと石切場まで散策ができる休憩所があれば、そういったところの中で、きょう現在も本当にどれだけの外貨が入るか、そういうことも試算していくと1日どれぐらいの損害になるのか、そんなことまで思ってしまうようなところもあります。

ぜひとも前向きにいろんなことを田皆岬に対して、思いをさらに強く持っていたきたいと思っております。

あるいはできるような設計の段階ではありますが、トラバーチンの石を活用したパワースポット的なアクセサリーとかいろんな方法があります。これはやはり箱物はつくって終わりじゃなくて、その休憩所については大きな外貨を稼ぐ、現金を稼ぐ、そのような事業展開が幾らでもあると思います。ですので、出しっ放しじゃなくて回収できるということも頭に入れていただいて、ぜひ早期の実現をしていただきたいと思っております。

それから、私の都会からの友人によれば、展望台設置とともに岬で海岸絶壁を背景にオペラなど音楽祭の開催、霧島音楽祭などを参考にしたそういう夕日をバックに開演することを想像するだけでわくわくする、ぜひ実現したいと、会うたびに強い要望を受けております。友人いわく、観光には驚きや感激、感動が必要だと思う、そのようにっております。福井県の東尋坊や他の観光地にまさるとも劣らない観光資源の活用で1日も早い島おこしができることを願っております。

奄美・沖縄世界自然遺産が、国立公園から世界自然遺産へと流れていく中では多くの人が訪れることは予想されます。多くの交流が生まれ、島がよければ住みつく若者もできると思います。

次に移ります。

次じゃなくて、同じ田皆岬なんですけど、平成15年から字においては岬まつりを実施しております。8月の盆に里帰りした都会に出た字の皆さん方を迎えて、日ごろのその農作業の合間の練習の成果をいろいろ発表しながら、雄大なパノラマの中で酒を酌み交わしながら、旧交温めるため毎年1回実施をしております。近年、祭りも字だけでなく島内外から多くの方々が参加、楽しんでおります。これだけ大きな祭りになってまいりますと、字だけで開会するのは本当にもったいないところがあり、町のふるさと夏まつりの一環として取り上げてもらえないかお伺いをいたします。

#### ○町長（平安正盛君）

夏まつりの実行委員会の委員長としてお答えいたしますが、もう既にことしの分については実施要綱決まって、今準備に取りかかっているところです。その会で何

とかあるんですけども、確かに今、岬まつりについては昨年はちょっと天気の都合で屋内、公民館でやったと思っておりますけれども、それまで私もずっと参加をしております。あれは一つの字としての祭りとして、非常に大変有意義だなと思って、また盛大にできているのを見ているわけですけども、そこはそこで、やっぱり集落の一つの祭りとして、ほかの集落にもあるわけですので、いろんな祭りが、独自のやつがあるわけですので、そこはやはりそれぞれの集落で取り組んでいただきたいというふうに思っています。

ただ、夏まつりの一環としてということで、冠をつけることについては実行委員会としてやぶさかじゃない、かといってじゃ冠つけたからといって、それに対する何らかの財政的な支援云々はまた別問題だと、冠そのものだけをつけるのはやぶさかではないというふう思っていますし、そのことについてはもちろん、次年度以降については、実行委員会ではやはり検討しないといけないというふうに思っています。

#### ○2番（今井宏毅君）

ありがたいことであります。ぜひとも、まずは冠からということをお願いをいたしたいと思えます。当然ことし無理ですし、来年以降、いろいろ検討して、これが字だけでなく町の大きな発展につながるということが認識された場合は、その暁には、ぜひその夏まつりの一環として取り上げていただきたいと思えます。

#### ○町長（平安正盛君）

勘違いされたら困りますけれども、冠つけたからといって、じゃ全面的に町が一切面倒見るとか、あるいはそれを売るとは申し上げておりません。冠等をつけることそのものはやぶさかではないと思えますし、もちろん実行委員会で図られないといけないんですけども、全集落とも祭りをしていますので、いろんな形で単に夏まつりじゃなくていろんなことをやっていますので、そこらもやはり勘案しながら判断しないといけないというふうに。必ずしも今申し上げたとおり、じゃ冠をつけましょうというというわけじゃないのでご理解いただきたいと思えます。

#### ○2番（今井宏毅君）

私もこれひとりよがりですり、まだある何名かの方々と話してこのような話になっているわけですが、これは字ともしっかり協議をしないといけないことでもありますし、また冠といいましても、そこに私たちはこれはもう町も認めているんだよと、その程度の認識でやってきたし、財政あるいはいろんな名づけてそれにもってくるような、そんなことではありませぬのでご安心をいただいて、まず、お互いにいいことだと思ふ範囲でやっていければと思っておりますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

それでは、次にまいります。県道知名空港線についてであります。

行政報告の中でも米元建設部長とお会いしたと、5月28日に大変厳しいというお言葉をいただいたと、厳しいという見方をされているようであります。

この県道については、平成14年からずっと大きな字を、字全体において大きな協議を重ねてきて、やっとと思ったときに田皆中学校の体育館等がそこにくっつくと、工事にくっつけられればというようなことがありまして1年間おくれ、そこから大きな県の行財政改革の中に入ってしまっていて現在に至って、最初180メートルのカーブ補正、そしてあと1カ所字内、田皆交番の四つ角まで終わって、それから正名のカーブ補正に入っております。昨年度1工区、ことしは2工区が計画されているようです。

この件の県道の要望につきましては、昨年、一昨年と前建設課長が県のほうに要望されておりますが、この件について新しいその新課長は引き継ぎを受けておられるかどうかお伺いします。

#### ○建設課長（高風勝一郎君）

昨年26年、まず田皆字から町のほうへ、要望書が7月に上がっております。見させていただきました。その後、同年9月、昨年の9月に知名町のほうから県のほうへ要望書を提出しております。確認をしております。

今回の質問もあわせてですが、県のほうに改めてどのような状況かというふうに問い合わせをしましたところ、前回も一般質問のところでは答弁をした内容になるかと思いますが、さまざまな県としても評価を行って、そのような中で優先順位を決定しているということですが、どうしても人家が密集している地域では多額の補償費、用地補償費を要するというので、どうしても優先度の評価が厳しいという回答でございました。

その中で、今回要望箇所の動きとしまして、田皆中学校の屋内運動場の改築工事が始まる計画になっております。来年度以降には現在ある屋内運動場が解体されるということもありますので、今後道路改良の要望に向けては一つ、用地補償費のクリアしなきゃいけない部分というのは、またその部分を含めて県に要望をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

#### ○2番（今井宏毅君）

まさに体育館が建てかえて解体をされた場合、体育館があるから今事故が起きない。あのカーブでは、その緑地帯といいますか、あれぐらいの木のところでは事故が必ず起きるような本当に危険な箇所になろうかと思えます。ぜひそのことは、体育

館その解体と並行してできるような要望を県に強く求めていただきたいと、そのように思いますが、いかがですか。

○建設課長（高風勝一郎君）

ただいまの要望箇所につきまして、あわせて県のほうにお話をしましたところ、現在行っております県道国頭知名線、田皆字と正名字の真ん中のほう、平成25年から平成30年、6カ年かけて現在県道の線形改良を含めた改良事業を計画しておりますが、聞きましたらそのバイパス部を含めて766メートル、平成30年度をめどに完成を目指したいということでありましたので、町としてもこのように集落を含めて町も要望をしている中で、引き続き今の正名工区とあわせて進めていけないかどうかというのを今協議しているところでございます。

あわせて、ことし27年2月に知名町の知名町通学路交通安全推進協議会というのが開催されました。この会議は、各小学校、中学校のほうから対策箇所、また対応策についての検討会が行われておりますが、その中では田皆中学校から田皆郵便局の間に関して歩行空間が狭く、歩道がなく危険だという部分の指摘がありまして、その対策として民家の植栽伐採にて歩行空間をぜひ確保していきたいということで、その対応は田皆字で対応していただきたいというふうな内容になっております。その後、字として田皆字として県道にはみ出した民家の樹木伐採等によって歩行空間の確保を行ったというふうに聞いておりますので、少しでもそのような危険箇所の対応がなされているというのをご報告させていただきます。

○2番（今井宏毅君）

平成14年から真ん中のカーブ補正、それからやってもらったことに対しては感謝をしておりますけれども、今聞くと、平成25年から30年まで6カ年で760メートルですか。まず、県としても、正直言いまして、要するに安全と財政は別だということを常々言ってきたわけですけれども、事故の起きそうもないあのようなところから先に工事をして、字の中で危険なところはほったらかし、その立ち退き料が何割以上は手をつけないとか間違っているんじゃないかなと、そういう気持ちもあります。そこに住んでいる年寄りとか、通学している子供たちの立場になったら、そのようなことは絶対できないことだと思っておりますので、やはり安全と財政は別だということをもとに、また県に対しても強く要望をしていただきますように、お願いを要望しておきます。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（今井吉男君）

これで今井宏毅君の一般質問を終わります。

本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

あす17日は、午前10時から会議を開きます。

お疲れさまでした。

散 会 午後 4時16分

平成 27 年 第 2 回知名町議会定例会

第 2 日

平成 27 年 6 月 17 日

平成27年第2回知名町議会定例会議事日程  
平成27年6月17日（水曜日）午前10時00分開議

1. 議事日程（第2号）

○開議の宣告

○日程第 1 一般質問

①森山 進君

②松元 道芳君

○日程第 2 承認第 2号 専決第 2号 専決処分した事件

○知名町税条例等の一部を改正する条例

○日程第 3 承認第 3号 専決第 3号 専決処分した事件

○知名町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○日程第 4 承認第 4号 専決第 4号 専決処分した事件

○平成26年度知名町一般会計補正予算（第10号）

○日程第 5 承認第 5号 専決第 5号 専決処分した事件

○平成26年度知名町一般会計補正予算（第11号）

○日程第 6 承認第 6号 専決第 6号 専決処分した事件

○平成26年度知名町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

○日程第 7 承認第 7号 専決第 7号 専決処分した事件

○平成26年度知名町介護保険特別会計補正予算（第4号）

○日程第 8 承認第 8号 専決第 8号 専決処分した事件

○平成26年度知名町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

○日程第 9 承認第 9号 専決第 9号 専決処分した事件

○平成26年度知名町奨学資金特別会計補正予算（第3号）

○日程第10 承認第10号 専決第10号 専決処分した事件

○平成26年度知名町国民宿舎特別会計補正予算

(第1号)

○日程第11 承認第11号 専決第11号 専決処分した事件

○平成26年度知名町下水道事業特別会計補正予算  
(第3号)

○日程第12 承認第12号 専決第12号 専決処分した事件

○平成26年度知名町農業集落排水事業特別会計補  
正予算(第4号)

○日程第13 承認第13号 専決第13号 専決処分した事件

○平成26年度知名町合併処理浄化槽事業特別会計  
補正予算(第3号)

○日程第14 承認第14号 専決第14号 専決処分した事件

○平成26年度知名町土地改良事業換地清算特別会  
計補正予算(第2号)

○散会の宣告

#### 1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員（12名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	田中 富行 君	2番	今井 宏毅 君
3番	名間 武忠 君	5番	森山 進 君
6番	山崎 賢治 君	7番	平 秀徳 君
8番	松元 道芳 君	9番	東 善一郎 君
10番	西田 治利 君	11番	奥山 直武 君
12番	福井 源乃介 君	13番	今井 吉男 君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 迫田昭三 君 議会事務局次長 東 公仁 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町 長	平安 正盛 君	会計管理者 兼会計課長	安田 輝秋 君
副町長	宗岡 与名彦 君	税務課長	山崎 實 君
教育長	豊島 実文 君	町民課長	榊 憲次 君
総務課長	栄 信一郎 君	保健福祉課長	安田 廣一郎 君
総務課長補佐	村山 裕一郎 君	老人ホーム園長	新納 哲仁 君
企画振興課長	榮 照和 君	水道課長	伊藤 末隆 君
農林課長	安田 末広 君	水道課参事	山田 悟 君
農業委員会事務局長	川野 兼一 君	教育委員会事務局長 兼学校教育課長	瀬島 徳幸 君
建設課長	高風 勝一郎 君	学校教育課参事	平山 盛文 君
耕地課長	窪田 政英 君	教育委員会 事務局次長 兼生涯学習課長 兼中央公民館長 兼図書館長	大郷 一雄 君
耕地課参事	山下 清則 君	給食センター所長	徳岡 秀郷 君

## △開 会 午前10時00分

### ○議長（今井吉男君）

議場におられる皆さん、ご起立ください。

おはようございます。

お座りください。

これから会議を開きます。

## △日程第1 一般質問

### ○議長（今井吉男君）

日程第1、一般質問を行います。森山 進君の発言を許可します。

### ○5番（森山 進君）

おはようございます。傍聴の皆様ご苦労さまです。

私は、通告いたしました次の3項目について質問いたします。

初めに、空き家対策についてですが、本件に関しましては全国的に問題になっており、各自治体においても頭を悩ませている課題であります。本町においても各集落内において多くの空き家が見受けられます。台風時の倒壊のおそれなど近隣住民に多大な不安を与え、安心して住みよい住居環境を整えるためにも早急な対策が求められております。

現在、各字にある空き家の件数、また所有権の住所の不明な件数はどれぐらいか。それに伴う危険な空き家について町としてどのような対策を講じているのか。また、空き家についての条例などの整備も必要と思われるが、どのように考えているのか伺います。

次に、農業用水及び農地についてですが、国営地下ダム事業も計画どおり進捗しております。通水地区においては畑かん施設の整備が充実し、農業用水の確保によりサトウキビ、バレイショ、花卉などの高生産が見込まれ、安定的な農業経営が行われております。ことしはバレイショの植えつけや生育時期の干ばつにより、畑かん施設のある圃場とそうでない圃場との生産量の違いを見せつけられ、特に農業用水の必要性を強く感じた農家も多かったと思います。地下ダム事業計画の当初の計画において知名、徳時への事業計画は含まれておらず、この地区においての畑かん事業の今後の対応策はどのように考えているのか。

また、町内での遊休地の面積並びに対応策などについて伺います。

最後に道路関係、安全対策について伺います。

現在、大型車が車道を走る光景は、子供たちの通学路においても多く見受けられます。キビ運搬車の往来は大変危険を感じております。豎山商店東側から臨港道路への拡張工事ができないものか。また、同じく豎山商店より原田スタンドまでも子供たちの登校・下校として多くの子供たちが通学をしております。出勤時の車の数も多い上、歩道がなく、大変危険で子供たちの通学路としての安全性が求められております。歩道を設置するなど、安全対策はできないものか伺います。

これで1回目の質問を終わります。

### ○町長（平安正盛君）

おはようございます。本日も多くの傍聴に来ていただきましてありがとうございます。

それじゃ、ただいまの森山議員のご質問にお答えいたします。

まず、空き家の関係ですが、本町で行った調査について、ちょっとデータは古いわけですが、平成25年7月から8月にかけて各字の区長さんに協力をお願いして調査した結果、その時点で73軒。その空き家の状況ですが、まだ住めるだろうと思われる空き家が32軒、特に家主の事情もあるでしょうから空き家ですけれども貸せないという方が29軒いらっしゃいます。それから、区長の判断で住めないような状況が9軒、特に危険だと思われる家屋が9軒、あと不明が23軒と、合計73軒の区長さんからの調査のデータが上がっております。

これを受けて先般、再度、区長の皆さんにお願いをして、後ほどお話しますが、やはり今回の法律の特定空き家といわれるという表現がありますが、非常に危険だろうと思われる家屋を先般職員が現地赶赴して調査したのが45軒あります。区長さんの判断ですので、具体的にこの数字が最終的に法律上でいう特定空き家と、やはり専門家の判定を待たないといけないので、今後改めてまた調査する機会もあるでしょうから、その段階にまた改めてデータをご報告いたしたいと思っております。

今申し上げた平成25年の数字で集落が11集落で、その実際の空き家の軒数及び所在不明の軒数についてはもう少しふえるものだというふうに思っております。

②です。本町においては、空き家等の適正な管理に関し必要な事項を定めることにより空き家等が管理不十分な状態となることを防止し、町民の生活環境の保全及び安心・安全なまちづくりを推進することを目的に議会の皆さんのご理解をいただきまして、25年度に知名町空き家等の適正管理に関する条例を制定させていただきました。国においても平成25年に空き家が全国に820万戸あることや、平成26年10月時点で401の市町村が空き家条例を制定していることを背景に、適

切な管理が行われていない空き家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、地域住民の生命、身体、財産の保護、それに生活環境の保全、さらに空き家等の活用のための対応が必要なことから、空き家等対策の推進に関する特別措置法、いわゆる特措法ですが、平成26年、昨年11月26日に国会で成立しておるところです。

この法律においては、空き家等の所有者が空き家の適切な管理について第一義的な責任を有することを前提としつつも、住民に最も身近な行政主体であり、個別の空き家等の状況を把握することが可能な立場にある自治体が、その個別の空き家等の状況を把握することが可能でありますので、国が査定した空き家等に関する基本指針に即した空き家等の対策計画を策定し、必要に応じ協議会を設置するなど、空き家等に関する必要な措置を講ずるよう努めることというふうに定められております。

そして、今申し上げた特措法においては、空き家等を通常の「空家等」と「特定空家等」とに分けて定義されており、ご質問の件は危険な空き家といわれる「特定空家等」に分類されると考えています。

この「特定空家」に対する措置についてですが、この法律は2回に分けて施行されており、市町村が講ずる「特定空家等に対する措置」に関する規定について、先月の5月28日に施行され、同日に「空家等」を「特定空家等」に判断するための参考となる基準や所有者等の特定、あるいは立入調査、指導・勧告等の手続等が示された「特定空家に対する措置」に関する適切な実施を図るため必要な指針、いわゆるガイドラインと言われていますが、それが先般公表されております。

しかし、空き家といえども個人の財産であり、この法律は条令に基づく所有者に対する措置については強い公権力の行使を伴う行為が含まれることからして、今後はこの指針を踏まえ、本町の実情に応じた判断基準を定めることにより、これらの指針に係る手続の透明性及び適正性の確保を図った後に、しかるべき措置を講じたいと考えております。

③ですが、条例の整備については、今申し上げたとおり平成25年に制定しておりますので、その運用に当たっては、先ほど申し上げました国の法律であります特措法に基づく本町のガイドラインを策定し、その運用に当たっては、指針に基づき適切に執行してまいりたいと考えております。

大きな2番です。

ご質問の団体営農地開発事業で基盤整備をした知名地区への畑かん対応についての件だと思っております。

農地開発事業知名団地への畑かんにつきましては、県営中山間地域総合整備事業知名地区において実施する計画にしておりますが、水源は山田ダムを予定しておりますが、山田ダムの事業等の趣旨、目的等からして県や関係機関との協議・調整が必要でありますので、今後、県あるいは関係機関と調整しながら検討させていただきたいというふうに思っています。

山田ダムについては、緊急畑総事業山田地区の水源となっておりますが、畑かん未同意者もいたことから、知名団地の畑かん希望者への導水は可能であるとして水源として計画しましたが、今申し上げたように県のヒアリング等も行っておりますが、山田ダムの当初の容量計算手法に疑義が出され、現在その手法について県の沖永良部事務所、あるいは県の本庁との調整が必要だということで、現在、先ほど申し上げたとおり調整を進めているところです。また結論に至っていない状況だということをご理解いただきたいと思います。

最悪の場合は、山田ダムからの導水を断念せざるを得ませんが、知名団地周辺にほかに既設の水源もなく、また、ポーリング等による新規水源についてもこれまでの調査などから見込めない状況にあり、山田ダムから導水が見込めなければ中山間事業による知名団地への畑かん事業は現段階では困難であると判断しています。

このため、仮に山田ダムからの導水ができない場合は、再度既設水源等からの余剰水がないかなども含めて改めて県等にも相談し、必要な事業等について要望してまいりたいというふうに思っております。

②です。遊休農地は雑草の繁茂や病虫害の発生源、団地的な農地の利用の阻害要因となっております。本町の遊休農地については、現調査の段階では48.6ヘクタールとなっております。この数値については、昨年1月から2月にかけて全筆調査を実施し、その後、11月から再調査を実施した結果をまとめたものであり、全農地面積の2.1%となっております。

農地については、農業生産の基盤であり地域における貴重な資源であります。その解消に向けた取り組みは喫緊の課題であると認識しています。現段階の対応策としては、1番目に、土地所有者と借り手や、あるいは買い手を結びつけるための活動。2つ目に、土地基盤整備事業による事業導入への啓発。3つ目に、耕作放棄地再利用交付金の活用。4つ目に、農地中間管理機構による貸し付けを検討するということも考えられます。

こうしたさまざまな方策がありますが、土地所有者の意向がやはり優先されるべきであり、農業委員会一丸となって解消に向けた取り組みを実施していきたいという農業委員会の意向もございます。

大きな3番目です。

①については、町道知名正名海岸線の起点から臨港道路の起点に向けての拡張工事となります。事業採択までの手順として、当路線についての要望書を既に集落から提出いただいておりますが、他の路線の要望箇所もありますので、他路線との比較検討及び事業実施可能区間かを選定して行いたいと思います。

②ですが、知名町通学路交通安全推進協議会において危険箇所として挙げられており、その対策を講じる必要がある区間であると認識しております。

最終的な対策は、歩道橋設置が最も安全だと考えますが、段階的な対策として、運転者に対し歩行者の歩行空間の認識を図るため、道路の路肩と側溝に色をつけて歩行空間の視覚化を行いたい。運転者から歩行空間であるという認識を与えるための何らかの措置を講じているのが今の歩行空間の視覚化であります。

その対策事業として、防災・安全交付金事業の平成28年度要望を行い、早期に対策を講じたいと今現在取り組んで協議中であります。

以上です。

#### ○5番（森山 進君）

順次質問をさせていただきます。

先ほど町長の答弁で、この空き家が73軒、町内にこのようなたくさんの空き家があるなと思っています。だから、その中で本当に危険な、結局毎年台風が大型化した中で危険な場所が9軒ですか、こういう空き家を見て企画課長、また総務課長、ああいう空き家についてどういう考えを持っているのか、その辺お尋ねいたします。

#### ○総務課長（栄 信一郎君）

先ほど町長の答弁にもございましたように、防災の観点からも非常に危惧しているところであります。

空き家の対策については、国の施策、法律の制定の前に全国の自治体で四百幾つかの団体が条例等の整備を行っておりまして、ようやく国が法律を制定しているというような状況となりまして、きのうもお答えをいたしました。都市部においても、このようなまた離島・過疎地域においても、空き家対策が非常に重要な案件となっております。近々7月8日には県のほうでもこの空き家についての説明会、研修会を行うということ等でもございまして、県のほうも非常に重要な施策だということで、空き家対策についていろいろ市町村と勉強会といいたいまいしょうか、検討していくというようなこと等でもあります。

#### ○企画振興課長（栄 照和君）

空き家対策の調査におきましては、企画振興課のほうで行いました。危険空き家については、総務課の防災担当のほうにお願いしてありますので、企画振興課では、その調査の中で貸せるという回答のあった家屋に関して、空き家バンクとか空き家利活用事業を使いまして3軒貸してあります。

○5番（森山 進君）

時期的に一番怖いのが、こういう危険な空き家です。もう住めなくなっていて10年以上もほっといた空き家があるんじゃないかなと思うんです。だが、この中で、近くには同じように地区の人が住んでいますので、台風時期にこれが壊れて飛んだときに責任は誰がとるかといえば、結局はこの地主であったり家主であるということになるわけですが、だから、それまでにやっぱりこういう空き家については対応すべきじゃないかと思うわけです。

先ほど、総務課長のほうは7月の別件のほうでこういう説明もあるということですが、7月、8月、もう台風来るわけです。結構危ないところはある。トタンなんかはがれかけているところもあるんです。こういうのを何とか早目に処置しないと、結局飛んでしまってからじゃ遅いんです。特に近くのほうで危険箇所を調べたそうですので、自主的にことしの、もし台風が来たときに、これ危ないな、これは隣に迷惑かけるなという空き家は実際何軒ぐらいですか。

○総務課長（栄 信一郎君）

先ほども答弁いたしました、空き家の問題については全国的な課題という問題となっております。私どものほうでも企画振興課のほうでは、改修をして住めるような空き家も含めて調査をしてございます。今回また法律ができたというような背景がありましたので、総務課の防災のほうでも調べましたが、町内に危険と思われる家屋が40軒ほどあるのではないかとということで、区長さんと確認はしてございます。40軒です。

○5番（森山 進君）

40軒、町内にあるわけでしょう。例えばことしの8月に台風が来て、この空き家が壊れる可能性があるというのが40軒というのは、むちゃくちゃ多いわけです。この40軒があるということは、この周囲の皆さんはそれだけ不安な気持ちで、結局台風が来るたびに心配しなくちゃいけないわけです。

町長の答弁で、幾ら空き家であろうが個人の財産であって手をつけられない、その辺はわかりはするけれども、だから何とかの対応をしないと、結局地域に住んでいる人に今度は迷惑がかかるわけです。法律上これ何もできない、できないからそのままほっとく、それもできないじゃないかなと思うわけです。何とかの形でやっ

ぱり取り壊すとか、そんな方法もできるかなと思ったりするわけです。ほとんどこういう皆さんは、住所もほとんど把握できていない皆さんもいるかなと思います。だから、その辺はまた自主的に、そのままほっとくわけにはいきませんので、何とかの対応、対応というのは壊す以外にないわけです。

今、1戸の家を壊すのにも何百万単位の金が必要のかなと思います。結局、産業廃棄物になりますので、いろんな分けていかないとだめかなと思いますけれども。総務課長、もう一度、今現在、本当に危ないこの空き家、台風が来るまでに何とかの形で処理、そういうお考えはないものか。

○総務課長（栄 信一郎君）

先ほどの町長の答弁にもございましたように、住宅は空き家であっても個人の財産でございます。行政が勝手に個人の財産を処分というのはいかがなものかと思ひまして、国のほうの空家等対策の推進に関する特別措置法、空家特措法ということで、第14条で次のようにやっていきなさいというような手順を示されております。

まず、助言、指導を行いなさい。そのような危険な空き家がある場合は、行政のほうは、助言または指導をしなさいというようなことを示されています。その後に相当な猶予期限を設けて勧告をしなさい。勧告の内容及び事由、勧告の責任者等を知名町長からこうこうしなさいというような勧告をすることができます。その後、また期間をおいて命令に関する事前の通知、命令の実施、標識の設置、その他、国の法律やうちの条例で定めている等の公示行為をしないといけません。それでも家主の所有者あるいは管理者が管理をしっかりしない場合には、代執行というような流れになります。

確かに危険ではございますが個人の財産でございます。勝手に行政が個人の財産をとということになりますと、また後、問題も出ますが、助言または指導は早目のできるかと思ひますので、先ほど申しました県の説明会が来月の早々でございますので、法の関係、あるいはまた建築の関係とかいろいろ研修がございますので、その中で今後どのようにしていくかというのを早急に結論を出して、そのような空き家の所有者、または管理者等について助言、または指導が早めにできればと思っております。

○5番（森山 進君）

総務課長、私が言っているのは、結局、助言・指導というのは、本人がどこにおるかわかればできるわけです。だが、この中には実質的に住所不定ですか、もうほとんど逆に言えば、この空き家というのがほとんどもう内地におる方が多いんじゃないかなと思うわけです。親から相続して、だから島には帰って来ない。だから、

この家は自分ではもう建つこともできない。このまま結局どこに行ったかわからない状態でその地主がなった場合に、助言・指導をしようがないわけでしょう。違うの。幾らいろんな法令つくっても、本人に助言・指導が最初で、相手がおればそれはできます。だが、いないときに何とかの方法で今の対応をしていくべきかなと思うわけです。本人いないんだったら絶対指導できない。ほとんどそういうのが多いんじゃないか。ほとんど島は余り帰ってくる意志はないし、島にある財産について、建物についても昔のままの家でそのままほっとけという感じの、ほとんど地主かなと思ったりするわけです。意外に考えている皆さんであれば、自分で何年かに1回帰って来て、これは危ないなということで、ほとんど自分たちで処理するわけです。だが全然今までも手をつけない、トタンもはがれてシロアリが入って、この家いつ飛ぶかわからないなという状態をそのままほっておくのもどうかと思うわけです。

その辺は7月県との話があれば、そういう話もして、結局県のほうでもこういう空き家については国全体で一生懸命やっているわけですので、予算を組ませて取り壊すということをししないと、個人の財産だからということでそのまま置いたら結局市民の人に迷惑かける。こうしてトタンが飛んで歩行している人に当たれば、またけががあれば、結局、後々町にくるわけですよ。わかりながらそのまま置いたわけですから。

今の法律じゃなかなかできないから、町の建物条例も見たんですけども、本当にこの家というのは個人が責任を持ってやるべきである。だが、中にはできない皆さんもおるわけです。住所がない皆さんもおれば、島にあるこういう家を潰すぐらいの力を持っていない皆さんもおるわけです。その辺も徹底して調べてもらって、この悪い家は早急に取り壊ししてもらわないと、もし何かあってからじゃ遅いかなと思っています。

この空き家については、特に総務課長、頑張るように、もうこれ以上の答弁も同じような答弁になると思いますので、こっちが言うのはやれとしか言えませんので、だから本当に頑張ってほしいなと思っています。

この条例の整備ですけれども、条例は昨年、25年ですか、整備されていますけれども、この中にやっぱりもう一つ何か1項目入れるべきかなと思っています。この条例の中で、例えば助言・指導して1年でも聞かないときには即取り壊す。これにのっかっていただいて、5年、10年かけて潰すんじゃなくて、指導・助言して、それでもだめであればもう条例で取り壊すということも決めていいかなと思ったりするわけです。結局、地域の人に迷惑をかけるわけですので、その辺、総務課長、どうですか。

○総務課長（栄 信一郎君）

今、議員からも指摘があったように、非常に危険家屋の有無ということでございます。そのような背景があって、今回、県のほうでもようやく空き家についての全体的な研修も行う。その中でいろいろ議員からありましたことについてもるる説明があろうかと思っておりますので、その点を踏まえまして、幾つかの観点で選定した住宅の専門家がおりますので建設課、または空き家の利用をどのようにしていけばいいのかということで企画振興課、また防災・防犯の関係から総務課と、またほかにも衛生の関係等々もあろうかと思っておりますので、説明を受けてきましてから、役場のほうでもプロジェクトチームなり、しっかりした体制で空き家対策に臨んでまいりたいと思っております。

○5番（森山 進君）

何かかみ合わないような感じがしますが私も、私としてはやっぱりこういう危険な空き家は即取り壊す、そういう方向で持って行かないと大変かなと思っております。そういう形になれるように、また頑張ってもらいたいと思っておりますので。

では、2番のほうに入ります。

畑かんの建設、先ほど本当に知名の開発した場所でありますけれども、当初からこの場所は計画の中に入っていないで、将来どのような形になるかなと思っただけで心配している一人であります。

ことし特にバレイショなど、いろんなもので初めてじゃないですか、バレイショがちょうど植えられて四十数年になります。バレイショに水をかける年というのは本当にことしが初めてなんです。だが、畑かんがある場所はかけられて、将来的に水が来ない、畑かんができない場所の皆さんは、ずっとこういう状態でいくわけです。

ちょうど一昨年ですか、この場所で山田ダムの話、将来的にこれもあるかなと思っただけで、これも期待持ったわけですが現実的にはこれも難しい。だが、そのまま放置しているわけにはいきませんので、やっぱり同じ農家に平等に水を与える方法をまた考えるべきかなと思っております。

そこで、課長、きのうからこの場所に座っています。まだ1回もしゃべっていませんね。課長として、やっぱりこの水が引けない場所、歯がゆいと思っておりますけれども、課長としてやっぱり引くべきと思っておりますのか、その辺をお尋ねいたします。

○耕地課長（窪田政英君）

議員おっしゃる地区については、先ほど町長の答弁のほうにもありましたように、山田ダムを計画しておりましたけれども、ダムの水量の収支計算において疑義が生

じている。いまだ、それは県の農村整備課、本町との協議をしている段階でありまして、今だめだという、できないという結論には至っていませんが、楽観視もできない、非常に難しいという状況ではあります。

ですから、課としては、その結果も踏まえながらですけれども、別の水源をまた探すということも考えて、それも視野に入れて検討したいと思います。その地区においては平成21年度に一度ボーリング調査をしております。知名池の隣のほうをボーリングして、そこでの用水量が足りないということで、翌年度、22年度に再度、業者の好意でさらにハチマキ線のほうへ上がったところにボーリング調査をしたという経緯があります。その際にもやはり灌漑用水として使える水量が得られなかった。具体的には1分間に15リッターぐらいの水量しかなかった。実際には掘削深度が当時80メートルほど掘削しております。さらに60メートル延長して掘削するかどうかという検討もされたようですが、そこで水が出るという確証があればそれも投資してもいいんでしょうけれども、そのコストとして2,400万円ほどかかるということもあって、当時はまた別の水源を探すか、また検討しようという結論に至ったようです。

せんだって、知名池のほうも私も見てまいりました。団地のほう、10町歩以上の畑地がありましたけれども、水は確かに安定な農業を経営していく上では非常に大事なものだと考えております。そういう意味でも耕地課としても、今おっしゃっている当初入っていない地区についても、あらゆるところから導水ができないか、そういう対策を検討していきたいと思っております。

これについては私も農村の出ですので、水については非常に農業していく上では大事なものだというふうに痛感しておりますので、議員のおっしゃる知名地区以外にもそういう地区はございますので、全てについて、課としてどういう対策がとれるか、これからまた検討させていただければと思います。

#### ○5番（森山 進君）

先ほど課長のほうから、21年ですか、ボーリングの件が出たんですけれども、そのちょうど向こうをやったのが平成十何年かな、そしてあのときにも水が出なかったわけです。あの場所でボーリングしたわけだから。その後、21年にまた耕地課のほうで同じ場所をボーリングしまして、出なかったわけです、21年。同じ場所をボーリングしたんですよ、あのとき。たった5メートルしか離れていなかったんですよ。それで十何年のときに向こうのほう、こういうタンクをつくってボーリングしましょうとやって、あのときに水が出なくて、熊野さんのほうから現在も今もらっているわけですけれども、あのときお願いして熊野さんのほうから引いて

もらったわけです。その後、21年度に耕地課のほうで、もう一回ボーリングしましょうということで同じ場所を掘ったんです。出るわけない、同じ場所を掘ったって。そして、22年にメーカーのあれは鹿児島から来たサービスということで、ハチマキ線のちょうど平山さんの土地の前のほうかな、掘ったわけです。それで結局また水出なかった。

位置的に、私はボーリングやれば、あのときの一千何百万円、そのお金が無駄になったなと思ったわけですが、やっぱりボーリングする以上、この会社、水が出て初めて金を払うべきかなと思うわけです。大体専門です、あの人たちは。大体電探を当てて何かの反射でここには水がある、出てくるだろうということで大体掘るみたいですが、80%以上当たるということです。あの人たちが調べてやるわけですから。それが掘ったところが壊れる。もともと出なかったところを掘ったわけですから、出るわけない。次の場所をやったけれども、また出ない。だから、あの地域には本当に水がちょうどこの層がないのかなと思ったりするわけですが、多分ちょっと外れたら、また出ている場所があるわけですから、その辺やっぱり専門家とお話しして、もし山田ダムがだめであれば、山田ダムのことはまた3年、4年後あとかなと思ったりするわけです。すぐできるのはまたボーリングかなと思ったりするわけですが。

その辺、耕地課長、もう山田ダムを今考えたら、何かできそうな気がしない。もうボーリングして、やっぱり今のところに水を引くような方法、その辺の考えは、課長はないですか。

#### ○耕地課長（窪田政英君）

確かに電探で調査をして、水があるということでボーリングはすると思われましますが、私も詳しく技術的なところは承知していませんが、出るか出ないかといえば出る。ただ、実際の用水調査の結果、水量が受益地にかんがい用水として使える量が満たなかったと。多分、今、議員がおっしゃるように、80%の確率で水脈が探索できるというお話ですが、そのようなことであれば、まず2回掘って出ないというのはないのかなとも思ったりもしますが、そこは業者としても、そういうことがあって2回目は無料でという形の掘削をしたというふうに聞いております。

今聞きながら思うところは、その周辺、近くに水が出るところも確かにあるのかなと思ったりしておりますし、その電探の精度というものを改めて業者さんなど技術的なところの見解も求めながら、もちろん財政的なところも伴うわけですので、そちらとも相談しながら今後検討していければと思います。

#### ○5番（森山 進君）

課長、一番いい解決方法があるんです。国営の地下ダムの本管をあそこまで引っ張ってくるんです。事業変更して。そしたら十分に水あるかなと思ったりするわけです。そしたらボーリングも要らない。あと瀬利覚の6まで行つとるかな、あの本管は。あとちょいここに、知名まで伸ばせば水はあるわけですので、そういう考えも、課長、新しい課長ですので発想を変えないと。どうですか。

○耕地課長（窪田政英君）

今おっしゃるのも道理だと思います。ただ、国営については、私のほうで回答する立場にありませんが、ただ地元の要望としては伝えておきたいと思っております。

今の認識としては、当初、国営事業の導入の段階で、設計をとる段階で地元への要望調査をして、設計がされて、水量の計算等々ありまして計画されているというふうに認識していますけれども、いかんせん水が引ければ、それは議員のおっしゃるとおり、言うこと本当でないですけれども、そういうところもこれからまた国営さんのほうにも話はしていきたいと思えます。

○5番（森山 進君）

実際、この事業変更できると思うんです。不備な点があれば、そこへ変更していかないとおかしいわけです。当初の計画とずれたりもするわけですので、何でも事業というのはそういうものかなと思っています。その辺はせっかく初めてこういう事業課の課長になったわけですから、課長のまた発想でそういう点も国営の皆さんと話し合っ、できるものであればそういう形に持って行ってください。要望しておきます。

2番に入ります。

この遊休地に先ほど答弁で48町歩、大きな面積です。永良部でユリの球根が大体二十何町歩しかないと思えますけれども、その倍の面積が、今このように遊休地として遊んでいるわけです。その48町歩のこの土地の名義人は、島内におる方ですか。それとも内地におる皆さんの面積ですか。その辺ちょっとお尋ねいたします。

○農業委員会事務局長（川野兼一君）

ただいまの質問についてですけれども、耕作放棄地調査を実施しまして、やっとなんて数字がまとまったところなんですけれども、当該所有者の農地については、今48.6ヘクタールということでそう書いてありますけれども、このうちの約14町歩、28.7%が島外の在住者の土地となっています。

○5番（森山 進君）

先ほど町長の答弁であったように、この貸し手、借り手というのがありますので、

なかなか土地貸さないという人も出てくるかなと思ったりするわけです。だが、一昨年ですか、中間管理機構かな、昔の公社と一緒にかなと思っていますけれども、そういうのもできたわけですので、特に基盤整備したところ、またいろんな農地として使える場所があったわけではないわけです。このまま遊休地で遊ばすよりは、先ほどありました中間機構、そのほうで借りてという話も答弁のほうであったわけですが、これは徹底してしないと、実際もともと畑だったのを大体2年耕作をしなければほとんど山なんです。3年したら木なんかこんな木になりますよ。直径10センチぐらいの木になりますので、この辺は徹底してするべきかなと思います。

うちの知名町にもありますけれども、どういう問題でああいう形になったのか、いつときはある人が借りとったんですけれども、何か借りられなくなったということで、もう貸してしまった。これが大体3年近くなっています。もうやぶ。完全に畑に帰すのは大変かなと思うぐらいになりますので、その辺どうですか、局長。

一旦、例えば48町歩あるわけですので、島外、島内別にして48町歩の土地があるわけです。これを一括、中間管理機構で借り上げて、農地をやっていない部分は何かの事業でまた畑に返す事業があるのを、ちょうど昨年から、話もありましたので、そういう形で農地に一旦返してから貸すというような方法を、この地主と話し合うべきかなと思うわけです。1年ちょっとの遊休地であれば、大体すぐ畑に返せるかなと思いますけれども、2年、3年たったらもう大変、一人で畑にしようと思ったら、ユンボ借りてこない限りは畑にできない。

その辺どうですか、局長。中間管理機構で一括借りて、町内の人に貸すという考えは。

#### ○農業委員会事務局長（川野兼一君）

耕作放棄地については、畑の条件が悪いところがほとんどでして、基本的に畑が狭い狭小、それと塩害の影響、あと表土が浅いとか等々ありまして、借り手に結びつけるというのは非常に難しい状況です。中間管理事業というのは、ある程度耕作の放棄したままを中間管理機構に貸すんですけれども、借り手が見つからないとそれ以上進まないという状況ですので、この辺を考えると、中間管理事業を使うというのは厳しいんじゃないかと思っております。

#### ○5番（森山 進君）

先ほど、この農地が農業として余り適しない場所があるということですので、ただ実質的には適している場所もあるわけでしょう。基盤整備されて、そういう場所も遊休地としてなっているわけですよ。荒れているわけです。その辺はすぐできるかなと思うわけです。畑であれば借りますよ、普通。その人がどういう形で貸さ

ないか、その辺はわからないですけども、将来的にこういう皆さんがたくさん出てきたときには、本当に島の農地がこういう形で貸さないとなくなったときには全部出てきて、あとは心配するわけです。せっかく基盤整備したところの農地まで一緒の農地ですので、その辺はやっぱり農業委員会のほうで徹底して貸す方法、その人とも会って、電話じゃなく、行って話しない限りは、なかなか人間というのは不思議なもので電話でと言ったってただ簡単に流して聞くだけで、当の本人と面と向かって話をするべきかなと思っています。将来的にこういう農地がないように、農業委員会のほうでもまた頑張ってもらいたいと思っています。その辺を要望しておきます。

では、道路関係、3番のほうに移ります。

先にこの豎山商店の臨港道路の件です。

先ほど、町長のほうで答弁はいただいたわけですけども、課長、あなたから、あの道路を見て、実際このバイパスの道路がありますよね、県のバイパス、あそこから運送屋の大型がちょうど港のほうに行くためにあの道路を結構利用するんです。どうしても右手に曲がるために、今度は下から来る乗用車ないしの人たちが、あそこで一旦停止があるわけですが、あそこでとまってしまったら、今度は大型が曲がれないわけです。そのためにそのとまった車はまたバックしているわけです。だから、途中で行っても、今度は向こうで交差ができないわけです。

当時、あの道路は、ちょうど豎山商店から真っすぐ下に向けて、先ほど町長が言ったとおり、向こうの正名線ですか、あれにつなが計画だったんですけども、なかなかその辺ができなくてちょうど豎山商店の前でとまったわけです。だから、今そのまま置いておけば、いつか向こうで何か事故が起きたりするかなと思っていますので、早急な対策が必要かなと思いますけれども、課長、その辺。

#### ○建設課長（高風勝一郎君）

まず、先ほど町長のほうから、当路線についての要望書、集落から要望が上がっているということでしたけれども、まだ要望書が上がっていないところですので、訂正をさせていただきたいと思います。

まず、ぜひ集落のほうからそのような要望書を出していただいて、今後、また他路線との比較検討もございますので、そのあたりも選定の中で検討させていただきたいと思います。

それと、議員がおっしゃる危険性に関しましては、おっしゃるとおり、もちろん感じてはおります。また、先ほどの交差点部分の一旦停止部分、停止線部分、大型車がどうしても一旦迂回をしなきゃいけないという部分も理解をしているところでございます。ただ、その路線だけとなりますと、なかなか事業採択に向けて今のと

ころ厳しいというところもあります。また、あと臨港道路まで最終的につけるという形であれば、用地、あと建物補償等の問題も出てくると思いますので、そのあたりも加味しながら、まずは要望書の中で、今後そのようなことを検討させていただきたいというふうに思っております。

#### ○5番（森山 進君）

課長、危険場所とわかっているわけでしょう。危険場所とわかりながら要望書が上がらない限りはできない。だけど、普通そうじゃないんです、道路というのは。皆さんが見て、ここはどうしても危ない、要望書が上がって来なくてもそこはするべきと思う。道路というのはそうなんです。危ない箇所を事故が起きる前に改良なりしないと絶対だめなんです。

なかなか日本人というんですか、私も含めてですけども、何かあれば対応するんです。何かあるまではなかなか手をつけない。そういうふうに思っていて自分たちで、建設課ですので、回ってみながら、これは危険箇所やなと思うときは、地元から要望が上がらなくても、また改良すべきかなと思っています。そのようによろしくお願いいたします。

それと、この2番目であります。

これは何回もこの場所で皆さんに……。本当は私も難しいなとずっと思っています。だが、やっぱり子供たちが朝夕、特に朝、ここで立哨するときいつも思うんですけども、3人、4人歩きながら、渡りながら、ここは絶対危ないなと思うけれども、なかなか拡張は難しい。だから、やっぱり先ほど答弁のほうで、青い線を引く、この交通推進協議会ですか、その皆さんと話し合いもされているようですので、そういうのはすぐできるかなと思ったりするわけです。

課長、あれ先ほど町長に答弁をもらったんですけども、スクールゾーンですよ、通学路ですよということで、この今の白線を色を変えてするとか、これはすぐにできるんじゃないですか。

#### ○建設課長（高風勝一郎君）

先ほどのカラー舗装の件につきましては、一応県のほうにも28年度要望で、防災安全交付金事業で要望を出しております。できましたら先ほどの交差点部分、知名正名海岸線のそのあたりからずっとこの市街地の中を、できましたら全てそのようなカラー舗装で区分けをして、ぜひ歩行者の歩行空間の認識を高めるためにも進めたいと思っておりますので、現在、28年度要望を出して取り組むように進めております。

#### ○5番（森山 進君）

すぐ対応ができるということで、28年度にはやるということですので、なるべくじゃなくて本当は早急にして、子供たちの通学路というのは守っていくべきかなと思う。事故があつてからは絶対間に合わない。

次に、もう一つ、最後です。

私、いつも朝早く結構走っているわけです。体力をつけるために。だが、オートバイで走っているわけですので余り体力はつかないですけれども、そのたびにこの大山線、フローラハイツから知名小学校までのちょうど歩道のほうにヤシがあつて、その下に誰が植えたか知らないけれども、花が、シャシクサか何かわからないですけれども、やっぱり環境として役場の近くです。町道の一番の本通りです。あのヤシはそのまま立てていいかもわからんけど、下に咲いているあれは雑草です。やっぱりああいうのも気がついたら、建設課何名かおるわけですので、1時間もあれば上から下まできれいに掃除ができるかなと思います。どうですか。あの大山線の見事なことあるでしょう。

○建設課長（高風勝一郎君）

ありがとうございます。私もそのようには思っておりましたけれども、なかなか手つかずでおくれておりましたけれども、早目に対応したいとは思っております。また、おっしゃるとおり、一番のメインストリートですので、今後もそのようなことのないように、定期的に進めていきたいというふうに思います。ありがとうございます。

○5番（森山 進君）

本当にきょうは、新課長3名ありがとうございます。皆さんがこれからも町発展のために頑張ってくれるのを期待いたします。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（今井吉男君）

これで森山 進君の一般質問を終わります。

次に、松元道芳君の発言を許可します。

○8番（松元道芳君）

皆さん、こんにちは。

本日は私の所属する町老連の幹部の皆様方、ご多用の中、まことにありがとうございます。私たち12名の同僚議員は、ごらんとおり、執行部と議論を重ねながら町発展のために頑張っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

それでは、本題に入ります。

議席8番、松元道芳が次の5項目について質問いたします。

大きな1番、日本一のフラワーアイランド「おきのえらぶ島」構築を目指してでございます。

本町の島外への花卉出荷額は、最盛期は40億円余りでございましたが、近年30億円弱になりました。まだまだ花の島のイメージが弱いと思います。

① 島内の県道、町道沿いに県のブランド認証をいただきましたエラブユリ、グラジオラス、フリージア、ソリダゴ等を植栽し、イメージアップをすべきだと思いますが、町当局はどうお考えでしょうか。

②おきのえらぶ島観光協会では、ことしの4月にフラワーコンテストを実施しまして、今回で9回目になりました。ことしから両町に呼びかけ、個人、団体合わせて13であります。知名町11、和泊町2のエントリーがあり、毎年盛会になってきています。町として今後どう取り組んでいくのか伺います。

大きな2番、上城地区「大当池」についてでございます。

上城地区大当池の漏水がひどく、梅雨時期にも全く雨水が溜まらず農家に支障を来しております。何とか解決できないか伺います。

大きな3番、知名環境センター前の道路についてでございます。

知名環境センター前道路は、大雨が降ると水たまりができ、車両の通行に支障を来しています。側溝はありますが、コンクリート製なので雨水が流れない。この件につきましては3件の電話がありました。その1件は和泊町の方でありました。そのふたを金属の金網のふたにしたら解決できると思いますが、どう対応しますか、伺います。

大きな4番、新城海岸道路についてでございます。

南日本牛乳前から沖泊港への道路なのでこぼこがひどく、全面舗装できないか伺います。

最後に5番目、古里入口の町のイメージ看板についてでございます。

3年前の台風で破壊され、いまだに鉄骨がむき出しになっている町の表玄関であり、大変見苦しいと思います。マスコットキャラクターの「ちなポー」も決定したので、目立つように描いて歓迎をしてもらいたいが、町としてどのように考えているかを伺います。

これで1回目の質問を終わります。

#### ○町長（平安正盛君）

それでは、ただいまの松元議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目ですが、ご指摘のフラワーコンテストについては、昨年度まで町の観光協会が主催し、町内の個人や団体を対象に行われておりましたが、本年度から

おきのえらぶ島観光協会において、島内全域を対象としたフラワーコンテストで実施するというふうに伺っております。盛会の中、先日の観光協会の総会の場で今年度の者は表彰されているようです。

観光協会におかれましては、今後さらにこのフラワーコンテストが盛会・充実したものになるよう、教会の側で取り組みを強化し、推進していただければというふうに思っておりますし、またそのことを期待をいたします。

町としては、フラワーコンテストの周知・広報など、側面から支援ができる部分があればご相談いただきたいというふうに思っております。

①、沖永良部は昔から花の島として島民を初め多くの観光客に親しまれてきました。議員指摘のとおり、花の島沖永良部を島内外にPRするためにも、エラブユリなどの花卉を各場所に植栽することが必要であると考えております。このことについては、おきのえらぶ島観光協会の活動方針の中で地域の人々や環境を生かした愛される島づくりの振興と掲げておりますので、和泊町及び観光協会とタイアップし、植栽の場所、あるいは時期等について協議をいたしたいと思っております。

大きな2番です。

大当ため池ですが、大当池につきましては、平成2年に池の表面をゴムシート張りに改修しておりますが、改修から25年ほど経過し、シートの破損や剥離など劣化が目立っておりますし、議員のご指摘のように、降雨による雨水の貯留が十分できない状況となっております。

このようなことから、大当池を含む町内の8カ所のため池の改修を県営農村地域防災減災事業知名地区において実施する計画で、現在、県と協議中であります。

大当池につきましては、現在のゴムシートからより強度や耐候性に優れた高密度ポリエチレンシート、地元では通称白シートと申し上げておりますが、白シートによる遮水工と池周辺のネットフェンスの取りかえを計画しており、先日も28年度の新規採択予定地区として県の計画ヒアリングが実施されたところであり、今後とも確実に28年度採択に向けた取り組みをしまいたいと、かように考えております。

大きな3番です。

平成元年度に緊急地方道路整備事業において舗装を行っておりますが、舗装後26年を経過し、当区間においては経年劣化による車道部の沈下により、道路の縦断方向へののでこぼこが大きく車道と排水施設との間に段差が生じ、降雨時には路肩付近に水がたまっているような状況であります。

現在、その対策として平成28年度の防災・安全交付金事業において舗装工事の

要望中であり、問題解決に向けて取り組む予定で、年次的に再整備をしていきたいと思っております。

先般、大島支庁の建設部長とも協議したときにも、このことについては要望し、特に古里から小米間の各集落があるわけですが、集落に要件のない、いわゆる通過車両については、県道よりむしろご指摘の古里線に車両がかなり利用されていますので、そこらを県のほうも何とか配慮していただきたいというような形で県に要望して、それが先ほど申し上げた28年度後のことについて年次的に計画できればなというふうに思っております。

大きな4番。

ご指摘の路線につきましては、毎年、道路補修としてレミファルトやコーラルを入れ対応しておりますが、劣化及び損耗が早いため、路盤までの入れかえが必要だと感じております。そのため平成30年度の防災・安全交付金事業において、全面舗装が対応できるよう社会資本総合整備計画に計上してありますので、それまでは従来どおりの応急措置の対応を進めてまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解、ご協力をいただきたいと思います。

大きな5番です。

ご指摘の看板については、費用の見積もり等については徴収してありますので、本年度の11月の国民文化祭、来年度の町制施行70周年等とも踏まえ、本年度の早い時期に観光業関係の意見も取り入れながら看板の建てかえをしたいと考えています。また、議員もお話がありましたように、今回町のマスコットキャラクター「ちなボー」が決定していますので、その図案を含めた形で、本町のイメージアップにつながるよう検討し、看板の建てかえをしたいというふうに考えております。

以上です。

#### ○8番（松元道芳君）

前向きなご答弁ありがとうございます。

やはりこの沖永良部島、花で全国に有名だとは思いますが。ところが、生産はかなりの、知名町だけで40億円余りを出荷しておりますが、現に観光客とか島外から来られた方が、花がないという声が大であります。町長を初め執行部の皆様も耳にしたことがあります。それをやはり現地に来て、沖永良部はさすが花の島だというイメージを与える必要があると思っております。

そこで、もちろん、おきのえらぶ島観光協会も全面的にそれを推進していきますが、これはやはり町行政の協力も得ないと島全体の花いっぱい運動ができませんので、ひとつ行政の方もわかってはいると思っておりますけれども、何か計画はないでしょ

うか。

○企画振興課長（榮 照和君）

今、議員のおっしゃるとおり、花があったほうが観光客、そして町民の心もなごみますので、発足しましたおきのえらぶ島観光協会と協議しながら、世界自然遺産登録や国立公園指定に向けて協議していきたいと思います。

○8番（松元道芳君）

ぜひ協力して、誰が来ても沖永良部島は花の島だというイメージを与える必要があると思います。それによって口コミで全国に広がっていきますので、また、交流人口もふえてくると思います。ぜひともこのイメージをもっともっとアピールすべきだと思いますが。

ちなみに私ども知名町観光協会と、それから通り会ありますけれども、その2つのグループで、実は商店街にプランターを80鉢置いて、1年に3回ほど植えかえをしております。課長はごらんになっていると思いますが、まず、12月に植えるのがスカシユリです。オレンジと黄色の、それは冷蔵ですけれども、それを植栽して1月の大体正月前後に咲くようにしています。たまに時期間違えておくれますけれども。そして、この間の3月には、マツバボタン等とか植栽しました。またこれが枯れますと、また次の時期に植えておりますので、年に3回ほど植えかえております。これは知名町のプランターを借用しておりますが、これはまた町の宣伝にもなっていると思いますが、課長、どうですか。

○企画振興課長（榮 照和君）

商店街の皆様には、知名町の美化にご協力いただきましてありがとうございます。

議員さんのご指摘のとおり、見て私たちも知名町のPRも兼ねていただいていますので、大変感謝いたしておりますので、今後もそのことについてもまた何かあればご相談に応じて、協力していきたいと思います。

○8番（松元道芳君）

まことにありがたい限りでございます。

次は、町内、島内、県道、それから町道沿いに植栽したんです。球根類のエラブユリとかグラジオラス、そういったものは毎年時期が来たら芽が出て花を咲かせます。これを植えると簡単だと思います。球根だと1回植えれば大体毎年咲いてくれますので、時期が来たら。皆さんご存じと思いますが、沖永良部空港から国頭線、喜美留まで花いっぱいです。本当にジョギング大会もありましたけれども、和泊のそれに合わせて咲いているような気がしますけれども、この流れがかなりふえているような気がします。

今回のフラワーコンテスト、和泊は2カ所だったんですけれども、それは初めてエントリーしましたけれども、後蘭字と、それから孫八公園でした。孫八公園、まだまだこれからですが、後蘭字に私たち審査に行ったところ、この字全体が花なんです。表だけじゃなくて中のほうにも花がたくさん咲いていてすごくいい感じがしました。多分、来年から隣町もふえてくると思います。ことしはまだ周知が足りなくて、サンサンテレビでも募集はしましたけれども、まだ今回は2件でした。徐々にこれが拡大していくと思いますので、ぜひとも一緒になって協力をしていただきたいと思います。

今回は和泊町の議会でも私に賛同しまして一般質問を出しております。和泊町は、今月23日でございますが、そこでこの花いっぱい運動を展開しようということで、和泊町の議員も一般質問を出しております。

ちなみに、今回、和泊町が通告が7名ありました。ちょっと1名少ないですけれども、私どもは、次は、また挽回したいと思います。

このように県道沿い、町道沿いに球根を植えたら一番早いと思いますが、どうですか、課長。

#### ○企画振興課長（榮 照和君）

そうですね。このフラワーコンテストは、知名町だけでやっていたものを、おきのえらぶ島観光協会が発足して、そこの事務局長等がこの事業はいいねということで和泊町にも声をかけて、ことしが第1回目だったそうです。

議員のご指摘のとおり、球根類がいいと私も思います。球根は花が咲いても、また次の年にも咲きますので、1年草とかほかのは毎年植えかえなきゃいけないので、またその育苗やら管理も大変ですけれども、球根類については見た目もきれいですし、そのように協議していきたいと思います。

#### ○8番（松元道芳君）

確かに球根類は毎年咲きますので、少々肥料をあげなくても咲いています。人間は食事しないとちょっと生きていけませんので。また、ガザニアという花がありますけれども、これは年中咲くんです。そしてコスモス。今回のフラワーコンテストですごく印象に残ったのは、竿津字だったんです。竿津字の区長さんが字なりのを植えまして、どこに植えたかと言うと、ここの県道沿い、あそこにコスモスを植えていました。あそこまで見に行っただけなんですけれども、10カ所ぐらいかな、植栽するところがありまして、そこに植えていました。それはまたコスモスは1回植えると、また種が落ちてまた咲きます。これもまたいいと思いました。ぜひともその辺を推進していただきたいと思います。

ただ、号令だけでは町民はついて行きませんので、ぜひとも町民の皆さんの理解と、また区長会がありますので、そこでまたお願いをしてみたいと思いますが、課長、いかがですか。

○企画振興課長（榮 照和君）

ご指摘のとおり、区長会等を通じたりしながら推進していきたいと思います。

○8番（松元道芳君）

これはぜひ町民上げて、また区長会上げて協力しないと実践できませんので、ぜひとも次の区長会に私も連れて行ってください。訴えますので。

同時に、隣町でもそれをやりますので、ぜひとも永良部の島が花の島というイメージを、外から来ても印象に残るようなそういう植栽をしていきたいと思います。

これは皆さんご存じのように、鹿屋市のバラ園はすごい有名ですけれども、日本一のところがあります。85万本のチューリップ、これは広島世羅町、圧巻の花絵は日本最大ということでありました。85万本のチューリップがお出迎え、広島県世羅町の世羅高原農場で、このほど春のチューリップ祭が開催された。国内最大規模の植栽面積6万5,000平方メートルに650品種が咲き誇る。中でも20万本を使った日本最大のチューリップの花絵は圧巻。東京から同農場を訪れたイケダレイコさんは、「きれいなチューリップを見て心が癒されました」と笑顔で話していました。

私も余り花には興味がなかったんですけども、やっぱり観光客とかそういう方から聞きまして、ちょっと目が覚めまして、島民挙げてこういう花いっぱい運動をしていこうと思って決意したところでもあります。ぜひとも町民、島民のご協力がなければこれは実践できませんので、よろしく願いいたします。

それでは、2番目に入ります。

上城地区の大当池についてでございましたが、先ほど答弁で28年度採択するということでありました。私も2期目ですか、そのときに下城地区の方々から相談を受けまして、一般質問をしたことがあります。そのときも、防水マットを全面取りかえ、大改修をしていただきました。

確かに見たところ、これまでの工法はため池ありますけれども、下は砂利だったんです。その上にゴムマットを敷いたんで、これはもう上からの水圧が強いんで、下の石ころが全部上がってあがくんです。ちょっと私もその辺は腑に落ちなかったです。せっかくならば、そういうゴムマットじゃなくてちゃんとした先ほどの、今ちょっと時代が変わっていますけれども、そうすべきじゃないかと思います。ほとんどの漏水の箇所がゴムマットですので、これはもう穴が開くのは当然

だと思います。その辺は時代の流れでかなりよくなりましたので、またその工法に期待をしたいと思います。

それでは、3番に行きます。

知名町環境センター前道路についてでございますが、課長の答弁をお願いします。

○建設課長（高風勝一郎君）

小米古里線でございますけれども、ヨコハマタイヤの整備工場がございます。それから和泊方向に向かっての道路になりますが、先ほど町長も答弁した中で、平成元年から改良、舗装工事が行われて、もう二十数年たっております。道路の中央部といいますか、車が走る分どうしても経年劣化によって段差が生じておりますので、先ほどの質問のとおり、どうしても水がたまるという状態であります。特にひどいのがご指摘のヨコハマタイヤの整備工場から知名環境センターの間、一部ニシムタの方向まででございますけれども、先ほど町長も答弁しましたが県にも現在要望を出しているところでありまして、来年、平成28年度から随時改良して舗装等を行いながら、その問題解決に向けて取り組んでいきたいというふうに思っております。

○8番（松元道芳君）

大変ですが、助かります。来年はまだまだちょっと長いですが、それまでに応急処置はできないでしょうか。

○建設課長（高風勝一郎君）

現在、車道から排水施設、いわゆる側溝の部分何か所か、その部分を破砕しまして、水がその側溝方向に落ちるように処理をしていますけれども、草等が生えている状態でちょっと流れが悪いところもありますので、そのあたりを修復しながら、回避しながら進めていくのと。あと、どうしてもでこぼこの部分は通行に支障を来していると思いますので、それまでは対処したいなと思っております。

○8番（松元道芳君）

この件は電話がかかってきまして、今、大雨が降っていて大変だよということで、私も見に行きました。確かにそういう状態でありましたので、海側の環境センターのところは、もう側溝で皆コンクリなんですよ。ごらんのとおり、課長。あれを網の側溝に変えたら解決すると思いますが、いかがですか。

○建設課長（高風勝一郎君）

ご指摘の海側のほうの道路沿いに関しましては側溝が入っておりますので、海側のほうの排水処理に関しては問題ないというふうに考えております。

○8番（松元道芳君）

私、見たときにそう思いました。大々的な予算は28年度、来年度ですけれども、

それまでにとりあえず応急処置しないとああいいう状態でありますので、ぜひとも網の側溝でしたらそんなに予算はかからないと思いますが、どれぐらいでできそうですか、課長、試算して。ぱっとひらめいたでしょう。

○建設課長（高風勝一郎君）

ご指摘の部分は、道路の海側のほうではなくて、山側のほうの車道部分というか、路肩部分にかなり水がたまるといところですので、先ほども排水施設の関係も含めて、28年度の事業までは少しでも水たまりができないような措置はもちろんとっていきたいというふうに思っております。

○8番（松元道芳君）

私もちょこちょこ応急処置はしていただきました。これまで何度もお願いしてやっていたいただきました。穴があくたびに建設課へ電話して、あそこを埋めてくださいと言ってお願いして、すぐやってくれましたけれども、とりあえず応急処置で海側のほうは側溝があるんです。そこを網のふたに変えて、山側のほうは、ちょっと下がっているところはアスファルトで埋めたらちょうど流れると思いますが、いかがですか。

○建設課長（高風勝一郎君）

本来、道路は横断的というか、横に切りますと道路の真ん中が一番高くて、路肩に向かって下がっているのが本来の道路の形でございます。ご指摘の部分というのは、その路肩に向かって下がっている部分がより長年の部分で段差が生じてたまっているといところですので、グレーチングというか、新たな側溝の処理というか、排水処理を考えたらということでございますけれども、先ほど私が申した対応でほぼ処理はできるというふうに思っております。また、それまでにはぜひ28年度のその事業に向けてできるというふうに思っておりますので、そのように進めていきたいというふうに思っております。

○8番（松元道芳君）

できることなら山側のほうにも側溝をつくっていただいたほうがいいんですけども、その辺はどうでしょうか。とりあえず28年度まで長いので、応急処置で。

○建設課長（高風勝一郎君）

山側のほうにも道路沿いに側溝は入っておりますので、そちらのほうに向けるように現在措置をしているところでございます。

○8番（松元道芳君）

私が見たところ、山側は側溝はなかったような気がしますけれども、ありますか。本当にありますか。側溝ですよ、側溝。海側には確実にありましたけれども、山側

にはちょっと見当たらなかったです。以前にうちの同僚議員もその辺は質問しておりますが。

○建設課長（高風勝一郎君）

その部分といいますか、ヨコハマタイヤから知名環境センターの部分は、都市基盤整備事業が行われておりまして、その都市基盤整備事業で小米古里線沿いに300角の側溝が入っております。うちの小米古里線にはL型という側溝がその道路沿いにあるんですが、それを一部割って都市基盤整備事業でつくられた側溝に流すような措置はしております。

○8番（松元道芳君）

措置はしているけれども機能はしていないと思いますが。全くたまたまだったんですよね。どこに穴があいているか、吸い込み口なのか見当たらなかったんですけども、ありますか、本当に。埋まっているんじゃないですか、それはもう。埋没して。

○建設課長（高風勝一郎君）

今度ぜひ雨が降ったときに一緒に見に行きたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○8番（松元道芳君）

もう梅雨は上がったようですけれども、大きな雨は期待しませんが、ぜひ一緒に行って現場で見ましょうね。それまでに、もし溝が詰まっていたら掃除しててください、スムーズに流れるように。

じゃ、4番目にいきます。

新城海岸線道路でございますが、南日本牛乳から沖泊へ行く道路がでこぼこでありました。できるなら要望どおり全面舗装ですが、先ほどの答弁で30年度、あと3年ということですので、全面舗装はすぐ無理ですので、とりあえず改修できますか、課長。

○建設課長（高風勝一郎君）

先ほど町長が答弁しましたのは、社会資本総合整備事業で平成30年に補修といいますか、全て舗装のやりかえをするという計画を持っております。

○8番（松元道芳君）

まだ27年度ですので、あと3年はかかりますね。それまでの応急処置はできないでしょうか。

○建設課長（高風勝一郎君）

もちろんそれまでの措置として現在劣化も損耗も起きておりますけれども、事業

採択までに向けては現在も行っていますレミファルト、あとコーラル等を入れて対応していきたいというふうに思っております。

○ 8 番（松元道芳君）

できるだけ技術を生かして、全面舗装するぐらいの仕上げにさせていただきたいとしますので頑張ってください。新課長ですので、何でもやってくれると思いますので。

それでは、5番目に入っていきます。

古里入口の町のイメージ看板についてでございますが、3年かかりました。ことし、何とかイメージキャラクターも決まったんで、再度、新しい看板を立てるということですが、なぜここまで3年間もおくれたのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○ 企画振興課長（榮 照和君）

3年間おくれた理由については、詳しくは聞いておりませんが、27年度をめどにつくろうということで見積もり等はとっております。運よくマスコットキャラクターも決まりましたので、ちなポーです。ちなポーも描いて、ちなポーで観光客をお迎えということにしております。

そして、今、企画振興課のほうで、どのような形で、どのような位置で、広告はどうするかということを議論中ですので、近いうちに発注見込みというか、見積もりをとって建設にかかれたらと思っております。

○ 8 番（松元道芳君）

おくれた分だけ、ちなポーが入ってよかったと思います。ちょっと前に聞いたんですけれども、なぜおくれたか。業者に見積もり出したところ出てこなかったと、そういうことは聞いております。ですから、見積もりを依頼するときには期限を決めて出してください。多分、期限を決めて出していなかったから、ダラダラなって全く来ないですね、見積もりが。今回見積もり出していますか、業者に。

○ 企画振興課長（榮 照和君）

見積もりを出して、既にいただいておりましたが、先ほど申しましたように、ちなポーとキャラクターが決まりましたので、再度詳細な建物のデザイン、形とか、詳細なことをまた指定して、見積もりをいただいた業者には申しわけないんですけれども、こういうふうな形でどうですか、幾らぐらいでしょうかという形で、再度詳しく指定して見積もりをいただきたいと思っています。

○ 8 番（松元道芳君）

業者は何業者に出す予定ですか。出したんですか。

○企画振興課長（榮 照和君）

業者のほうは3業者に出してありますけれども、状況によっては、またそういう看板ができる業者とかがあれば4業者ぐらいになるかと思うんですけれども、指名願いを出してあるのか等も確認しなきゃいけないので、3業者、4業者を予定しております。

○8番（松元道芳君）

もちろん町内の業者と思いますが。

ちょっと、ちなボーの話からエスカレートしますけれども、今、町が発行しました、そして知名町商工会が委託して、今このように知名町フローラル商品券を発行しておりますが、この中にちなボーが載っておりますね、課長。これには名札がないです。名札を入れないと、知名町フローラルマークはわかりますけれども、全国的にPRするためには、名札をつけないとわからないと思います。どうですか、課長、ちなボーの名札つけたらかわいいよ。

○企画振興課長（榮 照和君）

そうですね。着ぐるみだけだと見た感じ名前とかがわからないので、名札を、小学生がつけているみたいに「ちなボー」と、もう目立つようにつける予定にしております。

○8番（松元道芳君）

ぜひ町民が、また日本全国から来ても、知名町のマスコットキャラは「ちなボー」だということわかるように、あそこに大きく描いて歓迎してください。

今、商品券、商工会の窓口で販売しておりますけれども、きのう現在売り上げ3,648万円、まだまだ残っています。あと4,352万円。上限1世帯5万円ですけれども、まだお買い求めになっていない執行部の皆様、お金はいっぱいあると思いますので、ぜひ使ってください。これ買うと2割、5万円の商品券を買って6万円の買い物できますので、利息よりいいですので、解約してでも買ったほうがいいと思います。そういう利点もありますので、ぜひともこれを活用していただければと思います。

まず、加盟店ですけれども、スタンプ会加盟店28店舗、そして知名Aコープ、ニシムタ沖永良部店でも使えますので、和泊町は使えませんので、ぜひお買い物は知名町でするように。和泊へ行っても全然無効ですので、ぜひたくさん買われて、知名町でお買い物をしてください。町の発展は知名町ですので、やはり私も商工会も厳しいので、ぜひとも行政の皆さん、また町民の皆さんにご理解をいただきまして、知名町のためにこのフローラル券をお求めになっていただきたいと思います。

ほとんどいい答弁をいただきましたので、ありがとうございました。

日本一豊かなまちづくりに町民一体となってチャレンジしてまいりましょう。これは、町長筆頭によろしくお願いします。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（今井吉男君）

これで松元道芳君の一般質問を終わります。

以上で通告による一般質問は全部終了しました。

これで一般質問を終わります。

執行部当局におかれましては、これらの質問や要請事項等を真摯に受けとめ、適切な対処をお願いいたします。昨日の4名、本日の2名、計6名の議員の皆さん、ご苦労さまでした。

しばらく休憩します。

次の会議は、午後1時から再開します。

休 憩 午前11時46分

---

再 開 午後 1時00分

○議長（今井吉男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

## △日程第2 承認第2号 知名町税条例等の一部を改正する条例

○議長（今井吉男君）

日程第2、承認第2号、専決処分について承認を求める件（知名町税条例等の一部を改正する条例）を議題とします。

本件について説明を求めます。

○町長（平安正盛君）

ただいまご提案いたしました承認第2号は、専決処分した事項の承認を求めることについてですが、内容は、知名町税条例等の一部を改正する条例についての案件であります。

今回、地方税法の一部を改正する法律並びに地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、知名町税条例についても一部改正を行う必要が生じたため、専決処分を行ったものであります。

内容は、原動機付自転車等にかかわる軽自動車の税率の引き上げ時期を1年間延長し、平成28年度からとし、固定資産税等の負担調整措置について、現行の仕組みを3年間延長するなどが主な内容であります。よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（今井吉男君）

これから本件に対する総括的質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで総括的質疑を終わり、次に逐条ごとによる質疑を行います。

知名町税条例の一部改正、第1条、1ページ。

2ページ。

3ページ。

4ページ。

知名町税条例等の一部を改正条例の一部改正、第2条、5ページ。

6ページ、附則まで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで逐条ごとによる質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

討論なしと認めます。

これから承認第2号、専決処分について承認を求める件（知名町税条例等の一部を改正する条例）を採決します。

お諮りします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第2号、専決処分について承認を求める件（知名町税条例等の一部を改正する条例）は承認することに決定しました。

△日程第3 承認第3号 知名町国民健康保険税条例の一部を改正す

## る条例

### ○議長（今井吉男君）

日程第3、承認第3号、専決処分について承認を求める件（知名町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

本件について説明を求めます。

### ○町長（平安正盛君）

ただいまご提案いたしました承認第3号は、専決処分した事項の承認を求める案件であります。内容は、知名町国民健康保険税条例の一部を改正する条例となっております。

これも先ほどと同じように、地方税法の一部を改正する法律並びに地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、知名町国民健康保険税条例においても一部改正を行う必要が生じたため、専決処分したものであります。

主な内容として、国民健康保険税に係る課税限度額について、基礎課税額に係る限度額を52万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を17万円に、介護給付金課税に係る限度額を16万円に引き上げ、低所得者の国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大するため、5割軽減、2割軽減の対象となる世帯の軽減安定所得の引き上げ等を行ったものであります。よろしくご審議の上、承認くださいますようお願い申し上げます。

### ○議長（今井吉男君）

これから本件に対する総括的質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

### ○議長（今井吉男君）

これで総括的質疑を終わり、次に改正事項による質疑を行います。

1 ページ、第2条、第2項から。

2 ページ。

3 ページ、附則まで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

### ○議長（今井吉男君）

これで改正事項による質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

討論なしと認めます。

これから承認第3号、専決処分について承認を求める件（知名町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決します。

お諮りします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。したがって、承認第3号、専決処分について承認を求める件（知名町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）は承認することに決定しました。

#### △日程第4 承認第4号 平成26年度知名町一般会計補正予算（第10号）

○議長（今井吉男君）

日程第4、承認第4号、専決処分について承認を求める件（平成26年度知名町一般会計補正予算（第10号））を議題とします。

本件について説明を求めます。

○町長（平安正盛君）

ただいまご提案いたしました承認第4号は、専決処分事項の承認を求める案件ですが、内容は平成26年度知名町一般会計補正予算（第10号）に関するものであります。

今回の専決は、歳入歳出それぞれ1億3,312万2,000円追加し、歳入歳出総額の予算の総額を64億4,898万7,000円と決めました。

主な補正の内容ですが、歳入については、平成26年12月27日に閣議決定された緊急経済対策に対応し、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金、その内容が地域消費喚起並びに生活支援型及び地方創生先行型の新規計上で、ふるさとまちづくりの基金繰入金を増額計上しました。

歳入歳出については、地域における消費喚起やこれに直接効果を有する生活支援を推進するための地域消費喚起生活支援型交付金事業費、平成27年度に策定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略に先行して行う地方創生先行型交付金事業費を新規に計上したものであります。

繰越明許費補正は新規に地域消費喚起・生活支援型交付金事業費、地方創生先行型交付金事業を追加いたしました。

詳細についてはお手元の予算説明書をごらんください。よろしくご審議の上、承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（今井吉男君）

これから総括的質疑を行います。

○3番（名間武忠君）

今回繰り越し事業が多いわけなんですけれども、この繰越明許についてお尋ねいたします。

繰り越しについて、同一年度、同一会計の繰り越しが、今回この10号と11号の補正が出ていますが、これでいいのかどうかです。

それと、繰り越しについては年度末に確定するわけなんですけれども、この3月20日というのが適正なのかどうか、この2点と。

あと1点、繰り越しに知名認定こども園がなっておりますけれども、繰り越しについては二度はできないと認識しておりますけれども、行政報告で町長の話の中で、諸手続等についての話がありましたけれども、工事発注のできる諸手続等が終わるのか、あるいは工事発注等について年度内完成の見通しについてお尋ねいたします。

○町長（平安正盛君）

まず、連続して補正専決をしてございますが、先ほど申し上げましたように、昨年12月27日に閣議決定し、それに伴う関連予算並びに保安関係が開会中の国会で審議されずとずれ込んでしまい、さらにはそれぞれの市町村への配分がおくれた関係で、まず専決をしたところですが、それぞれの事業においても早期に発注作業を進めなきゃならない、特に今回についてはプレミアム商品券等、緊急を要することがございましたので、その時期、時期に応じた専決をして、スムーズな事業執行に取り組んで今日に至っておりますので、そのことについてはまずご理解をいただきたいし、繰越明許費についても記載されているとおり、ほとんどが地方創生の先行型交付金でありますので、年度内に全ての事業が執行できなかったということで繰り越しをいたしておりますので、まずはご理解いただきたいと思えます。

なお、それに関係していない、特に認定こども園については、行政報告でも申し上げたとおり、作業中にいろいろと法的な問題等が生じたので、それぞれその事業推進に今取り組んで、法手続関係の解決にそれぞれ取り組んでいるところですが、現在もその作業を今進めているところですが、ご指摘のことについては十分配慮し

ながら、気をつけながら予算執行していきたいと思うし、ルールに反しないような作業で年度内には発注できるもんだと思っていますんで、今年度の分についてはあくまで今やっていますのは26年の補正ですので、27年度の分については場合によっては繰り越しが予想されますが、26年度分についてはないということでご理解ください。

○総務課長（栄 信一郎君）

明許繰り越しについてですが、以前はうちの町では最終専決で明許繰り越し用の計算書を上げていたんですが、県等にお聞きしましたところ、繰り越しがもう確定決定になった時点で明許繰り越しの手続はするべきだというような指導を受けましたので、その都度、事業が当該年度に終了しない場合は明許繰り越しの手続を行っております。

○議長（今井吉男君）

よろしいですか。進みます。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入、1ページ。

歳出、2ページ。

第2表、繰越明許費補正、3ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで総括的質疑を終わり、次に事項別明細書による質疑を行います。

歳入、6ページ。

歳出、7ページから8ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで事項別明細書による質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

討論なしと認めます。

これから承認第4号、専決処分について承認を求める件（平成26年度知名町一般会計補正予算（第10号））を採決します。

お諮りします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、専決処分について承認を求める件（平成26年度知名町一般会計補正予算（第10号））は承認することに決定しました。

△日程第5 承認第5号 平成26年度知名町一般会計補正予算（第11号）

○議長（今井吉男君）

日程第5、承認第5号、専決処分について承認を求める件（平成26年度知名町一般会計補正予算（第11号））を議題とします。

本件について説明を求めます。

○町長（平安正盛君）

ただいまご提案いたしました承認第5号は、専決処分事項の承認を求める案件であります。内容は平成26年度知名町一般会計補正予算（第11号）に関する案件であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ4億2,760万円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ60億2,138万7,000円と決めました。

主な補正の内容は、歳入については、平成26年度における地方譲与税、各種交付金、地方交付税等の確定を初め分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金、県支出金、財産収入、寄附金、繰入金、諸収入、町債等の決定に伴う増減を計上いたしました。

また、歳出については、衛生費における国民健康保険特別会計の財源不足による拠出金の増額計上、各種事務事業費の確定に伴う増減及び前年度に引き続き徹底した経費の節減を図った結果、各款において経常経費を減額計上いたしました。

繰越明許費補正は、知名認定こども園園舎新築事業費、畜産基盤再編総合整備事業費を増額変更いたしております。

地方債については、事業費等の決定により限度額の調整を行ったところです。

以上であります。詳細についてはお手元の予算説明書をごらんください。よろしくご審議の上、承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（今井吉男君）

これから総括的質疑を行います。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入、1ページから。

2 ページ。

3 ページ。

歳出、4 ページ。

5 ページ。

6 ページ。

第2表、繰越明許費補正、7 ページ。

第3表、地方債補正、8 ページ。

9 ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで総括的質疑を終わり、次に事項別明細書による質疑を行います。

歳入、13 ページから。

14 ページ。

15 ページ。

16 ページ。

17 ページ。

18 ページ。

19 ページ。

20 ページ。

21 ページ。

22 ページ。

23 ページ。

24 ページ。

25 ページ。

26 ページ。

27 ページ。

28 ページ。

29 ページ。

30 ページ。

歳出、31 ページから。

32 ページ。

33 ページ。

34 ページ。

35 ページ。

36 ページ。

37 ページ。

38 ページ。

39 ページ。

40 ページ。

41 ページ。

42 ページ。

43 ページ。

44 ページ。

45 ページ。

46 ページ。

47 ページ。

48 ページ。

49 ページ。

50 ページ。

51 ページ。

52 ページ。

53 ページ。

54 ページ。

55 ページ。

56 ページ。

57 ページ。

58 ページ。

59 ページ。

60 ページ。

61 ページ。

62 ページ。

ごさいませんか。 62 ページ。

63 ページ。

64 ページ。

65 ページ。

66 ページ。

67 ページ。  
68 ページ。  
69 ページ。  
70 ページ。  
71 ページ。  
72 ページ。  
73。  
74 ページ。  
75 ページ。  
76 ページ。  
77 ページまで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで事項別明細書による質疑を終わります。  
これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

討論なしと認めます。

これから承認第5号、専決処分について承認を求める件（平成26年度知名町一般会計補正予算（第11号））を採決します。

お諮りします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、専決処分について承認を求める件（平成26年度知名町一般会計補正予算（第11号））は承認することに決定しました。

しばらくお待ちください。

△日程第6 承認第6号 平成26年度知名町国民健康保険特別会計  
補正予算（第4号）

○議長（今井吉男君）

日程第6、承認第6号、専決処分について承認を求める件（平成26年度知名町国民健康保険特別会計補正予算（第4号））を議題といたします。

本件について説明を求めます。

○町長（平安正盛君）

ただいまご提案いたしました承認第6号は、専決処分事項の承認を求める案件でございますが、内容は平成26年度知名町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）に関する案件であります。

今回の補正は、歳入では、国民健康保険税、県支出金、療養給付費交付金の減額、国庫支出金、繰入金の増額を計上しました。

歳出では、総務費、保険給付費、前期高齢者納付金など保険事業費、公債費、諸支出金、予備費の減額が主なものであります。

歳入歳出の結果、1,425万7,000円を減額し、歳入歳出の総額を11億2,685万3,000円と定めたところで。

詳細についてはお手元の予算説明書をごらんください。よろしくご審議の上、承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（今井吉男君）

これから総括的質疑を行います。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入、1ページ。

歳出、2ページ。

3ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで総括的質疑を終わり、次に事項別明細書による質疑を行います。

歳入、6ページ。

7ページ。

8ページ。

歳出、9ページから。

10ページ。

11ページ。

12ページ。

13ページ。

14ページ。

15ページまで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで事項別明細書による質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

討論なしと認めます。

これから、承認第6号、専決処分について承認を求める件（平成26年度知名町国民健康保険特別会計補正予算（第4号））を採決します。

お諮りします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第6号、専決処分について承認を求める件（平成26年度知名町国民健康保険特別会計補正予算（第4号））は承認することに決定しました。

#### △日程第7 承認第7号 平成26年度知名町介護保険特別会計補正 予算（第4号）

○議長（今井吉男君）

日程第7、承認第7号、専決処分について承認を求める件（平成26年度知名町介護保険特別会計補正予算（第4号））を議題とします。

本件について説明を求めます。

○町長（平安正盛君）

ただいまご提案いたしました承認第7号は、専決処分事項の承認を求める案件ですが、内容は平成26年度知名町介護保険特別会計補正予算（第4号）に関する案件であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ3,333万2,000円を減額し、歳入歳出の予算の総額を7億7,027万6,000円と決めました。

主な補正の内容は、歳入については、平成26年度における介護保険料収納額の確定に伴う保険料の減額計上を初め、支払基金交付金、県支出金、財産収入、繰入金の減額計上並びに国庫支出金、使用料及び手数料、諸収入の増額計上が主なもの

であります。

歳出については、総務費では人件費や物件費の確定に伴う減額計上、保険給付費は実績による減額計上及びそれぞれのサービス給付費の目款の予算組みかえを行いました。地域支援事業費は、事業費の確定に伴い減額計上し、基金積立金及び諸支出金は財源組み替えを行いました。また、予備費の増額計上が主なものであります。

詳細についてはお手元の予算説明書をごらんください。よろしくご審議の上、承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（今井吉男君）

これから総括的質疑を行います。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入、1ページ。

歳出、2ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで総括的質疑を終わり、次に事項別明細書による質疑を行います。

歳入、5ページから。

6ページ

7ページ。

歳出、8ページから。

9ページ。

10ページ。

11ページまで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで事項別明細書による質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

討論なしと認めます。

これから、承認第7号、専決処分について承認を求める件（平成26年度知名町介護保険特別会計補正予算（第4号））を採決します。

お諮りします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第7号、専決処分について承認を求める件（平成26年度知名町介護保険特別会計補正予算（第4号）は承認することに決定しました。

△日程第8 承認第8号 平成26年度知名町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

○議長（今井吉男君）

日程第8、承認第8号、専決処分について承認を求める件（平成26年度知名町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号））を議題とします。

本件について説明を求めます。

○町長（平安正盛君）

ただいまご提案いたしました承認第8号は、専決処分事項の承認を求める案件であります。内容は平成26年度知名町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）に関する案件であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ622万2,000円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,558万4,000円と定めました。

補正の内容は、歳入では、後期高齢者医療保険料、繰入金、諸収入の減額計上をし、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金、保険事業費、予備費の減額を計上いたしました。

詳細についてはお手元の予算説明書をごらんください。よろしくご審議の上、承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（今井吉男君）

これから総括的質疑を行います。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入、1ページ。

歳出、2ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで総括的質疑を終わり、次に事項別明細書による質疑を行います。

歳入、5ページ。

6ページ

歳出、7ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで事項別明細書による質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

討論なしと認めます。

これから、承認第8号、専決処分について承認を求める件（平成26年度知名町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号））を採決します。

お諮りします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第8号、専決処分について承認を求める件（平成26年度知名町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号））は承認することに決定しました。

しばらくお待ちください。

〔「議長、ちょっとだけ休憩してくれ」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

しばらく休憩します。

休 憩 午後 1時34分

---

再 開 午後 1時37分

○議長（今井吉男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第9 承認第9号 平成26年度知名町奨学資金特別会計補正  
予算（第3号）

○議長（今井吉男君）

日程第9、承認第9号、専決処分について承認を求める件（平成26年度知名町奨学資金特別会計補正予算（第3号））を議題とします。

本件について説明を求めます。

○町長（平安正盛君）

ただいまご提案いたしました承認第9号は、専決処分事項の承認を求める案件ですが、内容は平成26年度知名町奨学資金特別会計補正予算（第3号）に関する案件であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ3万9,000円減額し、歳入歳出予算をそれぞれ2,113万9,000円と決めました。

補正の内容は、歳入については、財産運用収入を2万5,000円、寄附金1万円を、繰入金を4,000円減額計上したところです。歳出については、総務費を3万4,000円、予備費を5,000円減額補正いたしましたところです。

詳細については補正予算説明書をごらんください。よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（今井吉男君）

これから総括的質疑を行います。

第1表、歳入歳出予算補正、1ページ。

○5番（森山 進君）

総括でちょっとお尋ねいたします。

神川基金ですか、があるかと思えますけれども、今はこの貸し付けはなされてないと思えますけれども、時期的にこの神川基金について将来的にこの奨学資金に入れて多くの子供たちに利用させるような考えを持っているのか、それともあの基金についてはまだ入ってきている部分があると思えますけれども、そのままずっと置いておくものか、その辺、将来的に考え方があればと思えますけれども。

○町長（平安正盛君）

行政報告でも申し上げたわけですが、先週、加古川市にお邪魔して、そのことも含めていろいろ社長にもご相談して、今後どういった形で今私どもがいただいている貴重な財源をどういうふうに活用するかについても社長ともお話しして、引き続き現在の基金の形で運用していくという報告と、今、議員がおっしゃるようにいつまでも積み立てても何も効果もないものですので、今後いろんな活用を図りたいと。加えて、その際には、現、私どもが預かってというか、いただいております基金の活用に加えて、それを別途、社長にまたご配慮いただきたいということで、相談をしてきたところです。

その際にも、以前にも教育委員会でも話をしているところですが、今、全国的に貧困の、経済の格差というんですかあるのも事実です。それぞれの家庭の経済の格差が将来的に教育の格差までつながっていくと。表現は悪いんですけれども、金持

ちは金持ちでそれぞれに教育投資をしてどんどん高額の塾に行ったり、予備校に行ったりどんどんしてそれなりの、しかし経済的に貧困、厳しい状況のときには、その子供がよかってもやはり家庭の経済見ているとやっぱり親に相談しづらい。したがって結構学歴に持っていけない。というか一般的に貧困の連鎖という、最近よく言われる言葉で皆さんも耳にしていると思うんですが、その連鎖が親から子、子から孫にそういった状態をどこかで断ち切っていくと子供の教育は伸びないと、子供の育成には伸びないということで、今回の創生の中でも国も全く対応する、援助する奨学資金のために民間の資金を集めていると思いますので、これは鹿児島県の知事と先般話したときもその話をしたと思うんですが、私どもも現在、教育なり、いずれできたらもう今年度、来年度の募集する分から何らかの形で減額を、減免してあげると。

さらに今の時期、創生の関係で地元に戻ってくる子供に対しては、それ例えば年数にもいろいろあるでしょうし、免除してから島外に出ても困りますんで、そこらの今ちょっとどのような形ですか検討をしていると思いますが、基本的にはやっぱりここで育ててこの親が教育投資をして出ているわけですので、地元に戻ってくる皆さんについては減免をしたいという。教育長にもその相談をして、まだ具体的に制度化、まだどのような形ですかまだ決まってないですけども、これにもう早い段階にそのことをして、減免をして、今言うふるさと創生の地方に引き戻す手だてもこの奨学資金にも必要になると。

そういった制度も必要になるかなということも含めて、神川先生にもそのことは、今後、この資金、今言う基金がありますので、今2,400万円、2,600万円余ないし、今、償還している子供がいますので、その償還の分については社長の厚意で全て町の歳入に入れていいですということ、今、年間30万円ぐらいか、32万円、ことしが33万円ぐらいですか償還がありますので、その分は全部基金造成に充てていますので、そういうこと。その分の今の基金の活用については、今議員がおっしゃるようないろいろな形でその都度、社長とも相談していきたいというふうに思っています。

○議長（今井吉男君）

よろしいですか。

○3番（名間武忠君）

一応、関連してですけども、最近の奨学生の皆さん、卒業したけれども職につけないと、あるいは職についたんだけどこれが非正規職員だというようなことで、奨学資金の返済に困っているというようなことがよく報じられて、本人として

は返せないで精神的にいろいろ苦痛を味わうとか、あるいは生活資金がないので生活難だとかいうようなことがよく報じられておって、気になっておったわけなんですけれども、後で出てくるんですけれども、この歳入の貸付金の収入を見ますと予算のとおり全額を入っているというようなことですので、知名町としては返済が滞っていると、特にことし卒業された皆さんについてははないというようなことこの理解でいいのかどうかです。

あと1点、大変、町長の話聞いて、何か先が明るいなという感じがしたんですけども、奨学資金を借りるけれども先ほどのような状況とあるいは病気等も含めてなかなか返済ができないというようなことになって、もちろん借りたものを返すというのは大前提ですけれども、いろんな都合で返せないことによって人生を大きく変えざるを得ないというようなことが生じているというのもまた報じられたりするわけなんです。そのようなことをよく見るにつけ、じゃ、知名町の状況はどうかかなと思うと、もちろん返すということになるわけですけども、先ほどの町長のお話ですと、減免等についてこれから極力やっていくというようなことなんですけれども、ただ一つ、お願いをしたいものは、資金には限度があるわけですので、ここ数年だけしかやれないという、すぐ資金が底をつくというようなことがあっては私はいけないと思います。これから教育は長く続くわけですので、永遠に続く教育に対して奨学資金をもちろん減免という大変すばらしいことではありますけれども、財政的な面もあろうし、そこら付近についてはぜひ持続性のある、今、減免措置をしていただきたいなということをお願いしたいと思います。

○議長（今井吉男君）

要望ですね。

○町長（平安正盛君）

何もその潰すために減免するわけじゃないんで、やっぱり資金繰りというのは資金計画を持って、しっかり持って、今議員が言うように継続的にやって、これもう金がなくなったから終わりますじゃ、それは何のためになんのということなんですけれども、これは本当にいつぞやいつでもこの担当に資金繰りのその減免した場合の資金繰りどうなるかということ、ただし、今の町の奨学資金基金では非常に厳しい状況です。

五、六年だったっけ、もちろん全部が全部減免を受けるわけじゃないので、全員が島に戻ってそれ減免対象になったらこれはもう大変な状況ですけども、少なくともそういうことは予想されてないと思っていますし、今の資金で、例えば3名程度減免したいのでシミュレーションしたら五、六年かなというふうに思っています

ので、しばらく足踏みしたんですけれども、今回のその神川奨学基金の活用並びに先ほど申し忘れてましたが、今回、そのことについても国・県の実施に当たっては、もし実施する場合については、その財源手当は国・県も何らかの形で地方創生の関係であるか、独立して今国が進めている民間の資金を活用して奨学資金の全国から集めようとして民間の資金を活用していますので、そこらの還元もあるだろうと。

このことを先般、知事と話したときに、県も今それをやるんで、そこらの手だてはやっぱり国・県がやっぱり市町村の何らかの手だてもしてあげないといけないだろうなという話も出て。逆に、この国の今回作業を進めている制度がそのようなことですし、創生資金の中で、創生交付金の中で対応もできるもんだと思っておりますので、そういう意味を含めて、今後、今、創生のやはり大きな目的である都市部から地方に人口の流れをつくるということにもまた大きくつながってくるんで、まず、それ、今、皆さんが心配されるようなことにはなっていないし、またあつてはいけないと思っています。

○議長（今井吉男君）

よろしいですね。

これで総括的質疑を終わり、次に事項別明細書による質疑を行います。

歳入、3 ページ。

歳出、4 ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで事項別明細書による質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

討論なしと認めます。

これから、承認第9号、専決処分について承認を求める件（平成26年度知名町奨学資金特別会計補正予算（第3号））を採決します。

お諮りします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第9号、専決処分について承認を求める件（平成26年度知名

町奨学資金特別会計補正予算（第3号）は承認することに決定しました。  
しばらくお待ちください。

△日程第10 承認第10号 平成26年度知名町国民宿舎特別会計  
補正予算（第1号）

○議長（今井吉男君）

日程第10、承認第10号、専決処分について承認を求める件（平成26年度知名町国民宿舎特別会計補正予算（第1号））を議題とします。

本件について説明を求めます。

○町長（平安正盛君）

ただいまご提案いたしました承認第10号は、専決処分事項の承認を求める案件であります。内容は平成26年度知名町国民宿舎特別会計補正予算（第1号）に関する案件であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ20万4,000円増額し、予算の歳入歳出を9,421万9,000円と決めました。

主な補正の内容は、歳入については、一般会計繰入金を1,000円減額、繰越金を20万7,000円増額し、預金利子を2,000円減額しました。

歳出については、管理費を3,000円減額し、予備費を20万7,000円増額計上しました。

詳細についてはお手元の予算説明書をごらんください。よろしくご審議の上、承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（今井吉男君）

これから総括的質疑を行います。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入、1ページ。

歳出、2ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで総括的質疑を終わり、次に事項別明細書による質疑を行います。

歳入、5ページ。

歳出、6ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで事項別明細書による質疑を終わります。  
これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

討論なしと認めます。

これから、承認第10号、専決処分について承認を求める件（平成26年度知名町国民宿舎特別会計補正予算（第1号））を採決します。

お諮りします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第10号、専決処分について承認を求める件（平成26年度知名町国民宿舎特別会計補正予算（第1号））は承認することに決定しました。

しばらく休憩します。

次の会議は午後2時20分から再開します。

休 憩 午後 1時55分

---

再 開 午後 2時20分

○議長（今井吉男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第11 承認第11号 平成26年度知名町下水道事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（今井吉男君）

日程第11、承認第11号、専決処分について承認を求める件（平成26年度知名町下水道事業特別会計補正予算（第3号））を議題とします。

本件について説明を求めます。

○町長（平安正盛君）

ただいまご提案いたしました承認第11号は、専決処分事項の承認を求める案件ですが、内容は平成26年度知名町下水道事業特別会計補正予算（第3号）に関する案件であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ659万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億3,923万7,000円と決めました。

主な補正の内容は、歳入については、加入金を50万円増額計上し、また、下水道使用料は決算見込みにより118万5,000円減額計上し、排水設備登録手数料が6,000円、滞納繰越金が8万9,000円それぞれ増額計上しました。一般会計の繰入金は600万円を減額計上しました。諸収入については、預金利子を1,000円増額し、雑入で1,000円、消費税還付金も1,000円それぞれ減額計上したところです。

歳出については、一般管理費及び知名センター維持管理費の人件費や需用費などを合わせて643万7,000円を減額計上しました。また、定期償還利子を13万1,000円、予備費を2万3,000円それぞれ減額計上しました。

詳細についてはお手元の予算説明書をごらんください。よろしくご審議の上、承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（今井吉男君）

これから総括的質疑を行います。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入、1ページ。  
2ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで総括的質疑を終わり、次に事項別明細書による質疑を行います。

歳入、5ページ。

6ページ。

歳出、7ページ。

8ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで事項別明細書による質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

討論なしと認めます。

これから、承認第11号、専決処分について承認を求める件（平成26年度知名町下水道事業特別会計補正予算（第3号））を採決します。

お諮りします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第11号、専決処分について承認を求める件（平成26年度知名町下水道事業特別会計補正予算（第3号））は承認することに決定しました。

△日程第12 承認第12号 平成26年度知名町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）

○議長（今井吉男君）

日程第12、承認第12号、専決処分について承認を求める件（平成26年度知名町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号））を議題とします。

本件について説明を求めます。

○町長（平安正盛君）

ただいまご提案いたしました承認第12号は、専決処分事項の承認を求める案件であります。内容は平成26年度知名町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）に関する案件であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ568万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億6,860万2,000円と決めました。

主な補正の内容として、歳入については、田皆、下平川地区の使用料、合わせて51万9,000円を減額計上し、住吉地区の使用料を49万7,000円増額計上しました。また、決算見込みにより、一般会計繰入金を575万円減額計上しました。

歳出については、農業集落排水総務費と3地区の浄化センター維持管理費の人件費や需用費を合わせて484万4,000円を減額計上しました。また、定期償還利子を41万5,000円、予備費を43万円それぞれ減額計上しました。

詳細についてはお手元の予算説明書をごらんください。よろしくご審議の上、承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（今井吉男君）

これから総括的質疑を行います。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入、1ページ。

歳出、2 ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで総括的質疑を終わり、次に事項別明細書による質疑を行います。

歳入、5 ページ。

歳出、6 ページ。

7 ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで事項別明細書による質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

討論なしと認めます。

これから、承認第12号、専決処分について承認を求める件（平成26年度知名町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号））を採決します。

お諮りします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第12号、専決処分について承認を求める件（平成26年度知名町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号））は承認することに決定しました。

△日程第13 承認第13号 平成26年度知名町合併処理浄化槽特別会計補正予算（第3号）

○議長（今井吉男君）

日程第13、承認第13号、専決処分について承認を求める件（平成26年度知名町合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第3号））を議題とします。

本件について説明を求めます。

○町長（平安正盛君）

ただいまご提案いたしました承認第13号は、専決処分事項の承認を求める案件

ですが、内容は平成26年度知名町合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第3号）に関する案件であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ450万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1,801万3,000円と決めました。

主な補正内容としては、歳入については、一般会計繰入金を歳出不用額に伴い420万円減額計上し、また、浄化槽整備事業費債は総事業費の減により過疎債を20万円、下水道債を30万円、それぞれ減額を計上しました。

歳出については、浄化槽維持管理費を人件費や需用費等の不用額を合わせて58万4,000円減額計上しました。また、予備費は340万7,000円減額計上したところです。

詳細についてはお手元の予算説明書をごらんください。よろしくご審議の上、承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（今井吉男君）

これから総括的質疑を行います。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入、1ページ。

歳出、2ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで総括的質疑を終わり、次に事項別明細書による質疑を行います。

歳入、5ページ。

歳出、6ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで事項別明細書による質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

討論なしと認めます。

これから、承認第13号、専決処分について承認を求める件（平成26年度知名町合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第3号））を採決します。

お諮りします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第13号、専決処分について承認を求める件（平成26年度知名町合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第3号）は承認することに決定しました。

△日程第14 承認第14号 平成26年度知名町土地改良事業換地  
清算特別会計補正予算（第2号）

○議長（今井吉男君）

日程第14、承認第14号、専決処分について承認を求める件（平成26年度知名町土地改良事業換地清算特別会計補正予算（第2号））を議題とします。

本件について説明を求めます。

○町長（平安正盛君）

ただいまご提案いたしました承認第14号は、専決処分事項の承認を求める案件ではありますが、内容は平成26年度知名町土地改良事業換地清算特別会計補正予算（第2号）に関する案件であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,235万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1,097万8,000円と決めました。

主な補正の内容では、歳入では、換地清算金徴収実績から換地清算費を1,235万2,000円減額計上し、歳出では、過年度地区清算費を217万7,000円減額計上し、知名東部地区第2換地区の清算費を1,017万5,000円減額計上しました。

詳細についてはお手元の予算説明書をごらんください。よろしくご審議の上、承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（今井吉男君）

これから総括的質疑を行います。

第1表、歳入歳出予算補正、1ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで総括的質疑を終わり、次に事項別明細書による質疑を行います。

歳入歳出、3ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで事項別明細書による質疑を終わります。

○3番（名間武忠君）

3ページの歳入の件で、清算金が大幅な減だということで大変入っていないなどという感じがするわけなんですけれども、いつかは清算、自分もしなきゃならないと思うわけなんですけれども、何パーセントぐらいで換地処分をされるのか、いつごろ見通しを立てておられるのか、その2点についてお伺いします。

〔「議長、ちょっと休憩」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

しばらく休憩します。

休 憩 午後 2時34分

---

再 開 午後 2時43分

○議長（今井吉男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

討論なしと認めます。

これから、承認第14号、専決処分について承認を求める件（平成26年度知名町土地改良事業換地清算特別会計補正予算（第2号））を採決します。

お諮りします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第14号、専決処分について承認を求める件（平成26年度知名町土地改良事業換地清算特別会計補正予算（第2号））は承認することに決定しました。

○議長（今井吉男君）

しばらく休憩します。

休 憩 午後 2時44分

---

再 開 午後 2時45分

○議長（今井吉男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

あす18日は午前10時から会議を開きます。

お疲れさまでした。

散 会 午後 2時46分

平成 27 年 第 2 回知名町議会定例会

第 3 日

平成 27 年 6 月 18 日

平成27年第2回知名町議会定例会議事日程  
平成27年6月18日（木曜日）午前10時00分開議

1. 議事日程（第3号）

○開議の宣告

○日程第 1 議案第40号 知名町職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例について

○日程第 2 議案第41号 知名辺地総合整備計画の変更について

○日程第 3 議案第42号 知名町手数料条例の一部を改正する条例について

○日程第 4 議案第43号 知名町介護保険条例の一部を改正する条例について

○日程第 5 議案第44号 平成27年度知名町一般会計補正予算（第1号）

○日程第 6 議案第45号 平成27年度知名町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○日程第 7 議案第46号 平成27年度知名町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

○日程第 8 陳情第 2号 浄化槽改変新設工事に対するご支援について（陳情）

○日程第 9 陳情第 5号 TPP（環太平洋連携協定）交渉に関する陳情

○日程第10 発議第 2号 知名町議会会議規則の一部を改正する規則について

○日程第11 発議第 3号 議員派遣の件について

○日程第12 発議第 4号 TPP交渉に関する意見書

○日程第13 発議第 5号 森・里・川・海環境税（仮称）の創設に関する決議

○日程第14 決定第 3号 閉会中の継続審査の件について

○日程第15 決定第 4号 閉会中の継続調査の件について

○閉会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員（12名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	田中 富行 君	2番	今井 宏毅 君
3番	名間 武忠 君	5番	森山 進 君
6番	山崎 賢治 君	7番	平 秀徳 君
8番	松元 道芳 君	9番	東 善一郎 君
10番	西田 治利 君	11番	奥山 直武 君
12番	福井 源乃介 君	13番	今井 吉男 君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 迫田昭三 君 議会事務局次長 東 公仁 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町 長	平安 正盛 君	会計管理者兼会計課長	安田 輝秋 君
副町長	宗岡 与名彦 君	税務課長	山崎 實 君
教育長	豊島 実文 君	町民課長	榊 憲次 君
総務課長	栄 信一郎 君	保健福祉課長	安田 廣一郎 君
総務課長補佐	村山 裕一郎 君	老人ホーム園長	新納 哲仁 君
企画振興課長	榮 照和 君	水道課長	伊藤 末隆 君
農林課長	安田 末広 君	水道課参事	山田 悟 君
農業委員会事務局長	川野 兼一 君	教育委員会事務局長兼学校教育課長	瀬島 徳幸 君
建設課長	高風 勝一郎 君	学校教育課参事	平山 盛文 君
耕地課長	窪田 政英 君	教育委員会事務局次長兼生涯学習課長兼中央公民館長兼図書館長	大郷 一雄 君
耕地課参事	山下 清則 君	給食センター所長	徳岡 秀郷 君

△開 会 午前 10 時 00 分

○議長（今井吉男君）

議場におられる皆さん、ご起立ください。  
おはようございます。お座りください。  
これから本日の会議を開きます。

△日程第 1 議案第 40 号 知名町職員の再任用に関する条例の一部  
を改正する条例について

○議長（今井吉男君）

日程第 1、議案第 40 号、知名町職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。  
本案について説明を求めます。

○町長（平安正盛君）

おはようございます。  
それでは、ただいまご提案いたしました議案第 40 号は、知名町職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例についての案件であります。

この議案は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行により、共済年金が厚生年金に統一されることに伴い、特定警察職員等の定義を定める地方公務員等共済組合法、附則第 18 条の 2 第 1 項第 1 号の規定が削除され、同様の内容が厚生年金保険法附則第 7 条の 3 第 1 項第 4 号に新たに規定されるため、所要の改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（今井吉男君）

これから本案に対する総括的質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで総括的質疑を終わり、次に、改正事項による質疑を行います。  
1 ページ、附則まで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで改正事項による質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

討論なしと認めます。

これから、議案第40号、知名町職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第40号、知名町職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

#### △日程第2 議案第41号 知名辺地総合整備計画の変更について

○議長（今井吉男君）

日程第2、議案第41号、知名辺地総合整備計画の変更についてを議題とします。本案について説明を求めます。

○町長（平安正盛君）

ただいまご提案いたしました議案第41号は、知名辺地総合整備計画の変更についての案件でございます。

本議案は、知名辺地に係る総合整備計画書第3項公共的施設整備計画の表中、道路、電気通信施設、消防施設、観光・レクリエーション施設、公民館施設の事業費・財源内訳の変更に伴い、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置法等に関する法律第3条第8項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

なお、今回の変更にあたっては、県と協議を終え、5月29日付で県から異議がない旨の回答をいただいておりますので申し添えておきます。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（今井吉男君）

これから総括的質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで総括的質疑を終わり、次に、ページごとによる質疑を行います。

1 ページ。

2 ページ。

○10番（西田治利君）

今回の変更については、人口の変更と、それから括弧内の数字の変更のみぐらいのようでありますけれども、この中に公民館施設というのが入っておりますけれども、これが計画としては23年から27年度までの5年間とあるようですけれども、その公民館施設の補修等については大きな補修から細々の補修までであろうかと思うんですけれども、どこまでの許容範囲なのか。例えば雨戸が欲しい、網戸が欲しいとか、それから室内のタイルが剥がれているとか、あるいは雨漏れがあるとか、いろいろ区長の要望によってはあると思うんですけれども、そこらのちょっと説明をお願いします。

○総務課長（栄 信一郎君）

辺地総合整備計画の公民館等につきましては、国の交付金事業をいただいて26年度の繰り越し事業で本年度実施する予定で、今、大島支庁、県等と調整をしております。非常に補助要綱等について、私どもの考えとまた県の考えが若干違うところ等があって調整をしております。雨戸の設置とかスロープの設置とかいろいろ検討してございますので、今年度実施しますのは、去年から繰り越した箇所について行う予定にしております。

○10番（西田治利君）

もうその場所によっては既に着工されているところもあるということですか、公民館の。

○総務課長（栄 信一郎君）

これから詳細は設計を上げますが、着工はまだいたしておりません。きのうもお答えしましたように、自家用の非常用の発電機については、いろいろ整備して使用については検討しておりますので、早々に発注等ができるものと思っております。

○10番（西田治利君）

場所によっては、もう台風時期も近づいてきておりますし、緊急を要するところを優先的に進めさせていただきたいというふうに要望をお願いします。

○議長（今井吉男君）

要望ですね。

○10番（西田治利君）

はい。

○3番（名間武忠君）

今の関連ですけれども、各字の公民館設置については、町が設置し、維持管理を含めたものについては各字に託されているというような状況で、ことしから田皆の公民館整備が始まっていることですけれども、ことしにしますと、あと20カ所について同じようなことがあると思うわけなんです。維持管理について、先ほどの説明ではまだ答弁が出ていないと思いますけれども、維持管理については字が基本だというようなことでこれまでであったような感じをするわけなんですけれども、この維持管理についても町がやる意思があるのかどうか。あるいは維持管理で軽度なものについては、じゃ、委託をされているから字がするのか。それ以外に大きな金額の必要な維持補修については、町がやる考えがあるのかお聞きしたいと思います。

○総務課長（栄 信一郎君）

今回、整備を行うのは防災の検地、先ほどもお話がありましたように、台風等の避難等も含めまして防災の見地からいって、軽微な維持補修については各字で対応していただきたいと考えております。

○3番（名間武忠君）

今のお話ですと、軽微な維持補修等については全て字ですと、そして経費の多額な費用を要するものについては字と町で協議をするというような理解でよろしいわけですか。

○総務課長（栄 信一郎君）

今回行いますのは、防災というような観点からも行いますが、今後については各集会施設についての維持管理等についても、字と町と協議をしながら、どこまで町が、どこまで各集落がというようなこと等は話し合っって整備を行っていきたいと思います。

○9番（東 善一郎君）

その件について少しつけ加えさせていただきます。

発電機をもらうのはいいんですけれども音がしますよね。屋内には置くわけにいかないような気がします。そして、外に置くと、今度は台風や雨でやられて長もちしません。それで私どもの知名字で今設計させているのは、外に小屋をつくってやろうと、設計を上げたら100万円近くかかるんですよね。そこまでやると、もう各字だけに任せておくのはどうかとも思われますけれども、いずれにしても、この公民館や集会所のそばに置かなければ意味がないので、その辺をどのように今の話とかけてどうつなぐかということを考えなければいけないと思いますが、どうで

しょうか。

○総務課長（栄 信一郎君）

容量につきましては、各避難施設、公民、各集落の集会施設になりますが、私ども非常用発電の容量については、以前からお話ししておりますように、冷蔵庫、それから携帯の充電器等、非常時に必要な電力といいたいでしょうか、電気が供給できるコンパクトな発電機とっておりますので、小屋をつくって小屋に納めるぐらいの大きいものじゃなくて、コンパクトで持ち運びもできるような容量の発電機を考えておりますので、大きな発電機ではございませんので、少し集会施設のどこか軒下等に置けば、延長コードで引っ張ってくれば、十分に先ほど申しました冷蔵庫、少々の扇風機と、全室の照明灯になりますと非常に容量が必要となりますので一室ぐらいの皆さんが集まる避難する部屋の照明灯の容量で考えておりますので、機械的にはそのように大きいものでございませぬので、施設のどこか雨が防げて風が防げて、そういうところから延長コードで可能になろうかと思います。

○9番（東 善一郎君）

ちなみに、21字集落のその発電機の容量というのは、各部落で違うということですか。

○総務課長（栄 信一郎君）

区長会等でお話をしましたら、全集落、同じ容量で構わないというような区長の皆様のご意見でありましたので、全21集落、同じ容量の非常用発電機を整備することといたしております。

○9番（東 善一郎君）

今のお話聞きますと、そのぐらいの容量のものであれば、総務課長おっしゃるそのコンパクトなもので、そう大して音の邪魔にはならないと、外に改めて部屋をつくるほどのものではないと、こういう判断でよろしいでしょうか。

○総務課長（栄 信一郎君）

そのようにコンパクトな非常用発電機と考えております。

○議長（今井吉男君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

討論なしと認めます。

これから、議案第41号、知名辺地総合整備計画の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第41号、知名辺地総合整備計画の変更については、原案のとおり可決されました。

### △日程第3 議案第42号 知名町手数料条例の一部を改正する条例 について

○議長（今井吉男君）

日程第3、議案第42号、知名町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について説明を求めます。

○町長（平安正盛君）

ただいまご提案いたしました議案第42号は、知名町手数料条例の一部を改正する条例についての案件であります。

改正介護保険法第78条の2により、地域密着型サービスについては、市町村が指定事務などを行うこととなっています。また、平成18年4月の介護保険法の改正で新たに指定更新制が導入され、指定事務が拡大・複雑化したところであります。介護サービス事業者の指定については、これまで手数料を徴収せずに事務を行ってきましたが、受益者負担の見地から、指定事務に係る手数料を徴収するため、所要の改正をしたものであります。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（今井吉男君）

これから本案に対する総括的質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで総括的質疑を終わり、次に、改正事項による質疑を行います。

1ページ、附則まで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで改正事項による質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

討論なしと認めます。

これから、議案第42号、知名町手数料条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第42号、知名町手数料条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

△日程第4 議案第43号 知名町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（今井吉男君）

日程第4、議案第43号、知名町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について説明を求めます。

○町長（平安正盛君）

ただいまご提案いたしました議案第43号は、知名町介護保険条例の一部を改正する条例についての案件であります。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による介護保険法の改正により、平成27年4月1日から消費税率引き上げによる公費を投入し、低所得者の保険料軽減を行う仕組みが設けられ、具体的な対応策として第1号被保険者の第1段階について、保険料基準額に対する割合を0.5から0.45に軽減することとなりました。これに伴い、平成27年度から29年度までの第6期の期間中の第1段階の保険料を改めるものであります。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（今井吉男君）

これから本案に対する総括的質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで総括的質疑を終わり、次に、改正事項による質疑を行います。

1 ページ、附則まで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで改正事項による質疑を終わります。

これから討論を行います。

○10番（西田治利君）

介護保険の低所得者の軽減強化を行うためだというふうにあって第1段階ということですが、これは恐らく非課税家庭だろうと思いますが、町内では一体どのくらいの対象者になるのか、世帯が。ちょっと教えてください。

○保健福祉課長（安田廣一郎君）

第1段階は727人です。

○10番（西田治利君）

世帯。

○保健福祉課長（安田廣一郎君）

人数ですので人です。

○10番（西田治利君）

もう一つ。このことについては補正でも260万円余り組まれているようですが、こういった人たちが滞納者の中に入っているという可能性もあるんですかね。

○保健福祉課長（安田廣一郎君）

はっきり人数は申し上げられませんが、滞納者の中にもいると考えております。

○議長（今井吉男君）

よろしいですか。

○10番（西田治利君）

はい。

○議長（今井吉男君）

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

討論なしと認めます。

これから、議案第43号、知名町介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第43号、知名町介護保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

#### △日程第5 議案第44号 平成27年度知名町一般会計補正予算 (第1号)

○議長（今井吉男君）

日程第5、議案第44号、平成27年度知名町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について説明を求めます。

○町長（平安正盛君）

ただいまご提案いたしました議案第44号は、平成27年度知名町一般会計補正予算（第1号）に関する案件であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億3,988万6,000円増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ53億5,161万4,000円と決めました。

主な補正内容では、歳入では使用料及び手数料、繰入金を増額計上し、事業費の調整等により国庫支出金、町債を減額計上しました。歳出では、総務費における財産管理費、農林水産業における中心経営体施設整備事業費を新規計上し、敷地造成のため民生費の知名認定こども園園舎新築事業費を増額計上し、事業費の調整により教育費の田皆中学校屋内運動場新增改築事業費を減額計上しました。債務負担行為は、田皆中学校屋内運動場新增改築事業を追加しました。地方債については、事業費の増減に合わせ、町債額を調整してあります。

詳細については、お手元の予算説明書をごらんください。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（今井吉男君）

これから総括的質疑を行います。

○7番（平 秀徳君）

消防関係でお尋ねいたします。上平川の竿進さん宅近くの防火水槽の近くに沈砂地が沈下したところがございます。その沈下したところは以前にも沈下し、補修をいたしておりますけれども、現在また沈下しております。そういった件に対して、消防団員からの要望はなかったものかお尋ねいたします。

○町長（平安正盛君）

今のご質問の件については、後ほど担当からご答弁します。

先ほどの予算議案説明書でちょっと訂正をさせていただきたいと思います。今回の補正の歳入歳出それぞれ1億3,988万6,000円増額ということを申し上げましたが、議案としては減額でありますので、訂正しておわびを申し上げます。

○総務課長（栄 信一郎君）

各消防の分団長からは、定期的に消火栓等の維持管理確認等については報告がございます。今、平議員からありました上平川の箇所については、今お聞きしたところでありますので、早速、現場を確認して対応いたしたいと思います。

○7番（平 秀徳君）

今回で2回目ですので、このようなことが二度とないように、ちゃんとした補修のほうも徹底して行うことを要請いたします。

○12番（福井源乃介君）

J Tの取引所の跡地建物については、不動産鑑定士を挟みながら適正価格であればということをごございました。今回計上されておりますが、その適正という根拠、そして今後の使用についての考えがあれば、お尋ねしたいと思います。

○総務課長（栄 信一郎君）

今回補正に計上してあります額については、J T不動産が鑑定士を入れて鑑定した価格となっております。価格については周辺の土地の価格より若干、土地については安くなっております。それから建物についても、こちらのほうの償却の計算とJ Tさんの償却の数値を検討しまして、私どもの計算した建物の償却の数値となっておりますので、計上させていただいております。

○12番（福井源乃介君）

使用方法、今後の。

○総務課長（栄 信一郎君）

運用方法につきましては、建設課の重機等が雨ざらし状態といましようか車庫がないというのと、税務課から差し押さえ物件の保管庫について検討してくれとい

うのと、生涯学習課からテント等の格納ができないというようなことと、いろいろ出ておりますので、今後については、先ほど申しました建設重機、それから差し押さえ物件等々について各課とまた検討しながら、ほかにも保管をしてほしいというような物品等があるかと思っておりますので、検討を重ねて有効に使っていきたいと思っております。

○12番（福井源乃介君）

非常に公用車の車庫的な部分、それから災害救援物資等々、あるいはそういった差し押さえ物資等の倉庫的な役割ということで、ぜひとも公用車等々、それからこれはバス議会で提案をしているんですが、やはりバスも雨ざらしということで、そういったまた事務所を移転して車庫的なものできないかという提案もしているところですが、その辺の使い道として検討する余地があるのではないのかなと思っておりますが、その辺どうでしょうか。

○総務課長（栄 信一郎君）

沖永良部バス企業団のバスについては大型のバスが多い関係で、うちの建設課の重機等を入れた場合に、うちの重機の出入りといいたいまいしょうか、使用頻度が高いものですから、バスが入ってまたうちの重機が出し入れが行うことができないとかいろいろありますでしょうし、またバスの高さが向こうの入り口の高さと合うのかどうか等々ございしますが、できればうちの重機等を優先して使用したいと思っております。

○12番（福井源乃介君）

有効に利用していただくように要請をして終わります。

○議長（今井吉男君）

ほかに総括。

○5番（森山 進君）

公衆トイレについてちょっとお尋ねいたします。メントマリ公園とか、ちょうど農協の横のほうにある町の公衆トイレがありますよね。そしてウジジ浜にあり、余多の公園、上平川、いろんなところにこの公衆トイレがあるわけですけれども、町のほうでこれを維持されているトイレと、このトイレをつくった時点で各つくった場所、集落、そこのほうでお願いして維持されているトイレというのは、実際どこまでが町のほうで維持管理されたトイレが、どの部分までが町が現在管理をしているトイレか、ちょっとお尋ねいたします。

○企画振興課長（栄 照和君）

トイレに関しましては、企画振興課のほうで管理しております。基本的にトイレ

を管理しているのは、農協の横のトイレですね。それからメントマリ公園のトイレ、マリンパークのトイレ、そして屋子母海岸のトイレ、田皆岬のトイレ、沖泊のトイレでございます。芦清良のトイレに関しましては、今月から企画振興課のほうで掃除をいたしております。住吉に関しましては、字のほうと締結いたしまして、住吉字をお願いしてあります。

#### ○5番（森山 進君）

このトイレですけれども、課長も副町長も先般の観光協会ですか、総会に出たところ、ある人が芦清良のトイレが汚い、またトイレトーパーも置いていないということで、実際はこれは町がするものかということで何か話がありましたよね。やっぱりそういうのを考えたら、実際、これからは町のほうで芦清良についてもやるということですか。実質的にはほとんど、今までつくった住吉にしろどこにしろ、この地域で管理はしますよということでトイレをつくったんじゃないかなと思うわけですけれども、その辺どうですか。

#### ○企画振興課長（榮 照和君）

当初の話では、芦清良に関してもそのような話を伺っていたんですけれども、先般、区長さんとお話ししましていろいろ確認しましたところ、とにかく芦清良字ではやらないと、はっきりしないということを言われました。私たち役場といたしましても、はっきりもうしないというのを、やれとかお願いしますとか言えなくて、しかも今、議員おっしゃるように、観光協会の総会で芦清良のトイレが汚いということで副町長以下、私たちすぐ見まして、そしたら確かに掃除がされていない汚さだったんです。一部トイレには、もういたずらかしれませんけれども、ちょっと大便のほうをいろんなところでしてあったりするんですけれども、あそこに関してはそういういたずらはなくて、掃除をされていない汚さだったんですね、クモの巣があったりとか。早速、芦清良の区長さんと協議して、もう芦清良ができないということだったので、もうわかりましたということで覚書も何も交わしていない、締結契約していなかったのもう企画振興課のほうで今後管理していく予定です。

#### ○町長（平安正盛君）

今のような状態になりますので、一時、やはりどこの地区においても欲しいのはやまやまですので、じゃ、やりますよということで町もやってきたんですけれども、やっぱり結果的にこのような状態になるので、当初の気持ちとその後の管理とで字の代表が変わっていくわけですので、そこの注意をしないといかん。今後については、もうあくまでもやはり地区でやっていくのだというような、私どもは私どもとしてのやっぱり立場を強調して理解していただかないと、いやもう変わったからと

というような形で今のような状態になったら大変、今後の施設の整備等についても一緒ですし、今後もないとは限りませんので、やっぱりしっかりした形を私どもはやっていきたいと。

今、課長が答弁したように、ちゃんと契約を交わし等々の何らかの縛りがある状態のための施設はやっていきたいというように思います。

○5番（森山 進君）

実際、町長がおっしゃるとおりですよ。やっぱりこれからも各地区、必要な場所が出てくるわけですよ。そういうところはやっぱりいいように契約書も結んでしっかりしないと、先ほど言うようにトップが変われば聞いてもらえん、覚えもないで終わりで、後は町任せといったら結局大変になってきますので、またある地区は鍵が閉まって使えないということもありますので、この辺はやっぱりこの地区の人と話をして契約書までは結ぶべきかなと思っています。そういうふうに頑張ってください。

○8番（松元道芳君）

関連で。トイレというのは多額の建設費でできていますよね。個人的には、私はもう、その字が管理すべきだと思っています。ところが、こういう問題が出てきますので、これは建設前にやはり契約書を交わす必要があるんじゃないかと思っています。つくる前とできた後、かなり意見が違うようですので、ぜひとも今後はそういうことのないように、ちゃんと契約書を交わして行ったほうがいいと思います。

隣町に聞いてみたら、以前は字でやっていたそうですが、なかなかこういう問題がありまして、全施設を町が一括でやるということではありますけれども、やはり多額の建設費を使っていますので、字の方はそれを恩恵を受けていますので、ぜひ字できれいなトイレにしていきたいと思います。

○議長（今井吉男君）

要請ですね。

○8番（松元道芳君）

はい。

もう一つ、先ほどJTの跡地ですけども、車庫とかいろいろ使用するようですが、私ども今、夏祭りに使っておりますだしがあります。これ格納するところがなくて大変困っております。以前は町体育館の下に置かせていただきましたけれども、台風に遭ってさんざんな目に遭って、修理代が200万円かかりました。今、青年部が一生懸命ですけども本当に格納するところがなくて困っていますので、ぜひとも夏祭りのだしも格納できるようにお願いしたいと思います。

○議長（今井吉男君）

それは要請でよろしいですか。

○8番（松元道芳君）

はい。

○議長（今井吉男君）

進めます。

第1表歳入歳出予算補正、歳入、1ページ。

歳出、2ページ。

3ページ。

第2表債務負担行為補正、4ページ。

第3表地方債補正、5ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで総括的質疑を終わり、次に、事項別明細書による質疑を行います。

歳入、8ページから。

9ページ。

○10番（西田治利君）

雑入でコミュニティー助成事業助成金というのがありますけれども、これは多分、宝くじの徳時集落への助成が入ったものだと思いますけれども、確認ですけれども、この徳時集落の申請は何だったんでしょうか。議会に対しても、以前に多分トイレじゃなかったかなと思うんですけれども、要請が上がってきていたことがあるものですか一応確認ですけれども、これは何の要請ですかね。

○企画振興課長（榮 照和君）

徳時字のコミュニティー助成事業の申請の内容なんですけれども、簡易トイレとか、グラウンドゴルフクラブとか、そして3馬力のエアコン等です。

○議長（今井吉男君）

10ページ。

歳出、11ページから。

12ページ。

○2番（今井宏毅君）

11ページ目20ですか、田皆コミュニティーセンター建設工事のところのこちらの内訳をちょっと教えてください、公民館の補正の。

○総務課長（榮 信一郎君）

内訳と申しますと、財源的な内訳なのか、工事の関係なのかですが、今回この財源のほうでは地方債を充てるということで、一般財源のほうを減にさせていただきます。それから、工事の内容については、旧田皆保育所の解体工事が94万8,000円とコミュニティーセンター自体の建設工事の単価の見直し等がありましたので、その分について増額補正をさせていただきます。解体工事については取りかかっておりますので、近日中に完成の運びとなって、その後に本体の入札等をして、3月の中旬をめどに建設の整備を終えたいと考えております。

○2番（今井宏毅君）

わかりました。

○議長（今井吉男君）

よろしいですか。

12ページ。

○10番（西田治利君）

町民課長、知名認定こども園の園舎新築工事事業費で補正が7,400万円余り組まれておりますけれども、総額は2億5,000万円ちょっとですけれども、これ敷地造成地としての予算が7,400万円で済むのかどうか。

○町民課長（榎 憲次君）

昨年度、26年度にも予算を組んであるわけですが、それは5,300万円ほどですが、当初はその敷地等につきまして、もっと規模を小さく当初予定しておったわけですが、道路新設、それから擁壁等の整備、それから敷地、それらを全て実施設計を上げましたら、単価等の見直し等もありまして大幅な増額となりました。最終的には、敷地造成で1億2,825万8,000円、これだけが見込まれております。

そして、26年度が5,332万円、27年度が7,193万8,000円で現在予定しております、一昨日、町長のほうからもありましたけれども、現在、農振等の手続がまだ続いておまして、開発行為につきましては既に協議が終わっております、この農振等の待ちということになっております。現在のところ年内に発注できるように関係課と調整をしております、造成工事につきましても一部、27年度予算についてですけれども、繰り越しをしなければならないなと思っております。

それから、建築につきましても27年度に予算計上してあるわけですが、これにつきましては造成工事等の関係もありまして、現在のところは繰り越しして28年度に本体工事に入りたいと思っております。

○議長（今井吉男君）

よろしいですか。

○10番（西田治利君）

はい。

○議長（今井吉男君）

進めます。

13ページ。

○9番（東 善一郎君）

農林水産業費の林業振興費80万6,000円、どの辺までの修理なのかを説明してください。

○農林課長（安田末広君）

現在、大山の野営場のそばに顕彰碑がございますけれども、その顕彰碑の碑文のわかりづらいというような意見がございますして、そこを前に出しまして、その文章の説明、それから階段等の補修を計画いたしております。

○9番（東 善一郎君）

今おっしゃるのは、3つの顕彰碑の中の真ん中の大山の山史、関周明の歴史、これを補修と前に置くというのは、この3つのものを置くんですか、その真ん中の分だけを前に出して説明文をつくるということですか。

○農林課長（安田末広君）

結論から申し上げますと、真ん中の分だけでございます。その石自体に読みづらくてそのものは読めませんが、それ自体が歴史じゃないかというようなご意見もありますので、その文章については、ここを前に出してご説明をしますというような状況です。

○9番（東 善一郎君）

私もそう思います。石が何遍も運ばれたので、ああして欠けたというこの歴史はそれでいいと思うんですね。しかし、あの石が何であるかということをやっぱり説明書きが必要だと思います。

それで、町長、副町長、教育長に進言といいますか、これは予算審議の場所ですから似つかわしくはないと思いますけれども、気持ちを訴えておきます。あの場所が大山の歴史の中心なんです。和泊から大山を分けてもらって、あの大山というのは知名町のものですよという歴史をあそこに刻んであるんです。それは知名町の町史にきちっと書いてありますので、それを読めば皆さんおわかりだと思いますけれども、あの場所と今の大山神社、これをリンクさせたのが大山の歴史なんですね。

隣の町の言うことを言うと嫌らしく聞こえますけれども、西郷隆盛が伊延におりてきて、それから西郷神社に行って西郷神社をつくって、今、歴史をつくらせてありますよね。それで塾居地をつくって、そして西郷館をつくってという、これで集中しているんですよ、町民の気持ちを。

知名町はやはり大山の歴史にこれに集中させるべきだと自分は思っております。そうするからには、よし、子供たちにもあの場所はこの場所なんだとわかりやすく説明したり、遠足で連れて行ったり、こういう場所にしていただきたいと思えますし、そしてあの歴史を、関周明から後のあの3つの歴史と、それから大山の神社とのリンク、これをきちっとしたものに持っていかないと知名町の魂は入らないような気がします。少なくとも旧暦の5月16日、7月1日が今度、大山祭だと思えますけれども、それまでにはこの会場の皆様、全部あそこに行くわけですから、ひとつ町史でも読んで、本当に大山の歴史というものを皆さんが心に思ってあの場所にきちっとした知名町の魂というものを入れ込むべきだと、こう思いますので、予算審議でのときに似つかわしくありませんけれども、提言しておきます。

○8番（松元道芳君）

田皆字の方から、ごみステーションがないということで相談を受けましたけれども、田皆字のほうからごみステーション、20基ほど依頼がきていると思いますが、その辺はどうでしょうか。

○保健福祉課長（安田廣一郎君）

私のところには、まだ要望が届いておりません。

○8番（松元道芳君）

ぜひとも配慮していただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

○議長（今井吉男君）

進めます。

○12番（福井源乃介君）

梅雨に入ったんですが、非常に雨量が少ない状態が続いております。雨も台風6号でまとまった雨、それからあと2回程度、70ミリ程度の雨が2回降ったような記憶しかないんですよ。ですから、例年、干ばつ対策の動きを梅雨明けを待ってという形になるかと思いますが、でもやはり町民や農家の意識啓発のためにも早目に立ち上げて、散水への取り組みを図るべきじゃないかなと思えます。

それから、農業振興費の中で機器の更新ということで、新たにこれは入れるということですかね。台数をふやすということでしょうか。2点。

○農林課長（安田末広君）

干ばつ対策につきましては、本当は梅雨が明けているんじゃないかというようなお言葉をいただいて、いつ梅雨明け宣言が出るか我々もじくじくしているようなところでございます。ただ、気象庁のところで発表がありませんので、今行っておりませんが、そういったご意見も踏まえながら、また今後進めてまいりたいと思います。

それから散水機の台数につきましては、ふえてはおりません。既存のやつが使えなくなりましたので、そこに新たに導入しているということで、合計で4台となります。

○12番（福井源乃介君）

散水機の管理については、雨ざらしすることなく保管がされていると思います。どの辺の更新になるんですか。

○農林課長（安田末広君）

平成17年に導入、約10年たっておりますので、ポンプのエンジン部分が修復不可能ということでしたので、エンジン部分の取りかえというふうになっております。

○12番（福井源乃介君）

これはエンジン1基ですか。

○農林課長（安田末広君）

エンジン1基です、そうです。

○10番（西田治利君）

12ページに戻っていただきたいんですけども、保健福祉課長、先ほどありましたように、介護保険特別会計の繰出金が260万円余り出してありますけれども、いわゆるこれが低所得者、高齢者への保険金軽減強化のためとあります。毎回、議会ごとに、滞納の収納状況というのをもらっているんですけども、これによれば介護保険料がたびごとにふえ続けていると、未収額が。ちなみに、昨年と同じ時期の6月を調べてみたら、384万4,000円余り滞納額なんですけれども、今回は既に523万3,000円となっています。そういうようにふえ続けている状況でありますけれども、これの対応としてはどのようになされますか。

○保健福祉課長（安田廣一郎君）

保険料の徴収方法に、特別徴収、年金から引くという方法と、納付書を発行して納めていただくという方法がございますが、年金からの天引きについてはほぼ100%徴収できるのですが、年金から引くことができないような所得の低い方々からの普通徴収が、やはり97%程度ということで予算を見積もっておりますので、

その3%を回収しなければ、なかなか滞納金は減らないと思います。これについては、滞納本人への通知、それから督促を行って、できるだけ回収していきたいと考えております。

○議長（今井吉男君）

よろしいですか。進めます。

14ページ。

○7番（平 秀徳君）

土木費について、建設課長、はちまき線、東部循環線、上平川大山線から芦清良の上あたりまではちまき線は、国営事業と並行して全面舗装がなされています。そしてまた、黒貫の上あたりの牛小屋、その近辺の水たまりも補修されました。その補修箇所から知名大山線、それに向けての区間、かなりでこぼこが出ております。そういったところは巡回的にパトロールし点検されているのか。今回またこういった補修の計画はあるのか。

それと、もう1点は、各集落から町道であって生活道路である区間がございます。そういったところの舗装はできないものか。この2点についてお尋ねいたします。

○建設課長（高風勝一郎君）

1点目のはちまき線に関しての件でございますけれども、定期的には点検をいたしております。補修についても、でこぼこ等発生した場合、もちろん補修をしておりますが、今後の計画につきましては、すみません、ちょっと勉強不足で、また今後の計画も見据えて検討してまいりたいと思っております。

2つ目の各字からの町道から生活道路にかけての整備に関して、これももちろん町道に関しては我々の管理の中でございますけれども、ちょっと生活道路に関しては、こちらのほうもちょっと勉強不足で、検討させていただきたいと思えます。また、後ほど返事ができましたら返事をいたしたいと思えます。すみません。

○7番（平 秀徳君）

このはちまき線においては、やはり年に何回か補修しないと、要望するたびにでこぼこが出ているんですね。定期的な補修が必要だと思っておりますので、ぜひ年にせめて3回ぐらいは補修のほうを要望いたします。

それと次に、町道であって生活道路である箇所がかなりありますよね。各集落からアスファルト舗装、あるいはまたコンクリート舗装の要望が出ていると思えます。そういった箇所においては、今現在、農地水環境保全対策補助センター、このセンターの中で今回から名称が変わりまして多面的機能支払い交付金、その交付金によって町道あたりの整備ができないものかに町の負担もかなり出ていますよね。そう

いった多面的機能支払い交付金の中での町道の補修、舗装ができないものか、いかなものでしょうか。

○耕地課長（窪田政英君）

ただいまありました多面的機能交付金の整備の対象となる箇所が、農道、農地、ため池、水路、そういった部分に限られておりまして、この交付金を使って生活道というのは非常に今のところ厳しいと理解しております。

○7番（平 秀徳君）

生活道路であって、そしてまた町道であって、もちろん農業生産の幹線道路でもあるんですね。やはりこれはどこであれば対応するんですかね。町のほうで対応していただければ一番助かりますけれども、もちろん町道ですから、町のほうで対応できればありがたいんですけれども。

以前、字集落においては、集落の生活道路は町の補助金、あるいはまた地元負担金でもって、ほとんどの生活道路の舗装がなされております。町道でありながら生活道路である、そういったところがまた舗装がなされていないんですね。そういったところをやはり今のこのため池の支払い交付金、そういったものを何とかして活用できないものか。もちろん農業生産にもこの道路というのは必要ですので、いかなものでしょうかね。

○耕地課長（窪田政英君）

議員のおっしゃる生活道、もちろん農業者の皆さんが通行するということがありますでしょうが、一応この交付金の制度の趣旨からいって、今のところ道路に関しては農道というところで縛りがありますので、これ以上は私のほうからちょっとできるということは申し上げにくいですね。

○7番（平 秀徳君）

やはりどこで対応するのか、もちろん町で対応できればありがたいですよ。私も町道であるんだけど、農地・水でもって周囲の伐採等も行っております。もちろん県道も行っております。そういったお互いの多面的機能というのをいかにして活用するかというのも非常に大事じゃないですかね。やはりこういったところもこれから要望していくべきじゃないかと思うんですよ。要請して終わります。

○議長（今井吉男君）

要請ですね。

○8番（松元道芳君）

キャラクターのちなボーの件ですが、ちなボーは、夏祭り、8月1日、2日なんですけど、間に合いそうですか、課長。

○企画振興課長（榮 照和君）

その夏祭りに合わせて準備していきますので、間に合います。

○8番（松元道芳君）

その1週間前に和泊町で祭りがあります。観光協会は1つになりましたので、ちなボー君とリリーちゃんと一緒にアベックでパレードさせたいと思っていますので、ぜひもう1週間前に完成させてください。

あと、きのうの件ですが、ふるさとの入り口の看板、あれもぜひこの祭りを楽しみに帰省が多いですので、その看板もぜひ間に合わせて製作させてください。

以上でございます。

○2番（今井宏毅君）

道路の件でちょっとお伺いしたいんですが、前耕地課長に田皆第1団地ですか、下の団地、下水道処理場の上の団地ですね、あそこのところを田皆字で農地・水・環境を整備しましたが、その折に前課長は、農地・水で対応してくださいというお願いがありまして、それでやるつもりでございましたけれども、そこが町道に変更になるか、あるいは町でやるということになっているようですが、その辺を少し説明してください。

○建設課長（高風勝一郎君）

ただいまご指摘の道路に関しまして、すみません、町道となっているかどうかのまず判断、ちょっとわかっていないのと、今後そのような話は現在聞いておりませんので、また後ほど話をまとめまして検討したいと思っております。すみません。

○2番（今井宏毅君）

その下水道処理場から、市来哲夫さんの家からその団地の前まで、わずか10メートルちょっとですか、そこはもうオートバイが何度もこけたということで非常に苦情が出ておりまして、それであれば前耕地課長と話したときには、農地・水・環境で対応するという事だったんですけども、いずれにしろ、田皆のその農地・水・環境はそこでとまっております。そこで何回も事故があったと、事故ってけがする程度ではなかったみたいですが、非常に危険だということで言っております。これは耕地課、それから土木課を含めて早急な検討をしていただいて、その箇所の補修なのか、あるいは全体なのか、その辺を早急にやっていただきたいと、これは強く要望が出ておりますので検討していただき、要請します。

○10番（西田治利君）

先ほどのちなボーの件ですけれども一応確認ですけれども、備品購入費として製

作費を73万3,000円組んであるということであれば、これはあくまでも町の備品ということで捉えてよろしいですか。

○企画振興課長（榮 照和君）

備品として製作いたしますので、極力大事に扱って長く使いたいと思います。

○議長（今井吉男君）

進めます。

○3番（名間武忠君）

土木費の港湾管理費のことでお尋ねします。新しく600万円が生じていますけれども、この600万円については新たに生じたのか、あるいは今までやっておったところの箇所なのか、箇所についてお尋ねします。

○建設課長（高風勝一郎君）

この予算に関しましては、知名漁港の港湾管理費負担金を行う予算でございますが、当初、県のほうで水産物供給基盤機能保全事業という名前で知名漁港のマイナス7.5メートルの岸壁の改良を実施する予定でありました。そのときは町負担はゼロで負担金がなかったわけで、当初予算には計上しておりませんでした。その後、県のほうから東日本大震災の経験から、対地震、対津波に対する機能診断を26年度に行いなさいということになったということで、今回27年度、その機能診断を優先して行います。ただ、その診断結果によっては、マイナス7.5メートルの岸壁の改良がいつ実施できるかわからない、おくれることも想定して、ことし平成27年度にはそれに影響のしない臨港道路に関しての改良事業を行いたいというふうなところで、それに関しては町の負担金が3分の0.4、いわゆる600万円の負担金が必要だということで今回計上させていただきました。

○3番（名間武忠君）

あの7半の岸壁の車どめの破損なんですけれども、これについては、以前は後ろから車の出し入れができるような船だったわけですね。それで車どめが数カ所、破損になって、今、移動性のもの、仮のものを設置されておるわけなんですけれども、この間、フェリーきかいに乗る機会がありまして水曜日と金曜日、今、ここ来ていますので、そのときに大変、乗り心地もいいというようなことだったんです。実際、乗ってみて実際にそうだなということを体感いたしましたわけなんですけれども、見ておって、あの車どめがないということはまず危険であるし、せっかくフェリーきかいが初出航で盛大なセレモニーをして、また知名町の港を使うというようなことでずっと行政側もやってきておったわけですので、その経過も含めて、さらに安全性の面からもぜひ固定になった車どめをする必要があろうと思いますので、これはぜひ県

のほうにも要望していただきたいと思います。

それからあと1点ですが、これは総務課長にお尋ねしますが、知名漁港から来る先ほどの知名港の水曜日と金曜日については、知名漁港から出るわけですので、大変、名瀬まで着くのは早いと、着く時間が。徳之島をバッコウですので着いておりませんので、上りの船は和泊から出る船よりも知名漁港から出る今のフェリーきかいのほうが早い時間に着くというようなこと等もあって、名瀬に行くときの旅費については知名漁港からの旅費のほうとしていただきたい、その点についてはいかがでしょうか。

○総務課長（栄 信一郎君）

新造船が就航した等々もございまして、課長会等でも話してあります。早速、旅行命令等の変更をして何名か実際に乗船をいたしております。そのように知名漁港の利用の促進も含めて、また旅費の件もございしますが、そのように利用を促進していくためにも、また職員のその旅行命令等には注意をしながら、知名漁港から出る、また知名漁港に奄美、名瀬港等から着く便については利用の徹底を図ってまいりたいと思います。

○2番（今井宏毅君）

やはり、知名町内で奄美行き、鹿児島行き、切符を買うと、それなりの手数料がその代理店に出ます。それを皆さん、私も含めて間に合わないというところの中で、和泊町で買っている方もたくさんいると思います。やはりそれぞれの町で切符を販売して、その手数料が町に入るということを大きく知らせていただいて、地元を使っていたくというようなことをぜひ進めていただきたい。広報してほしいと思います。要請します。

あと1点、先ほどせつかく松元議員のほうから要望がありましたので、保健課長、まだ要望が届いていないということなんですが、早速、要望書も上げますが、その折には実行していただけるのかどうかお伺いしたいと思います。よろしく。

○保健福祉課長（安田廣一郎君）

ごみステーションの設置については、私の知る限りは、地元で設置していただいているという認識を持っております。それから、場所についても、要望書の中身を見て、またいろいろご検討させていただきたいと思います。

○議長（今井吉男君）

よろしいですか。

○2番（今井宏毅君）

はい、いいです。

○議長（今井吉男君）

進めます。

○6番（山崎賢治君）

ちょっと1点だけ、先ほど平議員がありましたけれども、多面的機能交付金について、耕地課長、例年ですと新しい制度に変わった場合は、役場の皆さん、担当の職員が集落に來られて詳細での説明があったんですよ。今回はなかったんですよね。区長単独で説明をしておったんですけれども、それはなぜでしょうか。非常に複雑な制度なのに、役場の担当者がやっぱり集落まで来てもらって詳細な部分、町民に字民に説明したほうがわかりやすかったんじゃないかなという感じしたんですけども、何か意味があるんだろうか。

○耕地課長（窪田政英君）

確かに本年度から多面的機能支払い交付金という制度に、従来ありました公助活動ともう一つありました2つの活動に分かれていたのが一つに統合されて、今の先ほど申し上げた多面的機能支払い交付金という制度になりまして、繰越金の取り扱いや、そういったものも多少変わったところもあります。一度、確認した事情を区長会のほうで説明をさせていただいたというようなこともありましたけれども、今、議員がおっしゃるのも、確かに実際に活動をしていただくのはそれぞれの支援体の皆さんですので、また耕地課としても、その制度の内容を周知できるように、これから字に入って説明が必要であればしていきたいと思えます。

○6番（山崎賢治君）

ぜひそのように取り計らっていただきたい。

それともう1点は、運用の仕方についてなんですが、非常に各集落へ交付金の金額が増額されています。その使い道が一番問題なんですけれども、要は、区長の説明を聞きますと、例えば沈砂地の泥出しとか清掃とか、それとフェンスの故障部分に対する補修であるとか、そういうのにその金額を運用しなさいよというような解釈をしているんですよ。そういうことになりますと、あのフェンスを交換した場合、かなりの予算がかかるわけですね。そうするとほかの活動へ支障を来す可能性、十分あるんですよね。結構あるんですよ。その辺について、もっと区長の皆さんが理解していないと、せっかくの交付金が、ただその重機の使用料とか、あるいは業者への支払いとか、そういう部分に利用されてしまったら、昔から従来からの目的がちょっとずれていくんじゃないかなという感じするんですけれども、そういう説明をされているんだろうかと思うんですけれども、どうですか、その辺。

○耕地課長（窪田政英君）

その予算が交付金の額が増額したというものについては、一応、私の理解しているところでは、面積に対する単価がふえたということによるものだと理解しています。この各支援隊の皆さんが取り組む地区というのは、地図にお示しして色塗りをしてあって、その中の農道であったり、り面、または水路、ため池、そういったものについて地区の皆さんで協議して、優先順位をつけて整備していった維持管理をしてくださいというのが、この事業の趣旨でございます。今おっしゃった農道であったり、または施設であったりというのは、なかなか人手では対応できない箇所があると思いますので、そこはやはり重機を入れたり業者に委託をするという方法によるかもしれませんが、そういったものについても総量、予算は決まっていますので、できればその支援体の皆さんで字の皆さんで相談して優先順位をつけて、どういうふうにしてこれを執行していくのか、それは各団体のほうで協議していただければと思います。

○6番（山崎賢治君）

ぜひ、特に幹線農道の清掃とか雑草対策、そういう部分に早目にその活用、運用をして、2つ目にそういう部分に使われたほうがもっと効果があるんじゃないかなというふうに感じますので、よろしく要請をしておきます。

○議長（今井吉男君）

15ページ。

16ページ。

○3番（名間武忠君）

これは町長に伺いたいと思います。ここの公民館費の中で公民館長としての賃金が計上されておりますが、このことについて嘱託とした報酬での考えがないのかあるのかお伺いします。

○町長（平安正盛君）

4月の人事関係のときにもいろいろ角度から検討したんですが、いろいろ本人の都合、意向もあるし、また私ども年金受給の関係等もあって、今後どうするか、以前は嘱託でやっていたのが館長の職務も嘱託の制度をなくした経緯もありますので、この1年様子を見たいと。同時に、以前から申し上げているとおり、職員の絶対数が足りない現実を、この1年は一応経緯を見ながら検討していきたいということで、今回の賃金で対応したということです。

○3番（名間武忠君）

先ほどありましたように、従来は公民館長としての嘱託だったと。今は生涯学習課長がさらに公民館長も兼ねているというような人事の中で、場所が離れておると、

部署が違うというようなことになると、本来の今言った公民館長あるいは図書館長としての業務に支障を来すんじゃないかというような気もいたしております。合わせて3つの課の責任ということについても、結構幅広く重たいものがあると思うわけなんです。

課の権限、あるいは課の運営等については、やはりその同じ箇所において目配りができるような、あるいは実際、課の雰囲気がかかるような状況にあったほうが、より課の運営がスムーズにいくものだと思っております。というようなことで、先ほど、町長がことし、状況を見ての判断だということのようではありますが、これが誰が個人的になるならないじゃなく、この職については今、言ったような嘱託、あるいは公民館長としたほうが、あるいは図書館長としたほうがより課の運営が円滑にいくというようなこと等も含めて、将来についてはぜひそのような方向で検討していただきたいと要請をしておきます。

#### ○2番（今井宏毅君）

田皆中学校屋内運動場新增築事業に関連しまして、16日に一般質問の中でも言いましたが、やはり県道のその体育館が解体後は非常に危険な箇所になりますので、これは県の事業であって、県の計画の中で県の改良が進んでいるわけですが、今から県のほうにも地元の声としてぜひ要望をしていただきたいと。その危険箇所であるということのカーブ補正、そこを危険箇所の優先度をまず県に要請を要望していただきたいということが1点と。

それと生涯学習課長にお聞きしますが、水鏡洞の4,000年前の人骨、鹿児島女子短大のほうにまだ預けたままになっております。今後どうなっていくのか、計画があればお伺いをしたいと思います。

#### ○教育委員会事務局次長兼生涯学習課長兼中央公民館長兼図書館長（大郷一雄君）

お答えしたいと思います。今、まだ向こうのほうで預かるということで、こちらのほうで保管する適切な施設が整っていないものですから、そのままになっております。今後も検討しながら担当と相談して早い時期に戻せるようにしたいと思っております。

以上です。

#### ○2番（今井宏毅君）

いろんな中で難しい、当然その施設ができなければ迎えることもできません。やはりそういったところは、大きなもう本当に人骨なんです、資源と一緒に大きな財産であるということも含めて、いろんなこれからの今後のこの島の観光関係を含めて総合的な観点から、ぜひとも一日も早くふるさとに返していただきたいと思っ

ておりますので、そのことも心にとめてしっかりとやっていただきたいと要望しておきたいと思います。

○議長（今井吉男君）

17ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで事項別明細書による質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

討論なしと認めます。

これから、議案第44号、平成27年度知名町一般会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第44号、平成27年度知名町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

○建設課長（高風勝一郎君）

先ほど平議員より、生活道路に関しての整備という件、お答えさせていただきまず。

建設課のほうで生活道路に関して対応いたしております。基本的には、アスファルト舗装、3センチの舗装を行っておりますが、一応、字のほうから要望書を上げていただいて、その対応をいたしております。建設課のほうで対応しているということです。

○議長（今井吉男君）

しばらく休憩します。

11時40分から再開します。

休 憩 午前11時24分

---

再 開 午前11時40分

○議長（今井吉男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第6 議案第45号 平成27年度知名町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（今井吉男君）

日程第6、議案第45号、平成27年度知名町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について説明を求めます。

○町長（平安正盛君）

ただいまご提案いたしました議案第45号は、平成27年度知名町介護保険特別会計補正予算（第1号）の案件であります。

今回の補正は歳入間の組み替えを行うもので、歳入歳出の増減はありません。

主な補正の内容は、歳入については、平成27年4月から公費を投入して低所得者の第1号保険料の軽減強化を行うこととされたことに伴い、保険料を減額し、介護保険の制度改正に伴い、低所得者保険料軽減繰入金を新規に計上しました。このことについては、先ほどの単独議案の関連でございます。

詳細については、お手元の補正説明書をごらんください。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（今井吉男君）

これから総括的質疑を行います。

第1表歳入歳出予算補正、1ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで総括的質疑を終わり、次に事項別明細書による質疑を行います。

歳入、3ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで事項別明細書による質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

討論なしと認めます。

これから、議案第45号、平成27年度知名町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第45号、平成27年度知名町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

しばらくお待ちください。

#### △日程第7 議案第46号 平成27年度知名町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（今井吉男君）

日程第7、議案第46号、平成27年度知名町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について説明を求めます。

○町長（平安正盛君）

ただいまご提案いたしました議案第46号は、平成27年度知名町下水道事業特別会計補正予算（第1号）に関する案件であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,890万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,029万2,000円と決めました。

主な補正の内容ですが、歳入では、下水道事業国庫補助金510万円、下水道事業費債1,380万円を計上しました。歳出も同じく処理施設改築事業委託料960万円、知名環境センター散気装置修繕費935万3,000円を計上し、予備費を5万3,000円減額しました。また、天日乾燥床汚泥乾燥用ファン購入のため20万6,000円を需用費から備品購入費へ組み替えたものであります。

詳細については、お手元の予算説明書をごらんください。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（今井吉男君）

これから総括的質疑を行います。

第1表歳入歳出予算補正、歳入、1ページ。

歳出、2ページ。

第2表地方債補正、3ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで総括的質疑を終わり、次に事項別明細書による質疑を行います。

歳入、6ページ。

歳出、7ページ。

○10番（西田治利君）

処理施設改築事業委託料と修繕料の960万円、935万3,000円、両方について、ちょっと説明をお願いします。

○建設課長（高風勝一郎君）

まず、処理施設改築事業費960万円増額の件でありますけれども、知名町の下水道長寿命化計画を平成24年度に作成しております。そのときに知名環境センターについての処理場内の改築更新の計画を立てておりまして、幾つか設備の改築更新が必要だということで、そのとき計上されたのが補正前の額の3,400万円という額で計上をしておりました。平成24年度策定のときの金額でございます。今回、その長寿命化計画に合わせて整備、設備の改築更新を行うわけですけれども、再度、今年度行うということで積み上げた結果、計上されていなかった部分も含めて出てきたものですから、今回計上させていただきました。

主なものとして4点ほどです。考え方としては、こちらのほうに鹿児島から海上輸送費を積み上げるべきものを計上していなかった部分、あと、こちらのほうで改築更新整備をする技術員、作業員の旅費と宿泊費を計上していなかった部分、あと、最終的に処理した水が放流されるわけですけれども、その放流する放流流量計も今回改築更新をいたしたいと思っておりますが、どうしても作業時に一旦、土のう等で水をとめて仮設ポンプで排水をしなければいけないということがわかりまして、その仮設費の計上。あと、もう三、四年たちまして資材の高騰等もありまして、再度積み上げた結果、960万円の増額というふうになりました。

それから、その下の知名環境センター散気装置修繕事業費でございますが、現在、処理をするエアレーションタンク、いわゆる円形の機器が2つ、大きな機器がございます。そのエアレーションタンクの中に、いわゆる空気を入れまして微生物を発生するプロペラがついている抜気装置というのがございます。そのプロペラがついている抜気装置が2基、それぞれエアレーションタンク2つある中でそれぞれ6基ずつそのプロペラの抜気装置がついておりますけれども、1基、まずエアレーショ

ンタンク1つが2つ、2基、抜気装置が2つ、もう一つも同じく2つ、計4基の抜気装置が現在、故障中でありまして、これ以上、抜気装置がまた故障しますと泡を起こして微生物を発生する機能が低下していくということで、その4基分の故障修繕を行いたいということで積み上げをしましたら935万3,000円、今回計上させていただきました。

以上です。

○10番（西田治利君）

あそこは場所的に考えても、海のそばであるということから考えて、やっぱり老朽化が少し早いとかそういったことが感じられないかどうか。

○建設課長（高風勝一郎君）

もちろん議員がおっしゃる部分も一部あると思いますが、現在、処理場に関しては、各処理場、それからポンプ施設と委託業務を行って常に整備点検を行っておりますので、そのあたりは日々の点検でなるべく長く使えるように、現在、工夫も兼ねて進めておりますので大丈夫かと思っております。

○10番（西田治利君）

もう一つ、今、災害の話がよく頻繁に言われておりますけれども、やはり塩害、あるいは高潮、高波等による設備もちょっと足りない面があるんじゃないかなと思うんですけれども、海寄りのかさ上げについては考慮する必要はないですか。

○建設課長（高風勝一郎君）

当初、知名環境センター整備が終わりまして、そのときは海側、南側の土手の上にはネットフェンスを設置しておりました。たしか平成16年だったと思いますが、大きな台風が、いわゆるお話ありました高波、高潮の時間帯と重なりまして、海側のもう防波堤を越波しまして処理場まで入ってきた経緯がございます。その後、平成20年に知名環境センターの場内整備工事で復旧をいたしまして、現在、天日乾燥所も含めてフラットというか、当初は同じ高さで整備をしてありましたけれども、現在は擁壁等も含めてかさ上げをしてそれに対処できるように整備をしたところでございます。

○議長（今井吉男君）

これで事項別明細書による質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

討論なしと認めます。

これから、議案第46号、平成27年度知名町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第46号、平成27年度知名町下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

保健福祉課長から報告事項があります。

○保健福祉課長（安田廣一郎君）

沖永良部島分屯基地の浄化槽の水質検査を、毎月、私ども結果をいただいておりますので、その報告をさせていただきます。

昨年度の5月からことしの4月までの水質検査の結果につきましては、検査項目全てにおいて基準値以内におさまっていることをここで報告させていただきます。

△日程第8 陳情第2号 浄化槽改変新設工事に対するご支援についての陳情

○議長（今井吉男君）

日程第8、陳情第2号、浄化槽改変新設工事に対するご支援についての陳情を議題とします。

総務文教常任委員長の報告を求めます。

○総務文教常任委員長（名間武忠君）

平成27年6月18日。

知名町議会議長、今井吉男殿。

総務文教常任委員会委員長、名間武忠。

委員会審査報告。

本委員会に付託の事件を審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により、ご報告いたします。

記。

陳情第2号、浄化槽改変新設工事に対するご支援について、陳情、審査結果、採択すべきもの。

以上。

○議長（今井吉男君）

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

討論なしと認めます。

これから、陳情第2号、浄化槽改変新設工事に対するご支援についての陳情を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。

この陳情は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、陳情第2号、浄化槽改変新設工事に対するご支援についての陳情は、採択することに決定しました。

△日程第9 陳情第5号 TPP（環太平洋連携協定）交渉に関する  
陳情

○議長（今井吉男君）

日程第9、陳情第5号、TPP（環太平洋連携協定）交渉に関する陳情を議題とします。

経済建設常任委員長の報告を求めます。

○経済建設常任委員長（山崎賢治君）

平成27年6月18日。

知名町議会議長、今井吉男殿。

経済建設常任委員会委員長、山崎賢治。

委員会審査報告。

本委員会に付託の事件を審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により、ご報告いたします。

記。

陳情第5号、T P P（環太平洋連携協定）交渉に関する陳情、審査結果、採択すべきもの。

以上。

○議長（今井吉男君）

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

討論なしと認めます。

これから、陳情第5号、T P P（環太平洋連携協定）交渉に関する陳情を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。

この陳情は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、陳情第5号、T P P（環太平洋連携協定）交渉に関する陳情は、採択することに決定しました。

#### △日程第10 発議第2号 知名町議会会議規則の一部を改正する規則について

○議長（今井吉男君）

日程第10、発議第2号、知名町議会会議規則の一部を改正する規則についてを

議題とします。

これは、議会運営委員会から、地方自治法第109条第6項及び会議規則第14条第3項の規定により提案されたものであります。

本案について説明を求めます。

○議会運営委員長（福井源乃介君）

発議第2号。

知名町議会議長、今井吉男殿。

議会運営委員会委員長、福井源乃介。

知名町議会会議規則の一部を改正する規則について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び第7項並びに会議規則第14条第3項の規定により提出します。

提案理由としては、議会における欠席の届け出の取り扱いに関して、社会情勢などを勘案し、出産の場合の届け出について新たに規定するものであります。よろしくお願いします。

○議長（今井吉男君）

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

討論なしと認めます。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、発議第2号、知名町議会会議規則の一部を改正する規則は、原案のとおり可決されました。

しばらく延長します。

△日程第 1 1 発議第 3 号 議員派遣について

○議長（今井吉男君）

日程第 1 1、発議第 3 号、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、会議規則第 1 2 9 条第 1 項の規定によって、お手元に配付してありますとおりで議員を派遣したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、発議第 3 号、議員派遣の件については、お手元に配付してありますとおりで派遣することに決定しました。

△日程第 1 2 発議第 4 号 TPP（環太平洋連携協定）交渉に関する意見書

○議長（今井吉男君）

日程第 1 2、発議第 4 号、TPP 交渉に関する意見書を議題とします。

意見書は配付してありますので朗読を省略します。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

討論なしと認めます。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、発議第4号、TPP交渉に関する意見書は、原案のとおり可決されました。

### △日程第13 発議第5号 森・里・川・海環境税（仮称）の創設に関する決議

#### ○議長（今井吉男君）

日程第13、発議第5号、森・里・川・海環境税（仮称）の創設に関する決議を議題とします。

決議文は配付してありますので朗読を省略します。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（今井吉男君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（今井吉男君）

討論なしと認めます。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、発議第5号、森・里・川・海環境税（仮称）の創設に関する決議は、原案のとおり可決されました。

### △日程第14 決定第3号 閉会中の継続審査の件について

#### ○議長（今井吉男君）

日程第14、閉会中の継続審査の件を議題とします。

総務文教常任委員長及び経済建設常任委員長から、目下、委員会において審査中の件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付してあります申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、総務文教常任委員長及び経済建設常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

△日程第15 決定第4号 閉会中の継続調査の件について

○議長（今井吉男君）

日程第15、閉会中の継続調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付の本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成27年第2回知名町議会定例会を閉会します。

閉 会 午後 0時05分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

知名町議会議長 今井 吉男

知名町議会議員 森山 進

知名町議会議員 山崎 賢治

